

# 野田市環境基本計画

(改訂案)

平成29年 月 改訂

野 田 市



## 目次

<b>第1章 計画策定の基本的事項</b> .....	1
1 計画策定の背景.....	1
(1) 環境問題の動向.....	1
(2) 国の取組.....	1
(3) 千葉県の取組.....	2
(4) 野田市の取組.....	3
2 計画策定の概要.....	6
(1) 本計画の目的.....	6
(2) 本計画の考え方.....	6
(3) 本計画の役割.....	8
(4) 本計画の位置付け.....	9
(5) 本計画の期間・目標年次.....	10
(6) 本計画の対象地域.....	10
(7) 本計画に取り組む各主体とその役割.....	10
(8) 本計画が対象とする環境の範囲.....	11
<b>第2章 環境の現状</b> .....	13
1 地域の概況.....	13
(1) 地勢・沿革.....	13
(2) 人口・世帯数.....	14
(3) 産業.....	15
(4) 土地利用.....	16
(5) 交通状況.....	17
(6) 歴史・文化財.....	19
(7) 公園・緑地.....	19
2 環境の現状.....	20
(1) 大気.....	20
(2) 水質.....	23
(3) 騒音・振動.....	27
(4) 悪臭.....	28
(5) 地盤沈下.....	29
(6) 公害苦情.....	31
(7) 上水道・下水道.....	32
(8) 廃棄物.....	33
(9) エネルギー.....	36
(10) 地球温暖化.....	37
(11) 自然環境.....	38

<b>第3章 環境に関する市民の意識調査（アンケート調査）</b> .....	45
1 調査の目的 .....	45
2 調査の概要 .....	45
3 回収率 .....	45
4 アンケート調査結果 .....	46
<b>第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出</b> .....	51
<b>第5章 望ましい環境像</b> .....	59
1 望ましい環境像 .....	59
2 基本方向 .....	59
<b>第6章 環境施策と行動計画</b> .....	63
基本方向1 自然との共生の確保 .....	64
基本方向2 快適な都市環境の確保 .....	69
基本方向3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現 .....	76
基本方向4 地球環境保全への貢献 .....	85
基本方向5 環境への負荷の少ない社会の実現 .....	91
基本方向6 みんなが参加する取組 .....	101
<b>第7章 重点施策</b> .....	107
重点施策1 生物多様性の保全 .....	109
重点施策2 廃棄物の減量・リサイクルの推進 .....	110
重点施策3 地質環境保全施策の推進 .....	111
重点施策4 環境教育・環境学習の推進 .....	112
<b>第8章 計画の推進方策</b> .....	113
1 計画推進の基本的考え方 .....	113
2 計画の周知 .....	114
3 財源の確保 .....	114

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 計画策定の背景

### (1) 環境問題の動向

これまで、高度経済成長の中で公害の克服に多大な努力を行ってきたが、資源の大量消費や大量廃棄、発展途上国における爆発的な人口増加に伴う食糧需要の増大など社会経済活動の拡大は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題を引き起こし、人類共通の課題となっている。

これらの問題を解決するためには、エネルギーや資源を大量に消費する社会経済活動やライフスタイルの見直しが求められており、また、ライフスタイルは大量消費型からの脱却や自然環境の保全などの具体的行動だけでなく、「もったいない」などの精神的な在り方にも及んでいます。

また、深刻化する地球温暖化問題については、防止のための国際的取組の枠組みを決定する場として、「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：地球温暖化防止京都会議）」が1997年（平成9年）12月に京都市で開催され、2015年末に開かれた国連の気候変動に関する会議（COP21）では、21世紀後半の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すため、世界が協力することを約束した、歴史的な国際協定が締結され、日本政府も、「温室効果ガスを2030年までに26%削減する（2013年比）」という目標を掲げています。パリ協定の合意後は、国内の温暖化対策を強化し、より真剣に取り組んでいくことが求められます。

### (2) 国の取組

#### ◇◇環境基本法と環境基本計画◇◇

環境行政の基本法である「環境基本法」が平成5年11月に公布され、翌平成6年12月には、「第一次環境基本計画」が策定されました。その後、環境基本計画は見直しが行われ、平成12年12月には「第二次環境基本計画」、平成18年4月には、環境・経済・社会の統合的な向上等の新たな方向性を盛り込んだ「第三次環境基本計画」が策定され、平成24年4月には、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を総合的に目指すことや東日本大震災による復旧・復興に係る施策や放射性物質による環境汚染対策を盛り込んだ「第四次環境基本計画」が策定されています。

#### ◇◇自然環境◇◇

自然環境としては、失われた自然環境を取り戻すため、「自然再生推進法」が平成14年12月に公布されています。

平成16年6月には、外来生物による生態系のかく乱を排除するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が制定され、平成25年4月には、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策の強化を図るため、外来生物の定義を改め、特定外来生物が交雑して生じた生物についても特定外来生物に指定できるようにするなどの改正がされています。

#### ◇◇生活環境◇◇

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会や国民のライフスタイルを見直すため、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に公布されています。

平成15年3月には「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。平成12年からは、

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」等の個別リサイクル関連法が順次制定されています。

環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）について、公的機関による調達推進及び環境情報の提供促進のため、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が公布されました。

有害な化学物質に対しては、平成11年7月に、ダイオキシン類の排出を規制するための「ダイオキシン類対策特別措置法」及び事業者による有害化学物質の自主管理を推進するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」がそれぞれ制定されました。

### ◇◇地球環境◇◇

地球温暖化防止のため、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が平成10年10月に公布（平成14年改正）され、平成17年2月には、「京都議定書」が発効されました。平成27年7月には、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%まで削減する目標を柱とする約束草案を国連に提出しています。この目標の達成のため、特に家庭や市役所等の業務部門は、約4割という大幅な排出削減が必要となります。そのため、国としても、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進する普及啓発が極めて重要な施策となります。

## （3）千葉県の取組

### ◇◇環境基本条例と環境基本計画◇◇

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全し、快適な環境の実現を目指す環境県政の基本条例である「千葉県環境基本条例」が平成7年3月に制定されました。

平成8年8月には「千葉県環境基本計画」が策定され、この計画に基づいて各種施策が展開されています。その後、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの地球環境全体の持続性に関わる問題、環境学習の推進など、環境を取り巻く状況が大きく変化したため、同計画を全面改訂し、平成20年3月に新たな「千葉県環境基本計画」が策定されました。

千葉県環境基本計画策定から7年が経過し、この間、千葉県の自然環境や生活環境をめぐる状況は変化し新たな課題が生じていることから、平成27年3月に計画の見直しが行われ、東日本大震災に起因する新たな環境問題への対応やPM2.5などの新たな環境問題への対応が盛り込まれました。

### ◇◇自然環境◇◇

優れた天然林や希少な野生動植物が生息・生育している地域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境を守るため、昭和48年4月に「千葉県自然環境保全条例」が制定されています。その後、平成17年4月には条例の一部が改正されています。その他、自然環境保全対策として、「自然環境保全協定」、「自然環境保全基礎調査」、「みどりの基金の造成」などが行われており、また、平成15年3月には、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」が制定されています。その後、平成19年9月には、企業の人的、経済的支援の波及効果により、活動団体の増加が見込まれることから、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」の一部を改正し、企業の参加を推進することになりました。

## ◇◇生活環境◇◇

公害防止に関しては、昭和46年7月に「千葉県公害防止条例」を全面改正し、その後も時代に合わせ、度重なる改正が行われています。

廃棄物に関しては、昭和46年9月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が制定され、その後、廃棄物の適正処理や3R運動を推進し、有限な資源を効率的に利用する資源循環型社会の構築を目指していくため「千葉県廃棄物処理計画」が平成20年9月に策定されました。その他、産業廃棄物の適正処理を確保するため「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」が平成14年3月に制定されています。

また、千葉県環境基本計画を上位計画とした千葉県廃棄物処理計画は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5か年計画である第9次計画が策定されている。

一方、ごみの発生抑制や減量化・再資源化に取り組むため、平成6年11月に定めた「千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針」を改訂し、平成12年3月に第二次千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針である「ちば21ごみゼロプラン」が策定されています。

## ◇◇快適環境◇◇

貴重な景観を守り育て、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創造するため、平成20年3月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」が制定されています。

## ◇◇地球環境◇◇

千葉県では、地域特性に応じて、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向を示すとともに、各分野における排出削減目標、吸収量、目標達成のための方法、推進体制の整備等を盛り込んだ「千葉県地球温暖化防止計画」を定めており、平成18年6月にはその見直しが行われました。現行の千葉県地球温暖化防止計画は、平成22年までの計画期間であったが、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響から、計画期間を次期計画策定まで延長しています。次期計画は、国の「温室効果ガスの排出量を2030年度までに13年度比26%削減」とする目標を掲げ、平成28年5月に策定しています。

## (4) 野田市の取組

### ◇◇環境基本条例と環境基本計画◇◇

本市では、環境基本法の制定など国や県の基本条例などの施策を受け、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めた「野田市環境基本条例」を平成8年7月に制定しました。

また、生活環境の保全及び公害の防止のための規制などを定めた「野田市環境保全条例」を同時期に制定しています。

「野田市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では「野田市環境基本計画」を平成11年3月に策定しています。

また、平成23年3月には、環境問題に対して的確に対応するために、現計画の見直しを行い、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえた基本方向と重点施策を展開するため、目標年度を平成32年度とする新たな計画を策定しています。

### ◇◇自然環境◇◇

野田市は、利根川や江戸川、利根運河等の豊かな水辺空間を始め、みどり豊かな自然環境が多く残るまちであり、多様な生態系も見られます。このような自然環境を活かしたゆとりある快適な環境整備を推進するため、緑地・レクリエーションゾーンを設定したり、市街化調整区域を中心に分布する優良農地については、農業振興の拠点及び都市内の緑地環境として維持保全するための農業振興ゾーンとして設定するなど、様々な取組を進めてきました。また、野田市のみどり豊かな自然環境を次世代の子どもたちに継承していくために、平成27年3月に生物多様性の戦略を策定し、生物多様性の取組等も進めております。

### ◇◇生活環境◇◇

公害防止に関しては、昭和46年4月に本市では「野田市公害防止条例」を制定し、翌年の12月には全面改正しています。また、平成9年12月に「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」が制定され、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行っています。

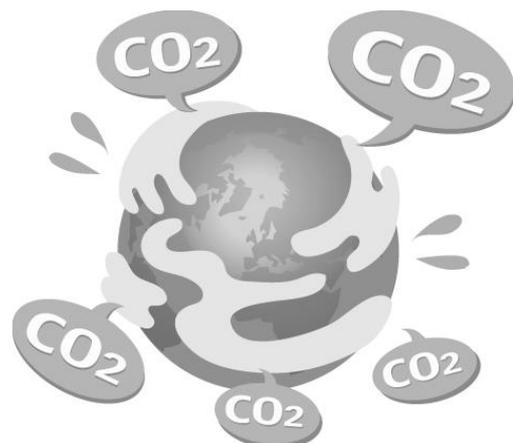
### ◇◇快適環境◇◇

清潔できれいなまちを目指すため、本市では、空き缶、吸い殻及び飼い犬の排泄物等の生活環境を損ねるものの散乱防止などを定めた「野田市環境美化条例」を平成9年3月に制定しています。

また、近年における路上喫煙に伴うタバコの火による通行人の火傷や、吸い殻のポイ捨てなどの問題が指摘されていることから、平成27年4月には、条例の名称を「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に改正し、ポイ捨てや路上喫煙を禁止し、重点区域での違反者には過料に処することができるように改正しています。

### ◇◇地球環境◇◇

本市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減に取り組んできたところです。その後、平成19年4月に市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、さらに、第一次実行計画の目標年度である平成23年度の温室効果ガス総排出量に対して6%減を目標とする第二次実行計画を平成24年に策定し、市が直接管理する施設を対象として、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。



◇◇環境行政の流れ◇◇

《年》	《世界の動向》	《国の動向》	《千葉県動向》
昭和42年		「公害対策基本法」制定	
昭和47年		「自然環境保全法」制定	
昭和63年	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）設置 オゾン層の保護のためのウィーン条約発効		
平成4年	地球サミット（国連環境開発会議）開催		「千葉県環境会議」設置
平成5年		「環境基本法」制定	「千葉県環境憲章」制定
平成6年	気候変動に関する国際連合枠組条約発効	「第一次環境基本計画」策定	
平成7年			「千葉県環境基本条例」 「千葉県環境保全条例」制定
平成8年			「千葉県環境基本計画」策定
平成9年	気候変動枠組条約第3回締約国会議にて京都議定書採択		
平成12年		「循環型社会形成推進基本法」制定 「第二次環境基本計画」策定	「千葉県地球温暖化防止計画」策定
平成14年	ヨハネスブルグサミット（持続可能な開発に関する世界首脳会議）		「ちば環境再生計画」 「千葉県廃棄物処理計画」 「千葉県資源循環型社会づくり計画」策定
平成17年	京都議定書発効		
平成18年		「第三次環境基本計画」策定	
平成20年			「千葉県環境基本計画」 「千葉県廃棄物処理計画」改訂版策定
平成24年		「第四次環境基本計画」策定	

<p>平成 27 年</p>	<p>COP21 (21 世紀後半の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す)</p>		<p>「千葉県環境基本計画」の見直し 「第 9 次千葉県廃棄物処理計画」 「千葉県地球温暖化防止計画」策定</p>
----------------	---	--	---

## 2 計画策定の概要

### (1) 本計画の目的

「野田市環境基本計画」（以下「本計画」という。）は、野田市の望ましい環境像（環境の将来の目標像）を明らかにして、市、事業者及び市民の全ての人々が、それぞれの立場で連携・協働して望ましい環境像を実現するために取り組んでいく計画です。

そして、そのような取組を推進していくことによって、自然と人々が共存・共栄する持続可能な社会を築き、市民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくことを目的としています。

### (2) 本計画の考え方

本市では、平成 8 年 7 月に、「環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ことを目的として、「野田市環境基本条例」を制定し、本市の環境保全のための基本理念などを示しています。

本計画は、この「野田市環境基本条例」に示された基本理念を実現するため、市、事業者及び市民が協働して、環境を保全及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、創造に関する目標や施策の大綱、配慮指針などを示す、環境分野の最上位計画として策定するものです。



## ◇野田市環境基本条例の4つの基本理念◇

- ◎環境の保全是、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- ◎環境の保全是、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が全ての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を防止するよう行わなければならない。
- ◎環境の保全是、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- ◎地球環境保全是、国際協力の見地から、積極的に推進されなければならない。

## ◇野田市環境基本条例（環境基本計画に関する抜粋）◇

## （環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## ◇市、事業者及び市民の責務（野田市環境基本条例より抜粋）◇

## （市の責務）

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## （市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

### (3) 本計画の役割

本計画は、基本的には市が策定し実施する、いわゆる「市計画」ですが、環境問題は市だけでは解決できないものであることから、社会全体の目標の達成に向けて事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体も含んだ全ての主体が実施するという「社会計画」としての性格を併せ持つ計画です。

本計画は、この目的を達成するため、次の役割を担っています。

◎環境の現況をとらえ、問題点や課題を示します。

「本市の環境の現状を踏まえ、どんなところが問題になっているか」あるいは「今後の課題として何があるのか」などを各種の統計資料及びアンケート資料などから整理し、現状や問題点、課題を示しています。

◎目標とする環境像を定め、それを実現するための基本方向を示します。

環境を長期的な視点でとらえ、本市が目標とする「環境像」を定め、それを実現するための「基本方向」を示しています。

◎基本方向を達成するための個別的な目標と具体的施策を示します。

「基本方向」を達成するために、「個別的な目標」と「具体的施策」を示しています。

◎市、事業者、市民等が行う具体的な取組を示します。

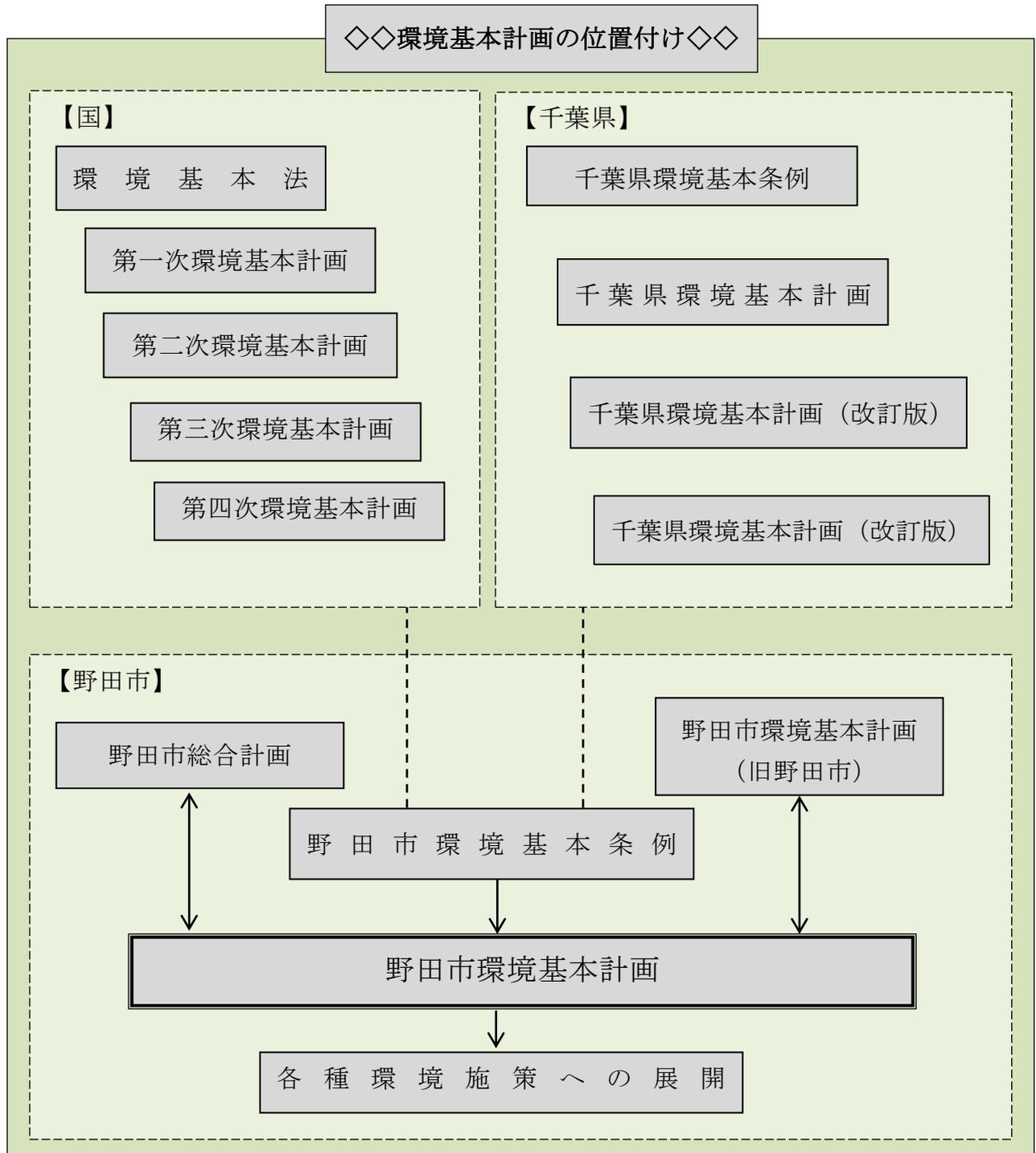
市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体が一体となってそれぞれの立場で行動を実践していくための「具体的な取組」を示しています。

◎環境基本計画を推進していくための方策を示します。

今回策定した環境基本計画を進めていくための体制や進行管理の手法などを示しています。

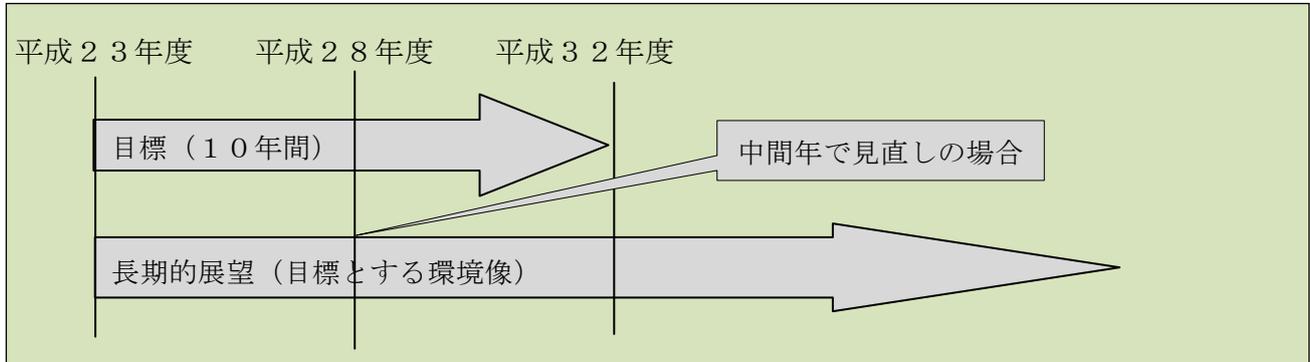
### (4) 本計画の位置付け

本計画は、国や県の関連法や条例、関連計画と連携し、「野田市総合計画」と整合を図りながら、市の各種施策の環境に関する事項や施策の推進に当たっての指針となります。



## (5) 本計画の期間・目標年次

本計画は、平成23年度を初年度とし、10年後の平成32年度を目標年度とします。ただし、今後、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



## (6) 本計画の対象地域

本計画が対象とする地域は、野田市全域とし、市域を越えた広域的な取組が必要となる場合には、周辺地域の環境や地球環境も考慮した上で、関係自治体と密接な連携を図りながら施策を講じます。

## (7) 本計画に取り組む各主体とその役割

環境問題に対して取り組み、それを解決して持続的な社会を築いていくためには、市・事業者・市民それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協働していくことが重要です。また、教育関係者や市内で環境に関する取組を行っているNPO等の市民活動団体にも、重要な活動主体となることが期待されています。これにより、本計画の主体は、本市の構成員（市、事業者及び市民）に教育関係者とNPO等の市民活動団体を加えて設定します。

各主体は、「野田市環境基本条例」の各主体の責務を踏まえ、次のような役割が期待されます。

### ◆◆市の役割◆◆

市は、環境基本条例の基本理念にのっとり、環境の保全に関する計画の策定や施策を実施していくという役割を担います。また、計画の策定や実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体の環境の保全に資する取組を支援するよう努めていく必要があります。

### ◆◆事業者の役割◆◆

事業者は、地域を担う一員として、事業活動を行うに当たり、公害の防止や自然環境を保全するなど、環境への負荷の低減に必要な措置を講じていかなければなりません。また、事業活動においては、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全の施策に協力し、持続的に発展できる社会を構築していくという役割を担います。

### ◆◆市民の役割◆◆

市民は、健全で豊かな環境の恵みを受けていることを意識して、この環境を将来の世代に継承していくという役割があります。このためには、日常生活において、資源やエネルギーの節約、

廃棄物の排出を抑制するなど、自ら環境に配慮して行動し、積極的に環境活動に参加していくとともに、市が実施する環境保全の施策に協力していく必要があります。

### ◇◇教育関係者の役割◇◇

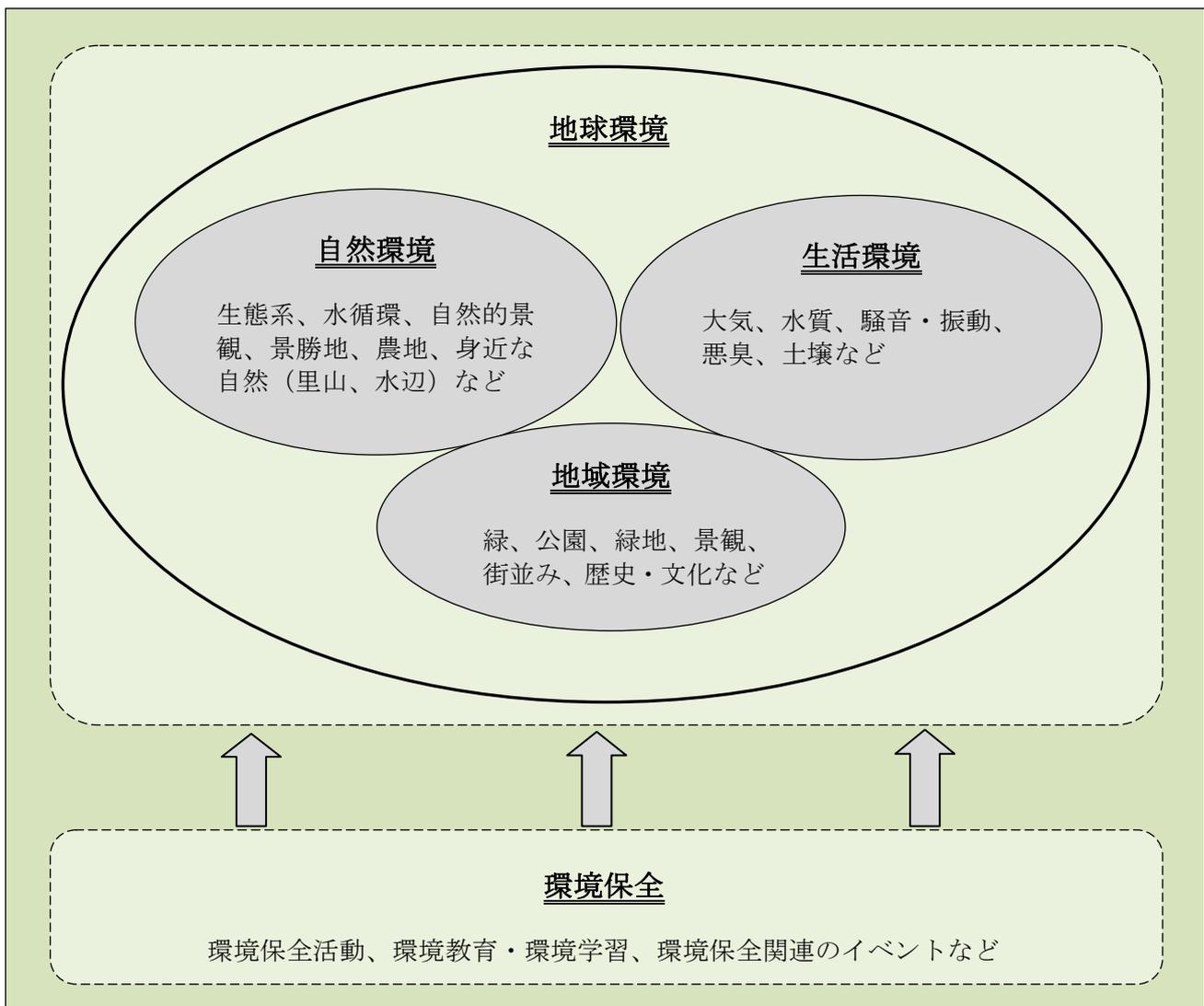
教育関係者は、研究や調査を通じて得られた知見を広く市民に伝えるとともに、環境教育の実施、子どもたちの感受性を育成し、人材を育てる役割があります。また、環境に関する研究成果を地域に還元する必要があります。

### ◇◇NPO等の市民活動団体の役割◇◇

環境保全活動の率先的な取組を行い、環境情報の提供、事業者や行政の取組を評価・提言する役割があります。このためには、他の団体や市、事業者、市民等との連携を密にし、公益的視点に立った活動をしていく必要があります。

## (8) 本計画が対象とする環境の範囲

本計画は、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的にとらえていくものとし、自然環境、生活環境、地域環境から地球環境まで幅広く対象の範囲とします。また、各環境分野の行動に関する環境保全のための行動についても対象とします。





## 第2章 環境の現状

### 1 地域の概況

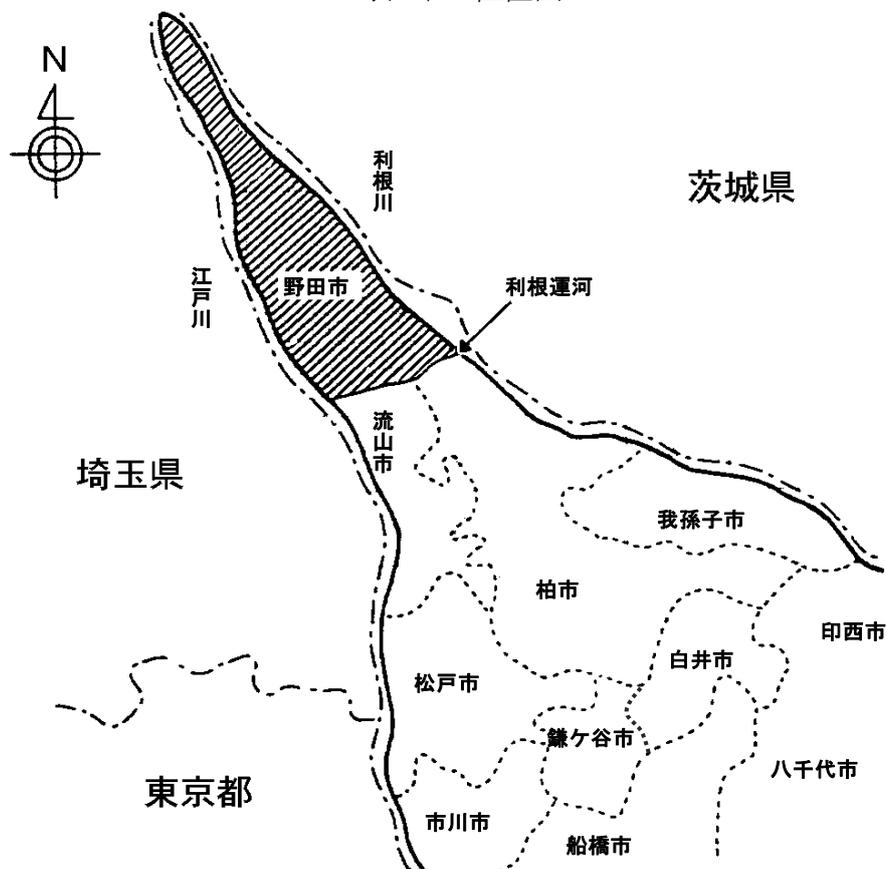
#### (1) 地勢・沿革

本市は、千葉県の北西部に位置し、東京から30km圏内にあります。南は利根運河を境に柏市・流山市と接しており、東は利根川を隔てて茨城県に、西は江戸川を隔てて埼玉県に接しています。三方を利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた地形に恵まれ、豊富な水と緑豊かな自然環境の中で、古くから醤油醸造業を中心に発展してきた歴史があります。市のほぼ全域に台地が分布しており、台地面は利根川と江戸川に注ぐ多くの河川や水路により谷や窪地が形成され、複雑な地形になっています。また、河川流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した自然堤防も形成されています。

合併に関しては、明治22年の市制町村制によって、1町3村で形成されていた野田地域は戦後復興が進む「昭和の大合併」により、昭和25年に市制を施行、昭和32年には2村と合併し、旧野田市が誕生しました。一方、関宿地域は明治22年の合併により1町2村で形成されていましたが、昭和30年に合併し、旧関宿町が誕生しました。

その後、野田市は、自治体行政基盤の強化を図り、総合的行政能力向上のため、平成15年6月6日に隣接する旧関宿町と合併し、「新しい野田市」が誕生しました。

野田市の位置図

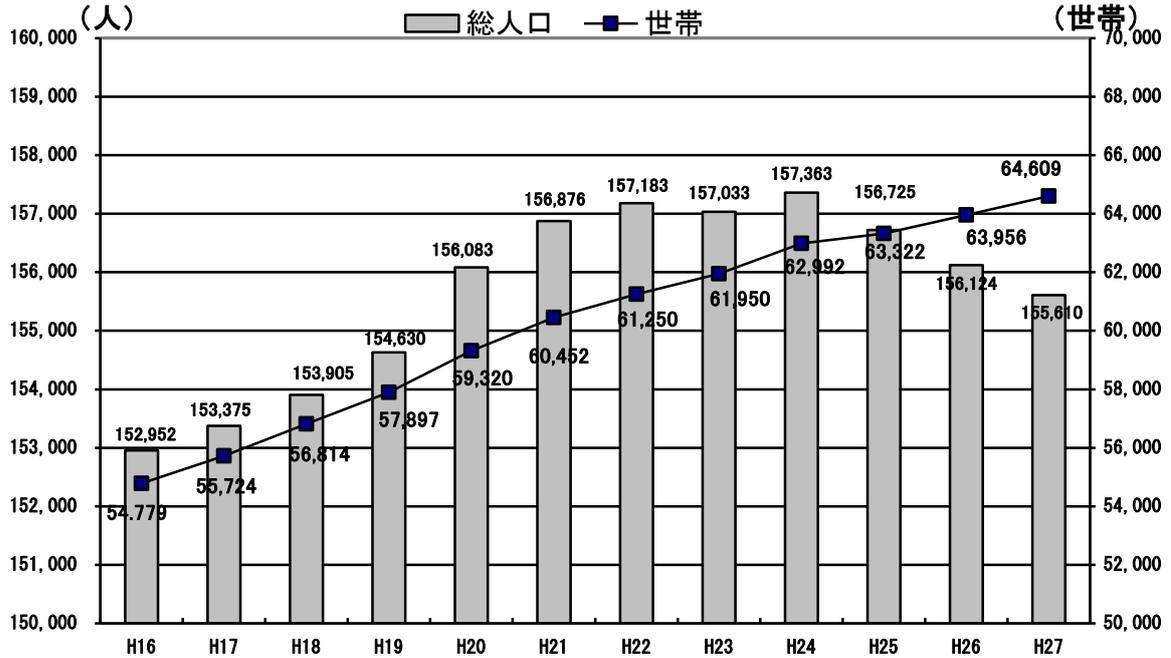


## (2) 人口・世帯数

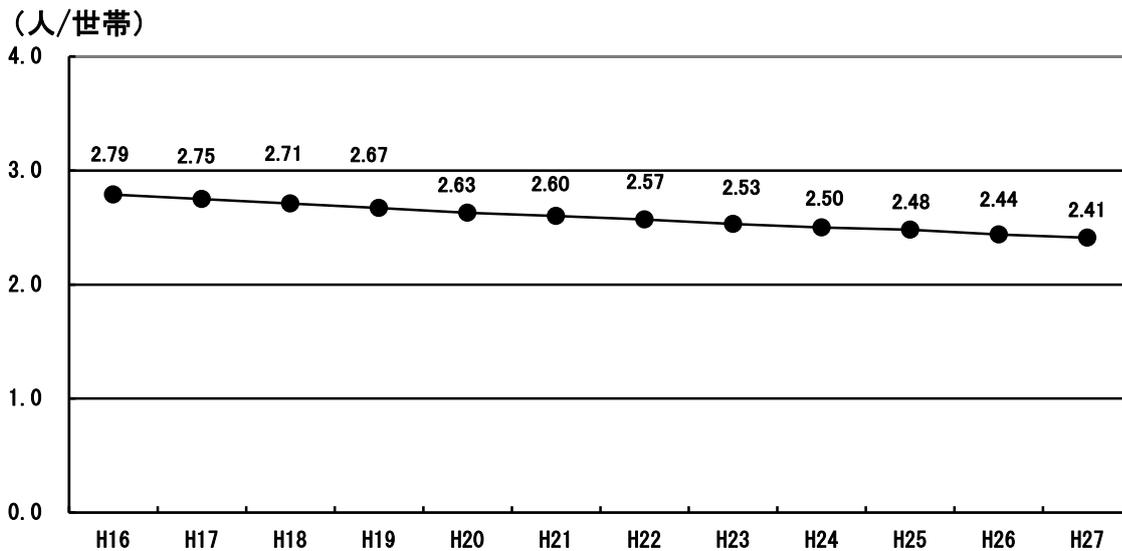
本市の人口は、平成24年をピークに減少傾向に転じており、平成27年4月1日現在で155,610人となっています。世帯数は、住宅開発に伴う住宅購買意欲の増進などの影響により、核家族化が進み、平成27年4月1日現在で64,609世帯となっています。

また、一世帯当たりの人数は、小世帯化が続いており、平成27年4月1日現在、2.41人となっています。

人口及び世帯数の推移（資料：住民基本台帳各年4月1日現在）



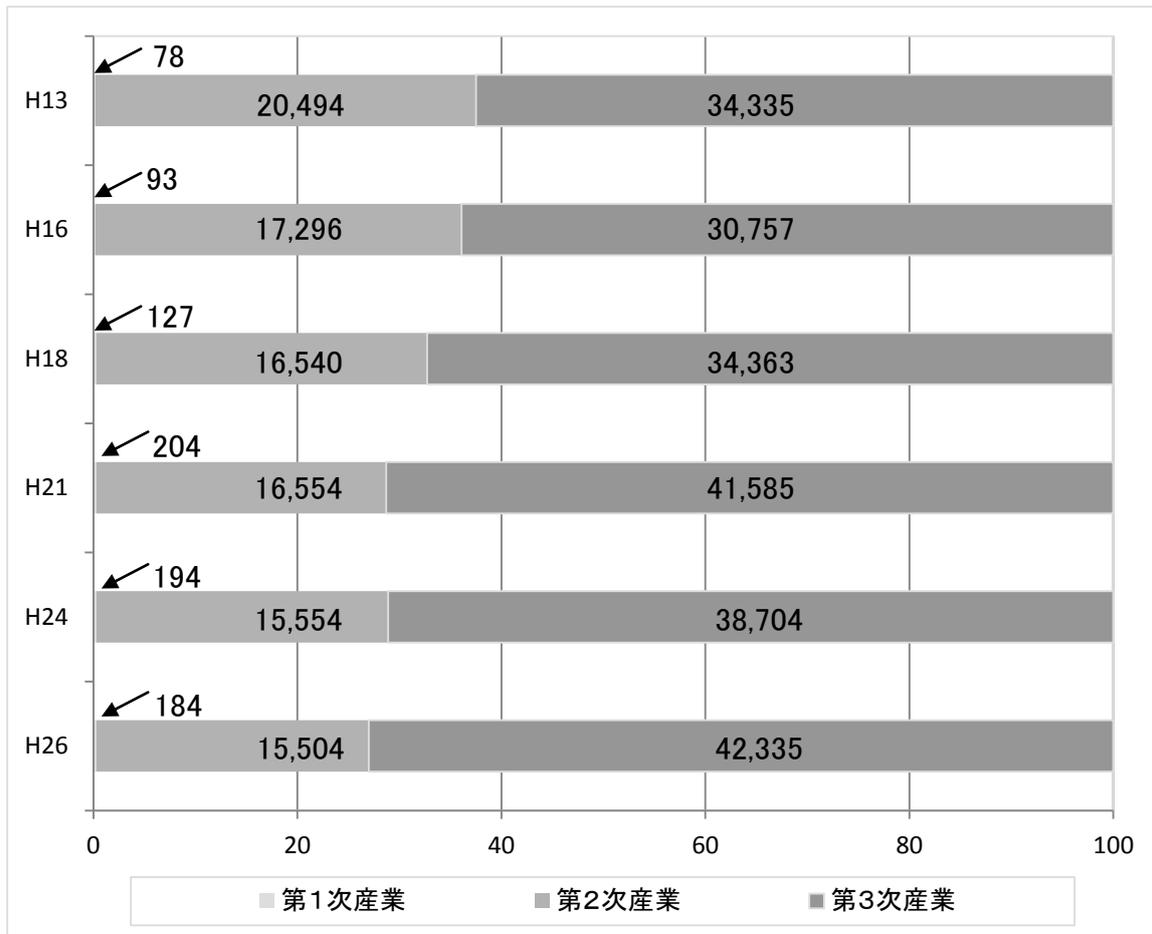
一世帯当たりの人数（資料：住民基本台帳各年4月1日現在）



### (3) 産業

本市の産業は、平成26年経済センサス基礎調査によると、産業従事者総数は、58,023人（公務除く）であり、その内訳は、第1次産業（農業、林業など）が1,84人（0.3%）、第2次産業（製造業・鉱業・建設業など）が15,504人（26.7%）、第3次産業（サービス業・運輸通信業・金融業など）が42,335人（73.0%）となっており、第2次産業は減少、第3次産業は増加の傾向となっています。

産業別従業者数の推移（資料：経済センサス基礎調査）（人）



%



野田市の農業



野田市の製造業

(4) 土地利用

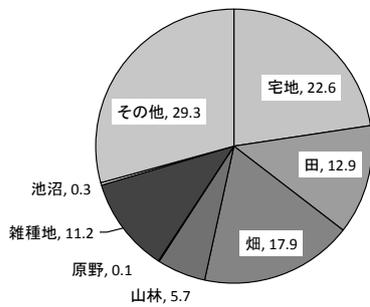
本市の総面積は103.55k㎡です。最近の地目別面積では、土地利用に目立った変化はなく、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年1月1日現在、宅地は23.4%、田・畑は29.9%、山林、原野、雑種地及び池沼で17.3%となっています。

地目別土地面積

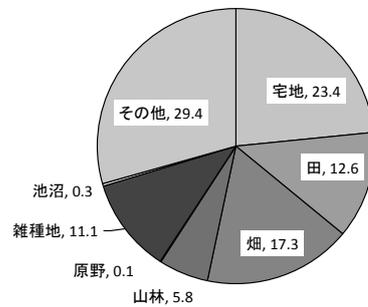
地目	平成21年1月1日現在		平成27年1月1日現在	
	面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)
宅地	23,407,746	22.6	24,220,638	23.4
田	13,403,745	12.9	13,025,771	12.6
畑	18,483,787	17.9	17,909,721	17.3
山林	5,884,862	5.7	6,003,122	5.8
原野	127,731	0.1	129,428	0.1
雑種地	11,563,960	11.2	11,503,899	11.1
池沼	301,183	0.3	295,502	0.3
その他	30,366,986	29.3	30,461,919	29.4
総数	103,540,000	100.0	103,550,000	100.0

(資料:野田市統計書)

注:平成26年10月、国土地理院が国土面積の計測方法を変更(高精度化)したことに伴い野田市の土地面積合計が変更



(平成21年1月1日現在)



(平成27年1月1日現在)



野田市の住宅地



野田市の商業地

## (5) 交通状況

本市の鉄道等の公共交通機関は、通勤、通学を始め、日常生活に欠くことのできない交通手段となっているほか、まちづくりなどの基盤として重要な役割を担っています。

本市の交通状況は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また、市内を通る鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上は、野田市にとって魅力あるまちづくりのための大きな要素となっています。

そのため、環境への負荷の低減などに配慮しながら、東京直結鉄道の整備、東武野田線の複線化などによる広域的な公共交通の利便性が求められています。

市内には、野田市駅を始め六つの駅があり、最近の乗降人員は、平成26年度の一日平均は32,233人であり、平成20年度比で725人増となっています。

一方、市内の自動車保有台数は、平成27年度は104,405台となっており平成21年度比で2,368台増となっています。地球環境問題への貢献も含め、市民は自家用車の利用を控え、鉄道及びバスなど、積極的に公共交通機関を利用することが期待されています。乗降客数及び自動車保有台数の過去10年の動向は、平成20～21年度までは増加傾向を示し、翌年、数値が落ち込みましたが、22～23年度から再び増加傾向を示しています。

また、道路網は、国道16号が市の中央部を貫き、南北方向の主要な交通動線として大きな役割を果たしていますが、三方を河川に囲まれる地形を持つ特性から、各河川を渡る幹線道路において、日常的な交通渋滞が見られます。市街地内においても東武野田線の踏切による交通渋滞が見られるため、愛宕駅・野田市駅周辺の2.9kmを高架化し、踏切渋滞を解消する連続立体交差事業が進められています。

また、平成16年1月より野田市が運営するコミュニティバス「まめバス」が運行されており、市内の各所を結ぶ6ルートが設定されています。まめバスの乗車人数は、平成19年度以降微増傾向を示していました。しかしながら、運行経費の増加に対応するため、平成22年度に、利用者の利便性に配慮しつつ、利用の少ないルートの日祝日の運行を廃止するなどの見直しを行った結果、平成23年度の乗車人数は大幅に減少しました。その後は、横ばいから微増の傾向を示しております。

市内各駅別1日平均運輸状況

(人/日)

駅名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
川間	9,649	9,570	9,592	9,599	9,547	9,289
七光台	1,611	1,707	1,999	2,159	2,287	2,347
清水公園	1,783	1,815	1,815	1,818	1,860	1,951
愛宕	4,524	4,495	4,560	4,667	4,639	4,643
野田市	5,160	5,135	5,041	5,066	5,036	4,946
梅郷	7,558	7,632	7,650	7,892	8,139	8,080
合計	30,285	30,354	30,657	31,201	31,508	31,256

## 第2章 環境の現状

駅名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
川間	9,166	9,028	9,021	8,985	8,679
七光台	2,439	2,681	2,958	3,185	3,233
清水公園	1,972	1,961	2,084	2,076	2,141
愛宕	4,629	4,598	4,661	4,727	4,749
野田市	4,917	5,001	5,175	5,220	5,151
梅郷	8,022	8,016	8,136	8,323	8,280
合計	31,145	31,285	32,035	32,516	32,233

(資料：千葉県統計年鑑)

### 自動車保有台数

(台)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
99,456	100,428	100,696	101,661	102,037	98,291

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
99,388	100,535	101,906	102,979	104,405

(資料：野田市統計書)

### まめバス乗車人数

(人/年)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
関宿城ルート	15,337	15,559	14,997	15,351	9,598
北ルート	183,419	172,350	165,810	163,172	149,898
新北ルート	8,027	18,115	19,355	20,486	18,174
中ルート	22,072	22,462	22,066	23,164	14,033
南ルート	102,880	102,656	101,673	103,680	98,857
新南ルート	7,216	17,187	19,466	22,314	14,698
合計	338,951	348,329	343,367	348,167	305,258

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
関宿城ルート	9,461	8,837	8,565	8,632
北ルート	150,929	151,433	152,402	150,851
新北ルート	19,225	18,933	19,516	19,198
中ルート	14,411	15,497	15,588	14,768
南ルート	99,480	98,363	102,051	102,988
新南ルート	13,241	13,600	14,608	16,059
合計	306,747	306,663	312,730	312,496

(資料：野田市統計書)

## (6) 歴史・文化財

本市には、国の特別天然記念物コウノトリをはじめとして国や県、市を合わせて35件の指定文化財、28件の登録文化財、1件の記録選択文化財があります。市域ではこれらを核とした郷土の人々の生活や生業と風土が織りなす地域特有の文化的景観が形成されています。

野田地域には、水運の恩恵を受けて近世から現代に至るまで隆盛を極めてきた醤油醸造業の歴史があり、国名勝「高梨氏庭園」などの醸造家の住宅庭園や、文化施設である国登録有形文化財「興風会館」のほか社屋、醸造蔵、水道施設、小学校など多くの歴史的な建物が遺されており、それらが近代的な工場群と共存する独特な景観を見ることができます。また、近代土木遺産である「利根運河」は自然と調和した良好な水辺景観を創出しています。

一方、関宿地域には、古来より水上交通の要衝として関宿城とその城下町が営まれた歴史があり、関宿城本丸の一部が市史跡「関宿城跡」、城門の一つが市有形文化財「関宿城埋め門」として、また武家屋敷町の一部と寺町も遺されており、水運で賑わった関宿城下の往時の景観を偲ぶことができます。

## (7) 公園・緑地

本市の公園や緑地は、市民の憩いの場やスポーツ、レクリエーションの場として、整備されています。

東武野田線の清水公園駅から広がる「清水公園」は、「日本さくら名所100選」に選ばれるほどの桜の名所として知られており、関東有数のつつじの名所にもなっています。

また、広い敷地内に様々なスポーツ施設と子どもたちが遊べる施設を併設した総合的な運動公園である「野田市総合公園」などがあり、市民がスポーツに親しむきっかけ作りになっています。

その他、市域を囲む利根川、江戸川及び利根運河の沿岸にはサイクリングロードが整備され、休日には自転車やジョギングを楽しむ多くの市民が見られます。



市民会館（旧・茂木佐平治邸）



野田市総合公園

## 2 環境の現状

### (1) 大気

大気汚染は、主として工場・事業所等の固定発生源から排出されるばい煙や、自動車等の移動発生源からの排出ガス等によって引き起こされます。これらの汚染物質に対しては、大気汚染に係る環境上の条件に関して、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められています。

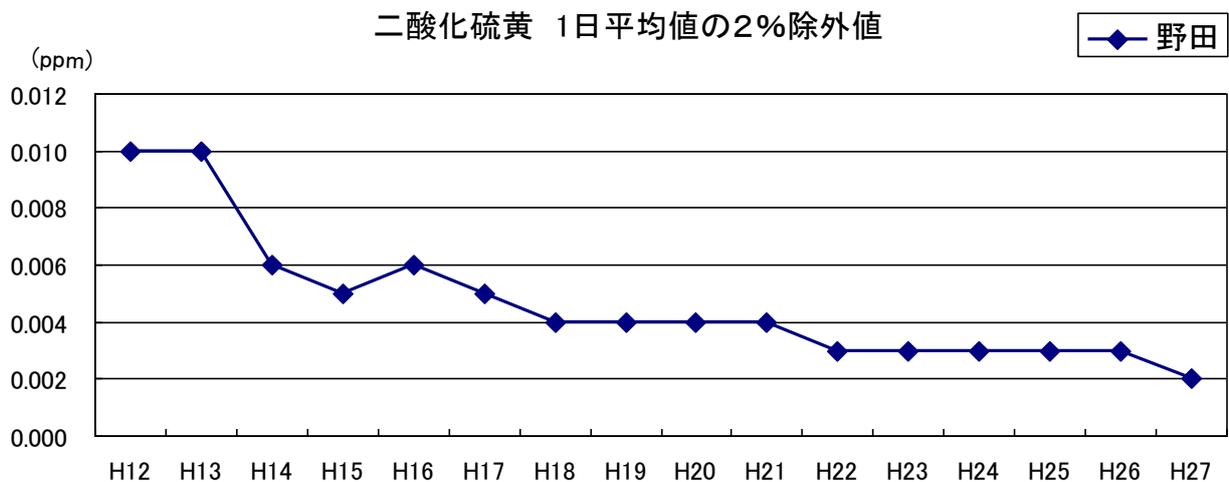
市内における大気汚染の監視・測定は、中央小学校裏校庭の大気汚染野田測定所、二川中学校校庭の大気汚染桐ヶ作測定所の2か所で行われています。

また、自動車から排出される大気汚染物質の監視・測定は、市役所に隣接した国道16号沿いの中央の杜の自動車排ガス測定所で行われています。

#### ① 硫黄酸化物

大気中の硫黄酸化物は、主として工場等で使用される石炭・石油等の化石燃料の燃焼により排出され、呼吸器官を刺激して、ぜんそくや気管支炎などの原因となるほか、酸性雨の原因となり、植物にも影響を与えることが知られています。

本市における二酸化硫黄の濃度（日平均値の2%除外値）は、長期的にはわずかに低下傾向にあり、低濃度で安定したレベルを保持しています。野田測定所における測定結果では、環境基準に係る長期的・短期的評価については、過去10年以上連続してこれを達成しています。



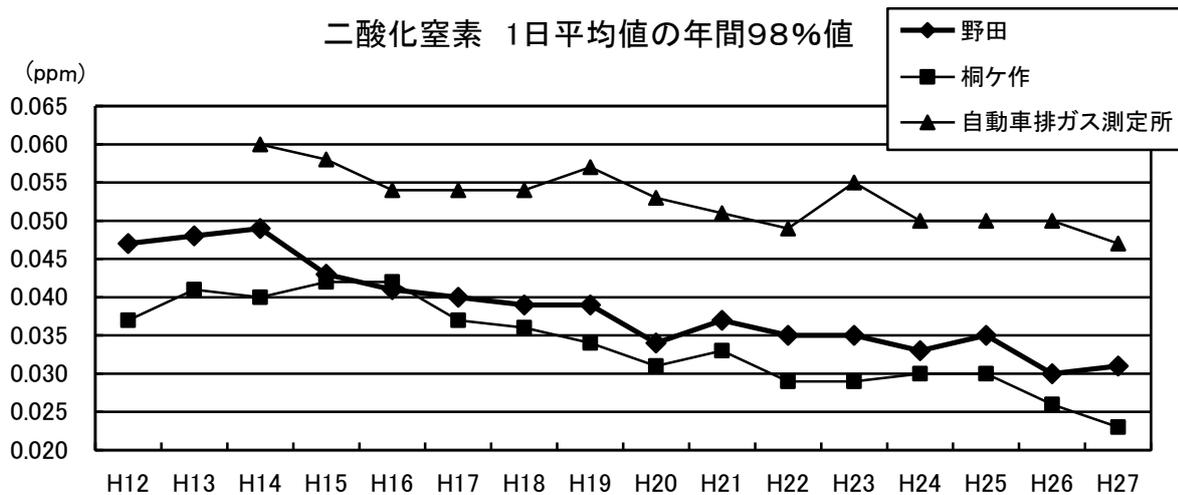
※二酸化硫黄環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

※2%除外値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。

#### ② 窒素酸化物

窒素酸化物は、物の燃焼に伴って大気中の窒素が酸化されて発生するものや燃料中の窒素が酸化されて発生するものなどがあり、これらの反応物質として一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）等が生成されます。これらは呼吸器系に影響を与え、また、光化学スモッグの主要原因物質となります。最近では、各地で自動車等の移動発生源から発生する窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や浮遊粒子状物質（SPM）などによる大気汚染が問題視されていますが、市内の各測定所における二酸化窒素濃度（日平均値の年間98%値）の経年変化では、二酸化窒素は減少する傾向が見られ、

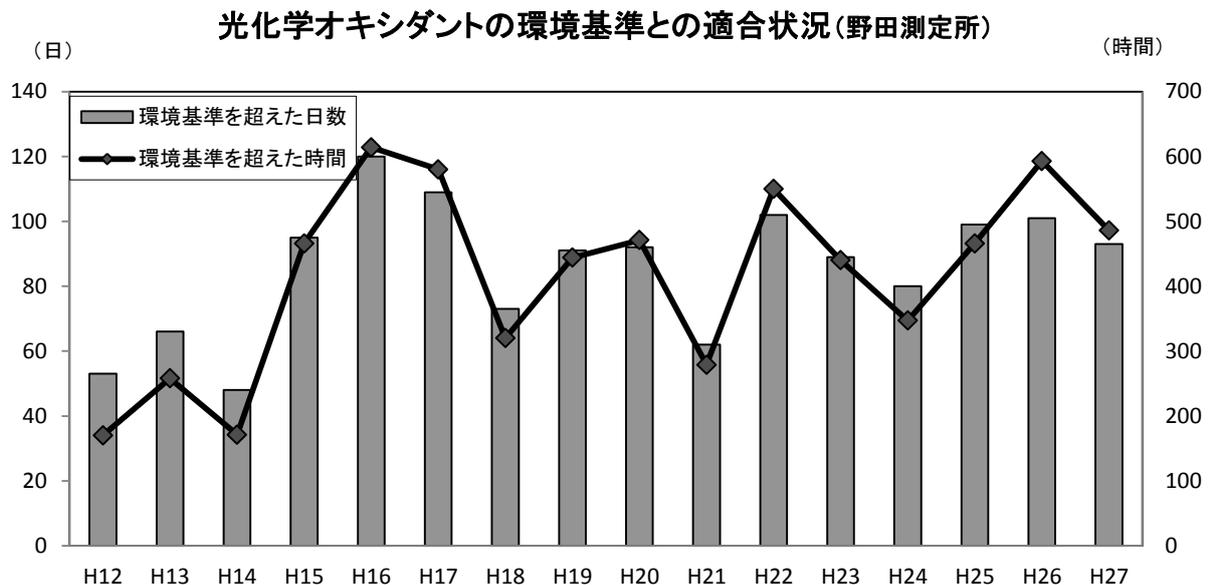
全測定所において過去10年以上連続して、環境基準を達成しています。ただし、県の環境目標値については、自動車排ガス測定所において未達成となっています。

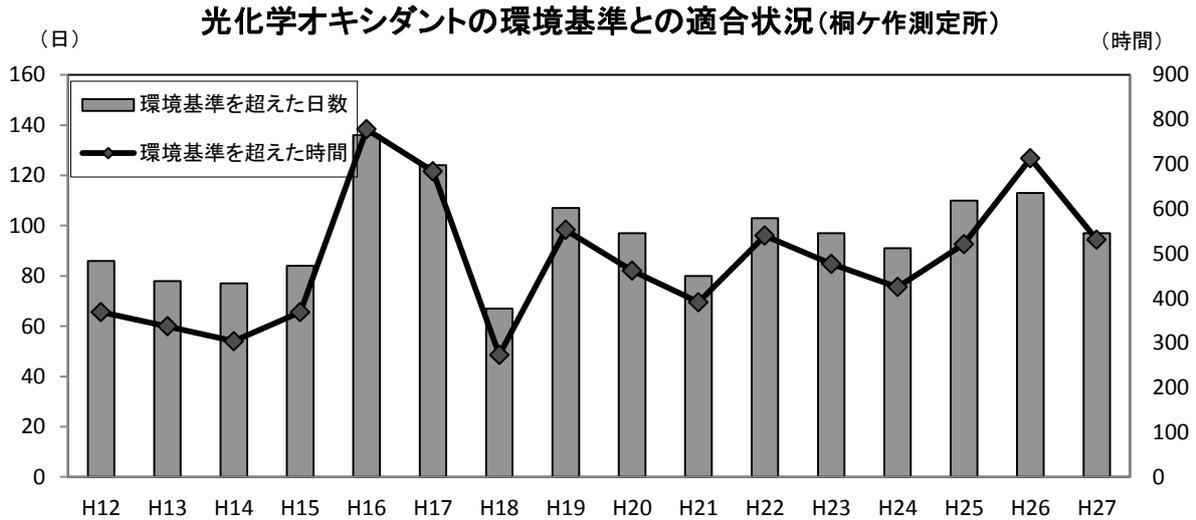


※二酸化窒素環境基準：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。  
 ※98%値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値  
 ※千葉県環境目標値：日平均値の98%値が0.04ppm  
 ※平成13年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前（測定器設置前）

### ③ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素等の1次汚染物質が、太陽光線（紫外線）により化学反応を起こして生成される2次汚染物質であり、光化学スモッグの原因になっています。本市における光化学オキシダントは、環境基準（昼間の1時間値が0.06ppm以下）を達成しておらず、市内測定所におけるオキシダント濃度が環境基準を超えた日数と時間数は、近年横ばいか、わずかに上昇傾向にあります。なお、光化学スモッグに係る健康被害の防止については、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」により、オキシダント濃度が高くなると注意報や警報等が発令されますが、昭和48年以後、本市では光化学スモッグによる被害者の報告はありません。

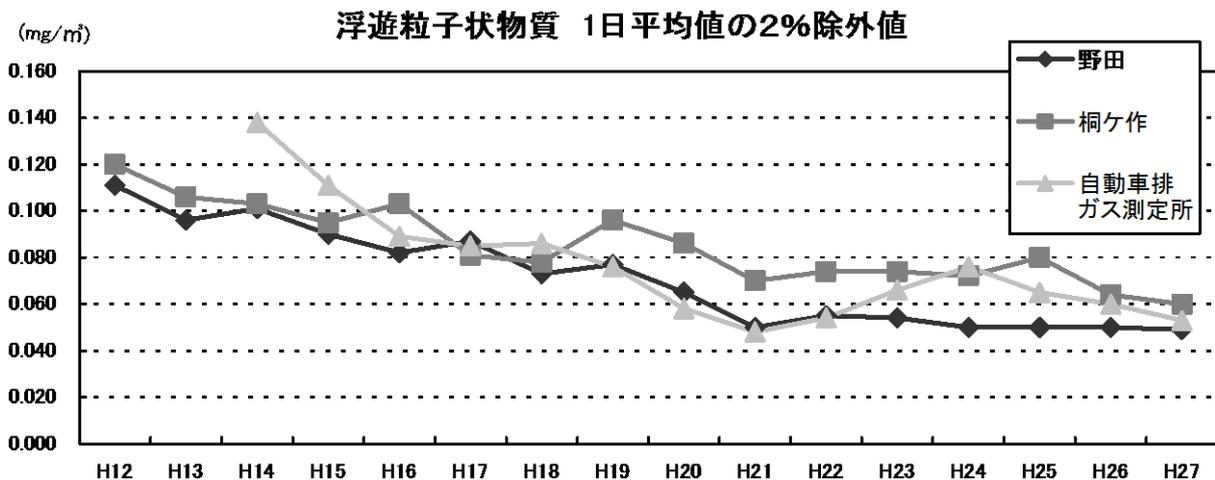




#### ④ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロ・メートル）以下のものをいい、工場・自動車・火山活動等により大気中に放出されたススや粉じん等の物質で構成されています。この物質は、気道や肺胞などに付着して、呼吸器疾患の増加など人間の健康に悪影響を及ぼすものとして考えられています。

本市における浮遊粒子状物質の濃度（日平均値の2%除外値）は、過去10年の長期的評価に係る環境基準は達成しています。一方、短期的評価については、濃度が上下する関係から環境基準を達成することは難しい状況となっていますが、平成26、27年度の環境基準は達成しています。



※浮遊粒子状物質(SPM)環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{立方メートル}$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{立方メートル}$ 以下であること。

※2%除外値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。

※長期的評価方法：1日平均値の2%除外値が $0.100\text{mg}/\text{立方メートル}$ 以下で、かつ、1日平均値 $0.100\text{mg}/\text{立方メートル}$ を超えた日が2日以上連続していないこと

※平成13年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前（測定器設置前）

## (2) 水質

### ① 河川・排水路の水質状況

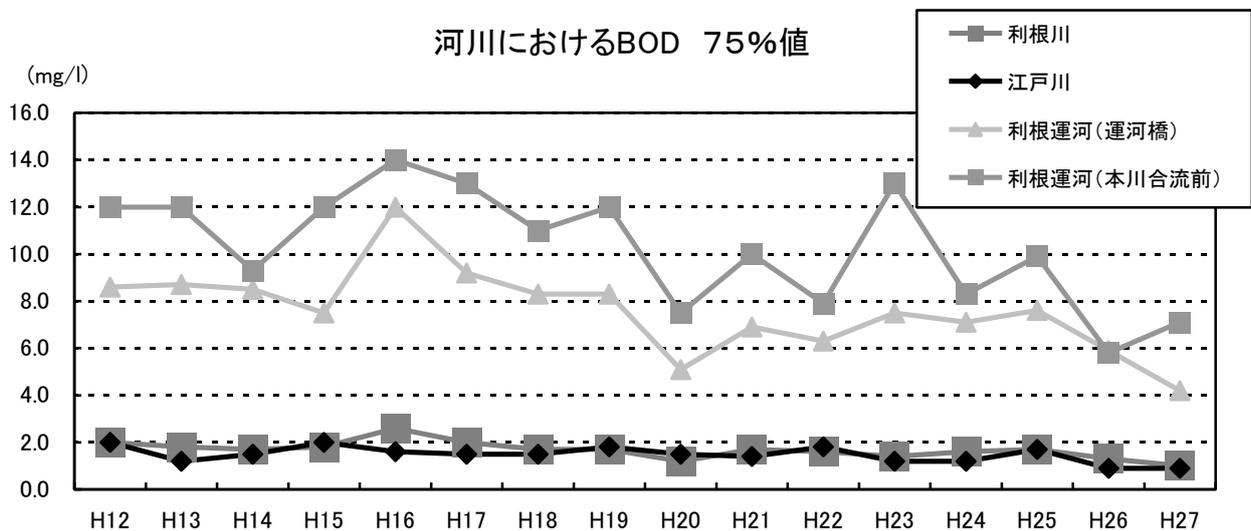
本市の周囲には、利根川、江戸川及び利根運河の河川があり、また、市内を流れる幹線排水路として五駄沼排水路、座生川、南部排水路、江川排水路、関宿落とし堀、八間堀等があります。

本市を流れる利根川、江戸川及び利根運河の河川については、環境基準が設定されており、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準が定められています。

本市では、公共用水域の水質汚濁状況を把握するため、排水路の水質調査を定期的に行っており、河川については国土交通省が実施しています。

本市を流れている河川及び排水路の水質は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などで、徐々に改善されつつあり、河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）を見ると、河川に流入する排水路の水質はおおむね全水域で濃度低下傾向が認められますが、利根運河など環境基準を達成していない河川も見受けられます。

利根運河の水質については、国（国土交通省）においては、利根運河の水質改善と水辺環境を維持する目的で利根川から運河へ向けて、環境用水（川の環境を守るために流す水）を流す事業が開始され、水質は徐々に改善方向に向かっています。



※河川におけるBOD75%値とは、年間観測データを良い方から並べて上から75%目の数字。BODの測定結果については、一年間で得られた全ての日平均値のうちで、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価する。

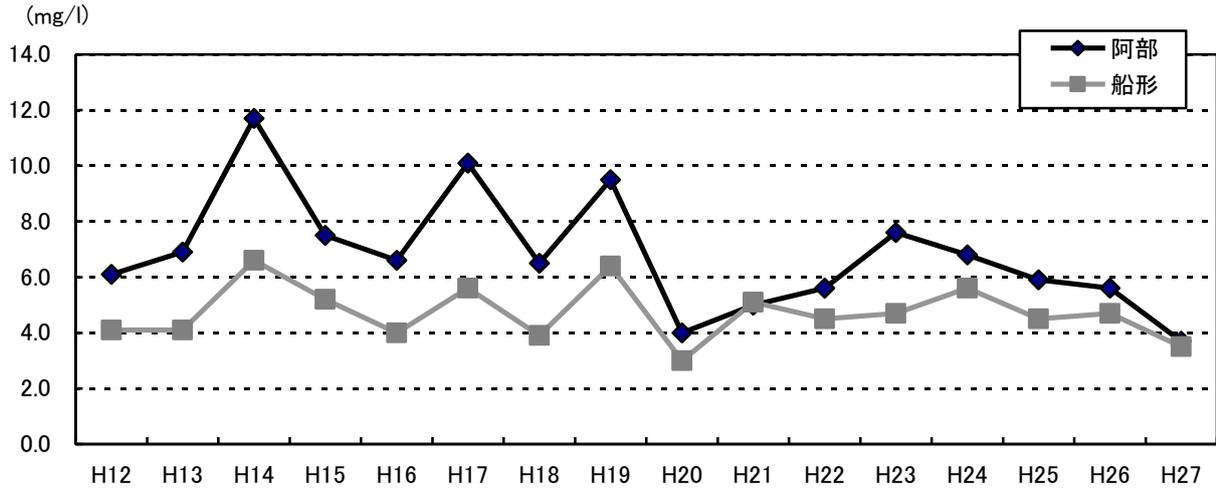


江戸川

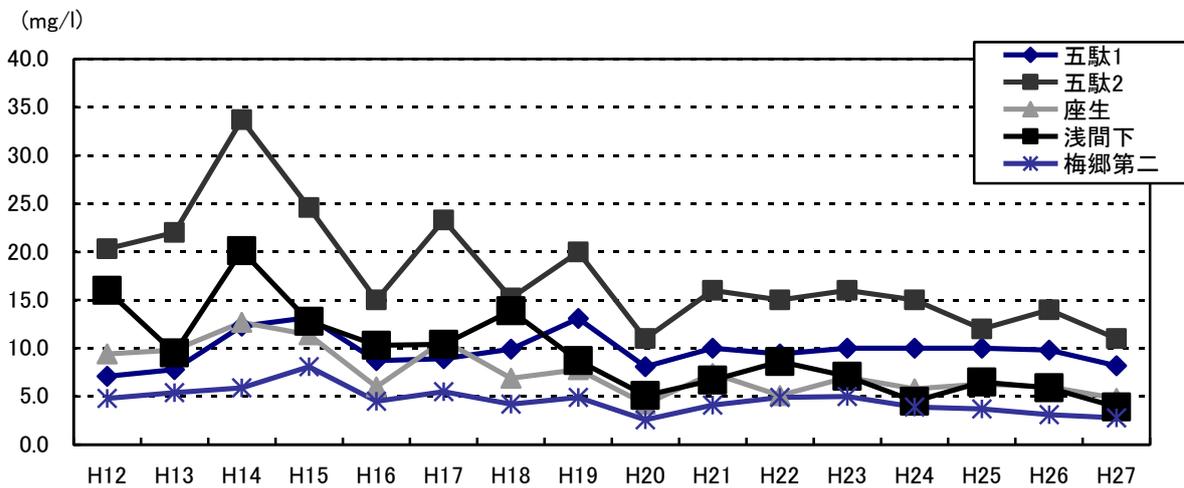


座生川

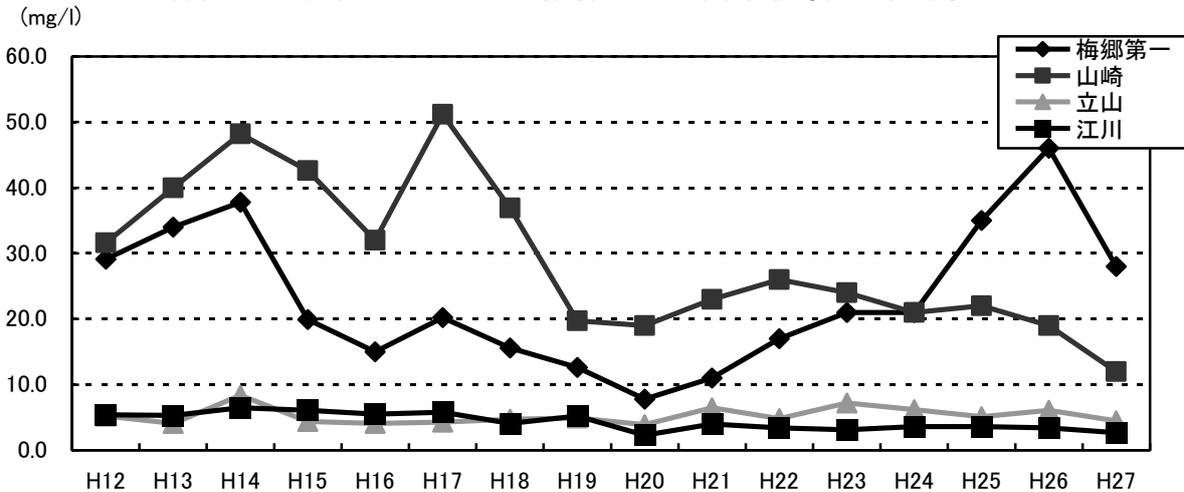
利根川水系におけるBOD指標による水質汚濁状況経年変化



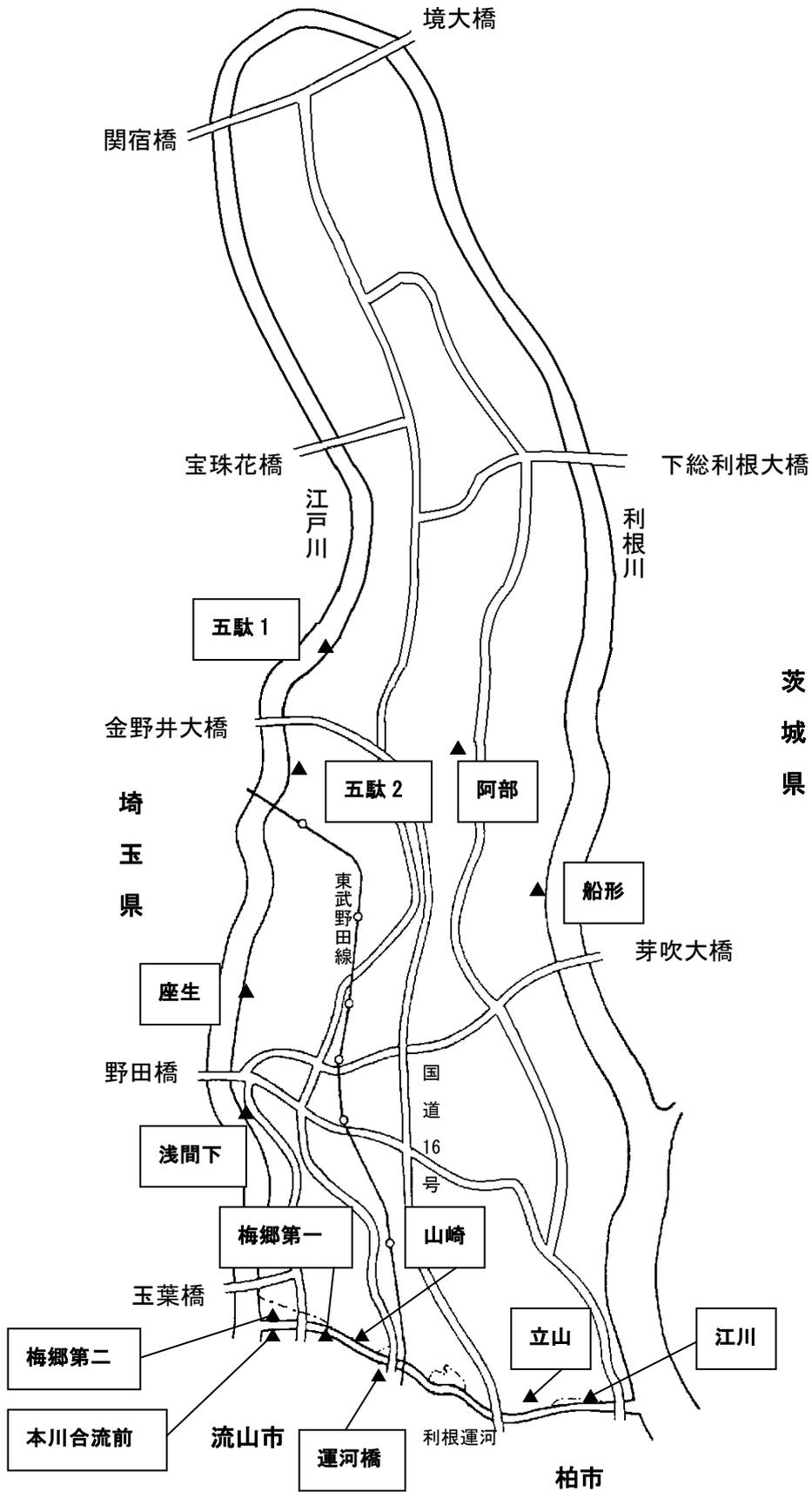
江戸川水系におけるBOD指標による水質汚濁状況経年変化



利根運河水系におけるBOD指標による水質汚濁状況経年変化



主な水質調査地点位置図



### ② 地下水の水質状況

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物は、天然界に存在しない強力な洗浄力をもった溶剤であり、金属の脱脂やドライクリーニング等に利用されてきました。近年、発ガン性のある有害物質として扱われており、こうした物質による地下水汚染が問題となっています。

本市では、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物等による地下水の水質状況を把握するため、昭和63年度より市内を2kmメッシュに分割して任意の井戸を選定して調査を行っています。現在では、トリクロロエチレンのほか、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロメタン、1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、トランス1,2-ジクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレンの11物質を対象に調査を実施しています。

この概況調査の結果、新たに基準超過が確認された井戸は平成11年度の1本のみであり、これ以後、環境基準を超過する汚染は確認されていません。

一方、地下水汚染が確認された地区では、汚染検出井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や汚染検出井戸を継続的に監視するモニタリング調査、あるいは汚染の分布を明らかにし、汚染対策のための地質情報を収集する汚染機構解明調査を実施しています。これまでに本市によって汚染機構解明調査が実施された地区は6地区となっており、全ての地区で何らかの汚染対策が実施されているものの、対策が終了したところはなく汚染対策が継続されています。

他方、生活排水や家畜排泄物の不適正処理、あるいは畑地への過剰施肥等が原因と考えられている硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水の水質汚染状況については、千葉県においては他の汚染物質に比べ、かなり高い確率で基準超過が確認され、問題となっています。本市においても、千葉県が実施する地下水質常時監視調査が平成12年度から実施されており、毎年のように基準を超過する井戸が確認されています。



地下水調査

### (3) 騒音・振動

騒音・振動などは、人間の感覚を刺激して影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、その発生源は工場・事業所はもとより、建設作業場、交通機関など多種多様です。

本市の騒音公害に関しては、例年、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下）の苦情件数の約1、2割を占めています。これらを発生源別にみると、工場や建設作業が占める割合が多くなっています。また、振動に関しては、道路舗装の構造に関する苦情などが寄せられています。

騒音に係る環境上の条件としては、環境基準が地域の類型及び時間の区分ごとに定められています。また、工場等に対しては、敷地境界での規制基準が定められています。本市においては「野田市環境保全条例」に基づき、法規制より広範な発生源を対象に規制を行っています。

また、本市では、環境騒音の実態を把握することを目的として、市街化区域をおおよそ2km四方のメッシュに区分し、各々の代表点23地点を選定して環境騒音測定を行っています。この結果、平成11年度の騒音に係る環境基準の測定方法改正以後、昼間及び夜間の環境基準を超過した地点は例年1地点あるかないかという状況であり、かつ、超過の理由は風の音など、自然の影響によるものであることが多く、おおむね良好な環境を維持しているといえます。



国道16号



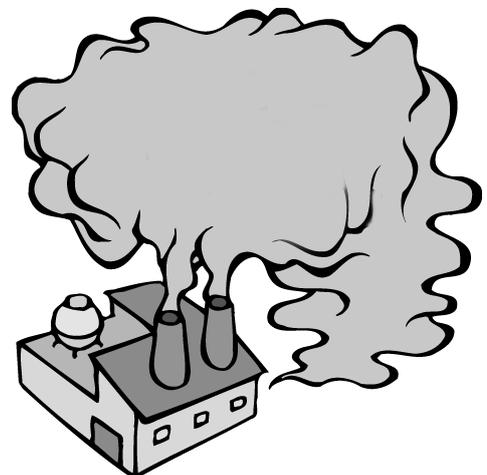
野田橋付近

### (4) 悪臭

悪臭は、直接的に人の嗅覚に作用して、不快感や嫌悪感を引き起こすため、日常生活に関係の深い感覚公害とされています。悪臭防止法では、こうした悪臭公害を防止するため、野田地域の市街化区域、関宿地域の全域を対象に特定悪臭物質を定め、各々に基準値を設けております。また、「野田市環境保全条例」では、悪臭の規制基準として「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」という形で定められています。

このほか、特定悪臭物質（22物質）規制を補完する規制として、臭気強度が定められており、更に昭和56年6月には、臭気濃度による事業者指導のための指導目標値が県から示されています。

悪臭物質は、一般に極めて低い濃度でも人の嗅覚によって感知され、また、発生源が多種多様であることから問題の解決が困難な場合が少なくありません。今後の悪臭に対する苦情は、廃棄物処理に関するものが増加すると考えられ、発生源対策が重要となります。



## (5) 地盤沈下

地盤沈下は、大地が次第に海水面に対して沈下していく現象のことであり、この現象の主な要因としては、地下水の汲み上げ等により地下水位が低下し、地層の収縮をもたらす人為的なものと、地殻変動によって生じる自然要因によるものとに大別されています。このうち、人為的な要因として考えられている、地下水の不適正な利用による地盤沈下は、公害として取り扱われています。

地盤沈下対策としては、「千葉県環境保全条例」及び「野田市環境保全条例」により一定規模以上の揚水施設について地下水の採取規制を行っております。また、地盤沈下の状況を把握する目的で、本市では水準点34点で水準測量による地盤沈下観測が県により実施されています。

用途別地下水の揚水量の推移は、平成2、3年頃をピークに、全体の使用量は減少傾向になっており、近年は変動が少なく安定した状況にあります。このため、大きな変動を観測するような地盤沈下現象は確認されていません。

### 用途別地下水利用状況

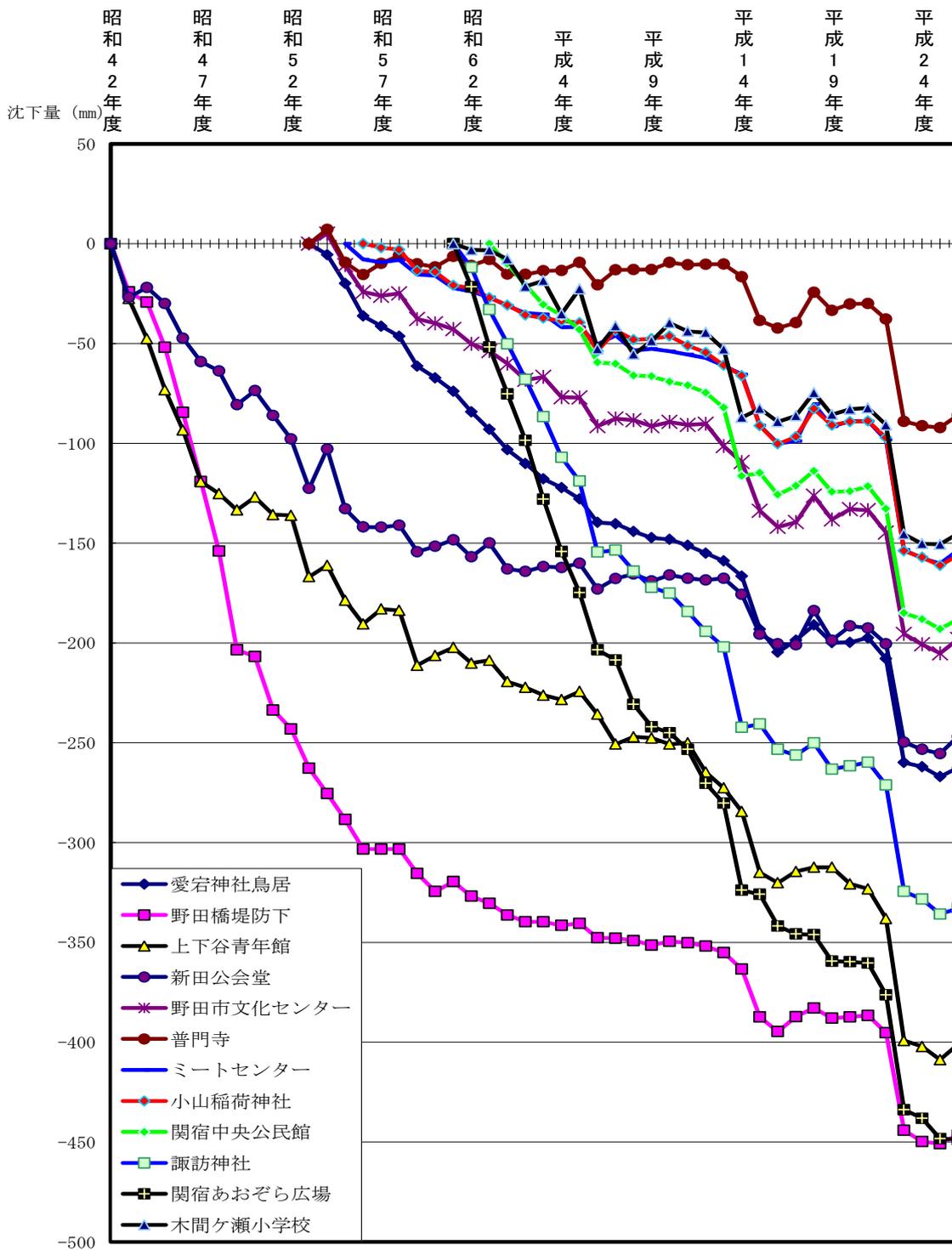
上段：揚水量 (m<sup>3</sup>/日)

下段：井戸本数

年度 用途	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
	工業用	13,735 142	13,145 139	13,832 136	12,705 136	11,791 133	12,114 132	12,722 132	13,453 129	13,360 128
建築物用	1,227 19	1,172 19	1,168 17	1,298 17	1,257 19	1,064 19	1,020 19	774 19	866 19	1,093 18
水道用	3,476 27	2,522 26	3,092 26	2,711 26	1,368 25	1,868 25	1,734 23	2,383 24	2,237 23	1,677 22
農業用	17,221 395	13,545 383	12,690 372	12,767 365	12,053 364	11,075 356	10,541 352	10,747 350	9,151 344	9,319 340
その他	2,800 11	2,682 11	2,732 11	2,583 11	2,615 12	2,848 12	2,820 13	2,777 13	2,824 12	2,287 12
合計	38,459 594	33,066 578	33,514 562	32,064 555	29,084 553	28,969 544	28,837 539	30,134 535	28,438 526	27,900 518

(資料：千葉県揚水量調査)

代表的な観測地点の地盤沈下変動状況の推移



※ 平成14年4月から、不動水準点の標高値が変更されたことにより、平成15年1月以後は、測地成果2000対応値となっている。  
 ※ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、日本水準原点の高さが改正されたため、平成23年度以降の標高値は成果改定された固定点により計算されたものとなっている。  
 ※ 平成23年度は東北地方太平洋沖地震の影響による大幅な沈下が見られる。  
 ※ 上下谷青年館は平成19年度欠測

第2章

## (6) 公害苦情

本市の公害苦情件数は、平成27年度は117件と、減少傾向となっています。

平成27年度の公害苦情件数を種類別に見ると、大気汚染が46件と最も多く、次いでその他27件、騒音22件、悪臭13件、水質汚濁6件、振動2件、土壌汚染1件となっています。このうち、大気汚染に関する苦情の大半は、屋外での燃焼行為によるものとなっています。また、その他の苦情の多くが、産業廃棄物処理施設に伴うものとなっています。

公害苦情の種類別件数

(件)

種類	年度							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
大気汚染	74	72	63	93	87	129	113	71
水質汚濁	9	9	6	8	12	9	7	10
騒音	10	18	20	11	21	14	19	22
振動	2	0	2	1	0	1	3	3
悪臭	17	12	16	17	13	14	11	8
土壌汚染	0	1	0	2	1	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	9	6	7	4	3	3	1
合計	115	121	113	139	138	170	156	115

種類	年度							
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
大気汚染	62	65	44	58	58	55	34	46
水質汚濁	9	15	16	12	4	3	7	6
騒音	19	18	16	13	17	11	28	22
振動	0	4	3	7	6	3	1	2
悪臭	8	9	13	12	15	3	10	13
土壌汚染	2	0	3	1	1	0	0	1
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	2	46	48	42	42	24	27
合計	102	113	141	151	143	117	104	117

(資料：野田市環境調査報告書)

(7) 上水道・下水道

本市における水資源の大部分は、江戸川に依存しております。最近の上水道の給水量は、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年度の1日平均給水量は39,965m<sup>3</sup>となっています。

普及率としては、平成28年3月31日現在、上水道97.0%であり、下水道は、平成28年4月1日現在、64.70%となっています。

上水道の給水量 (m<sup>3</sup>) (各年度3月31日現在)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年間	14,570,000	14,424,000	14,358,000	14,598,000	14,430,904	14,621,889
1日平均	39,917	39,516	39,338	39,886	39,537	40,060

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
年間	14,862,696	14,773,507	14,486,270	14,431,083	14,292,603	14,627,015
1日平均	40,720	40,365	39,688	39,537	39,158	39,965

(資料：野田市統計書)

上水道の普及率 (%) (各年度3月31日現在)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
普及率	89.0	90.2	91.1	92.3	93.2	94.2

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
普及率	95.1	95.8	96.2	96.2	96.6	97.0

※普及率については、給水人口を行政区内人口で除して算出

(資料：野田市統計書)

下水道の普及率 (%) (各年4月1日現在)

年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
普及率	48.45	50.37	52.40	53.86	55.21	56.49

年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
普及率	57.71	62.34	63.33	63.85	64.31	64.70

(資料：下水道課)

## (8) 廃棄物

本市のごみは、可燃ごみ、粗大可燃ごみについては野田市清掃工場、不燃ごみ、粗大不燃ごみについては野田市リサイクルセンターで処理されています。なお、関宿地域の可燃ごみの処理については、市外の民間清掃施設にて処理を行っております。

市民から排出される資源物は、資源物の種類ごとに回収され、資源業者及び指定法人により再資源化されています。

平成27年度のごみの総排出量は、34,305.29トン、一人1日当たりのごみの排出量は604.19g/人/日となっており、近年は減少傾向で推移しています。また、資源化不適物や焼却残渣を加えた最終処分量は6,157.97t/年となります。

一方、資源化量は、横ばいを示しており、平成27年度は、13,338.27t/年(29.29%)となっています。

ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの排出量

年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
総排出量 (t)	39,502.00	37,612.72	38,580.76	38,063.32	37,524.70	37,439.17	37,232.03
一人1日当 たりのごみ の排出量 (g/人/日)	705.64	671.87	686.79	674.40	656.87	653.85	648.96
集団資源回 収量 (t/年)	9,990.98	10,220.89	10,097.59	9,785.37	9,456.74	8,887.52	8,389.90
資源化量 (t/年) (%)	13,219.76 (26.71)	13,138.79 (27.47)	12,856.25 (25.88)	12,547.83 (26.22)	12,151.49 (25.86)	11,541.16 (24.91)	11,003.88 (24.12)

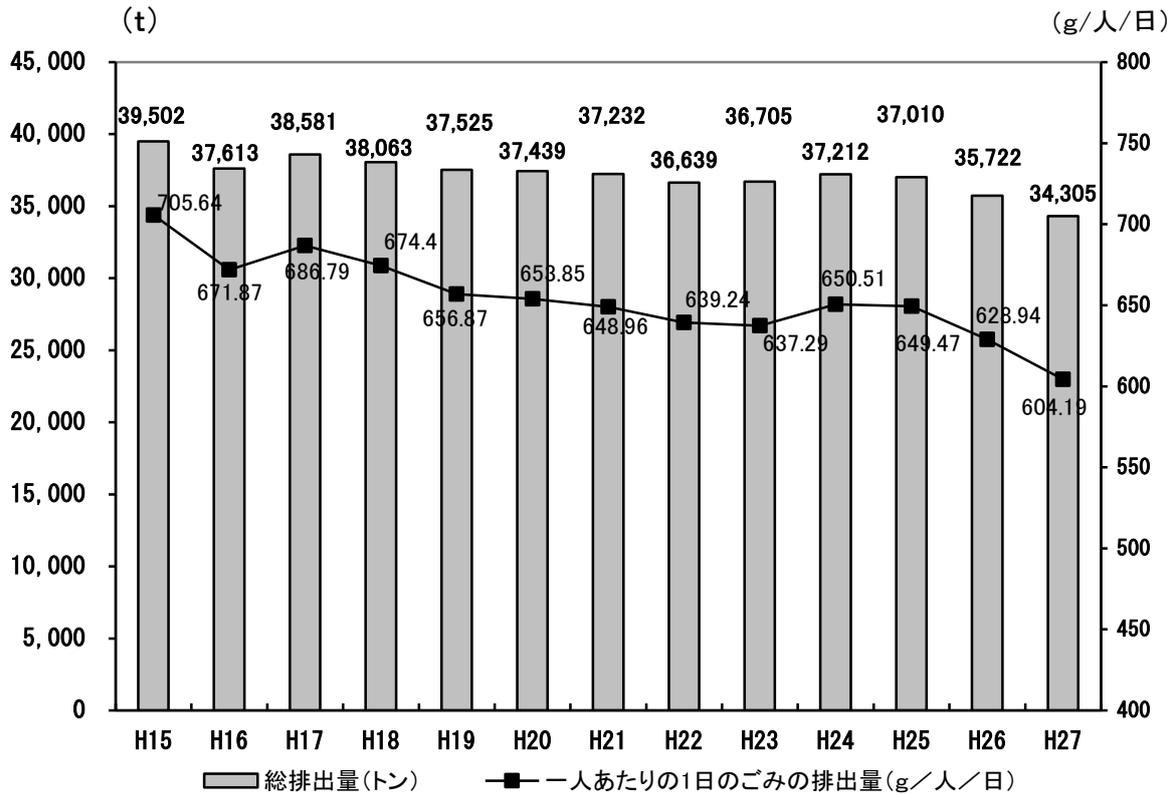
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
総排出量 (t)	36,639.37	36,704.68	37,212.41	37,010.22	35,722.22	34,305.29
一人1日当 たりのごみ の排出量 (g/人/日)	639.24	637.29	650.51	649.47	628.94	604.19
集団資源回 収量 (t/年)	8,117.91	7,966.62	7,620.35	7,264.70	6,600.56	6,055.12
資源化量 (t/年) (%)	16,518.75 (33.68)	16,497.82 (33.64)	15,970.39 (32.33)	13,819.79 (28.37)	12,832.92 (27.21)	13,338.27 (29.29)

(資料：野田市清掃事業の概要)

※資源化率＝資源化量を（総排出量＋集団資源回収量等）で除したもの

※集団資源回収量等は、集団資源回収量に選定枝等回収量、小型家電回収、その他（乾電池、蛍光灯等）を加えたもの

ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの量



家庭ごみ系の収集・運搬・処理体制（平成27年度）

区分		収集・運搬体制			処理体制	
		収集・運搬主体	収集方法	収集回数	運搬先 収集主体	処理内容
収集ごみ	可燃ごみ	市	集積所収集	2回/週	野田市清掃工場 民間清掃施設（関宿地域）	直接野田市清掃工場に搬入し、計量した後、焼却施設にて焼却処分する。 焼却残渣は、市外の民間最終処分場で埋立処分される。
		市民	直接搬入	—		
	不燃ごみ	市	集積所収集	1回/週	野田市リサイクルセンター	搬入先で計量した後、容器包装プラスチック及び資源物を選別後、指定法人及び資源業者にて資源化している。
		市民	直接搬入	—		
粗大ごみ	粗大可燃ごみ	委託業者	戸別収集	—	野田市清掃工場	資源を選別し、回収業者へ搬出、その他のものは民間業者へ処分委託する。 良品の家具類等は、リサイクル展示場で市民に無料で提供される。
		市民	直接搬入	—		
	粗大不燃ごみ	委託業者	戸別収集	—	野田市リサイクルセンター	
		市民	直接搬入	—		

資源物	紙類、ガラスびん、衣類・布、金属類、ペットボトル	委託業者	集団資源回収	月1回 又は2回	資源業者 指定法人	資源業者及び指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会により資源化している。
	牛乳パック、発泡トレイ、アルミ缶、ペットボトル	市民	ごみ減量協力店へ搬出	—		
	空き缶	市民	空き缶回収機へ搬出（H25年度で終了）	—		
	剪定枝、落ち葉・草	委託業者	戸別収集	—	野田市堆肥センター	野田市堆肥センターで堆肥化し、市内農家で有効利用する。
市民		直接搬入				
有害ごみ	市民	回収箱又はごみ減量協力店へ搬出	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。	
適正処理困難物	販売店等	収集	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。	
	市民	直接搬入				

(9) エネルギー

本市における消費電力量は、電灯使用量（主に家庭用）及び電力使用量ともに、東日本大震災による影響を踏まえ、平成23年9月から節電対策が実施され、消費電力量は、減少傾向を示しております。平成26年度の電灯使用量は309,043 MWh、電力使用量は540,180 MWhとなっています。

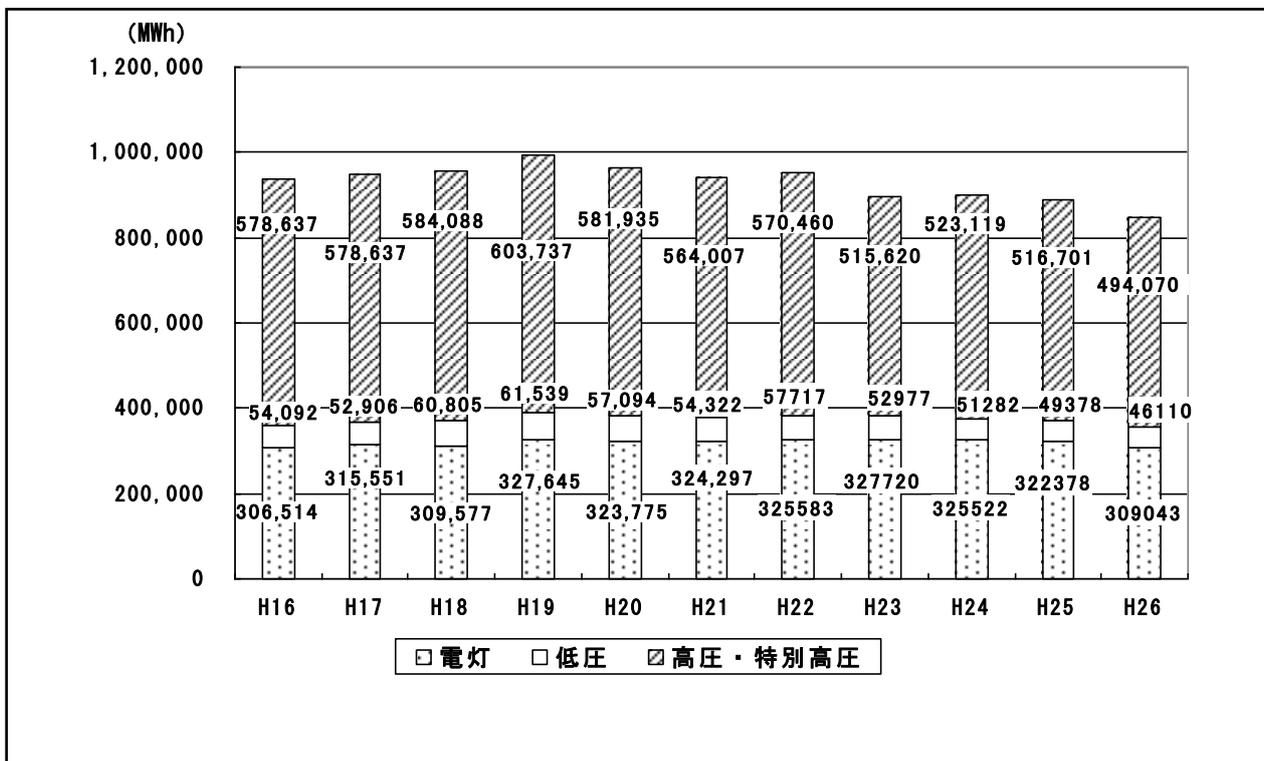
消費電力量の推移 (MWh)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
電灯	306,514	315,551	309,577	327,645	323,775	324,297	
電力	低圧	54,092	52,906	60,805	61,539	57,094	54,322
	高圧・特別高圧	578,637	578,637	584,088	603,737	581,935	564,007
総数	939,243	947,094	954,470	992,921	962,804	942,626	

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
電灯	352,583	327,720	325,522	322,378	309,043	
電力	低圧	57,717	52,977	51,282	49,378	46,110
	高圧・特別高圧	570,460	515,620	523,119	516,701	494,070
総数	980,760	896,317	899,923	888,457	849,223	

(資料：野田市統計書)

消費電力量の推移



## (10) 地球温暖化

近年、地球温暖化を始めとした、地球規模の環境問題が顕在化しており、そのほとんどが、私たち、人間の社会経済活動に起因しています。

世界的な気候変動に対する議論の中で、国は、「京都議定書」で定められた目標として「温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの期間中、1990年の排出量より6%削減する」ことを約束しました。平成27年に温室効果ガスを2030年までに2013年比で26%まで削減する目標を柱とする約束草案を国連に提出しています。

我が国では、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題は、地球的規模で人類に影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民など各種の主体による温室効果ガスの排出削減に係る取組が行われています。

本市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減の取組を開始し、平成19年4月には新しい基準で、市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定、平成24年8月に改訂を行い、市が直接管理する全施設で地球温暖化防止への取組を実践しています。

平成27年度の排出実態の調査結果では、市の責務と事業活動によって排出された温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で18,842トンになっており、温室効果ガスの種類別の排出状況の集計では、二酸化炭素が9割以上を占めています。

また、原因別に比べてみると、電気の使用に伴う排出が4割強、廃プラスチックの焼却に伴う排出についても3割を占めています。

一方、実行計画で目標としている数値と平成27年度の排出実績との比較では、電気の使用に伴う排出量は火力発電所の稼働による排出係数の増加などにより目標が達成できませんでしたが、合計の排出量については、目標を上回る排出削減がなされています。

温室効果ガスの種類別排出量

	平成21年度		平成27年度	
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	21,174.7	91.2	18,333.92	97.3
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	1,948.6	8.4	429.52	2.3
メタン (CH <sub>4</sub> )	96.7	0.4	75.74	0.4
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	6.9	0.0	2.85	0.0
総計	23,226.9	100.0	18,842.0	100.0

温室効果ガスの原因別排出量

	平成21年度		平成27年度	
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
ガソリン	256.7	1.1	335.4	1.8
灯油	1,444.1	6.2	814.8	4.3
軽油	234.6	1.0	431.0	2.3
A重油	1,141.8	4.9	890.9	4.7
液化石油ガス (LPG)	512.5	2.2	516.8	2.7
都市ガス	659.2	2.8	577.2	3.1
電気	8,478.3	36.5	8,709.3	46.2
自動車走行距離等	21.0	0.1	10.6	0.1
廃プラスチックの焼却	8,447.6	36.4	6,058.5	32.1
一般廃棄物の焼却	479.0	2.1	448.7	2.4
し尿処理	1,552.1	6.7	48.8	0.3
総計	23,226.9	100.0	18,842.0	100.0

## (11) 自然環境

### ① 地形

本市は、千葉県の中の房総半島中央部・北部の主体をなす下総台地地区に分類され、その地形は、中央部の下総台地と利根川及び江戸川流域の低地により形成されています。下総台地は、主に洪積世に形成された成田層群と、関東ローム層から成り立っています。台地は、河川の浸食により幅の広い、浅い樹枝状の谷によって刻まれ、段丘面は一般にゆるく北西に傾斜しています。本市は、この下総台地の北西部に当たり標高20m以下の低い地域を代表しています。この地域では東に利根川低地、西には江戸川低地をひかえ、台地の東西の幅は、3～7km、北西方向へ約25kmと細長く、台地が低地のなかへ半島状に突き出た形となっています。中央部の台地には、浸食谷が入り込み、これが沢や小河川沿いの湿地となり、谷津と呼ばれています。利根川低地は幅約2kmで、中央を利根川が流れ、この低地の本市側には広い氾濫原があり、水田に利用されています。江戸川低地は中央台地の南西側に当たる広大な低地で、この低地の中を江戸川が流れています。

### ② 植生

本市は、千葉県北部で気候的には温暖帯に属し、森林は照葉樹林帯に属しています。植生は、湿地では、ハンノキ林、あるいはヨシ、シダの草木群落であり、台地部分ではシイ・カシ林などの常緑広葉樹林であると考えられますが、本市は、地形的にほとんど高低差がなく、また、古くから人為的かく乱が加わっているため、低地部は水田、台地部は畑地や市街地、ゴルフ場などになっています。そのため、自然植生が少なく、代償植生が大部分を占め、シイなどの樹林は谷津の斜面や、社寺林、屋敷林などに残っている程度です。

環境省の「第3回自然環境保全基礎調査」によると、本市の植生は、利根川、江戸川及び利根運河沿いにススキチガヤ群落が線状に連続しているほか、ヨシクラスが利根川、江戸川及び北部の湿地や小水系沿いに見られます。これらの植生の周辺の低地には、水田雑草群落が広がり稲作地帯を形成しています。また、江川排水路周辺には休耕田雑草群落が見られます。

台地上で目立った樹林植生では、マツ植林が挙げられます。この植林地ではアカマツ・クロマツが多く、一部にスギ・ヒノキが見られます。また、二次林であるコナラ群落も各所で点在していますが、その面積はいずれも小さいものです。その他、植生以外では、市域全般に畑地雑草群落が広がり、工場地帯や市街地周辺には路傍雑草群落が占有しています。

### ③ 植物

植物の希少種としては、湿地の植物であるノウルシ、ワタラセツリフネソウ、オグルマ、ミズアオイ、水田や休耕田などで確認されるイチョウウキゴケ、ミズワラビ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、ヒメシロアサザ、カワヂシャ、河川氾濫原のホソバイヌタデなど、水辺の植物が多く確認されています。また、オミナエシやシュンラン、キンランなど、人の手によって管理された里山で見られる種も確認されています。いずれも、かつての野田市には普通に生育していたと考えられますが、湿地の減少、水田の乾田化、河川における氾濫頻度の減少、管理されずに荒廃する樹林地の増加や樹林地自体の分断・減少などによって減少しております。

また、野田市の主要なビオトープタイプと良好な環境であることを指標とする生物種は、「表野田市の主要なビオトープタイプと指標種」に示すとおりであり、水域にはエビモやフサモ、草地には、ツリフネソウやハンゲショウ、樹林には、落葉広葉樹林のヒトリシズカ、カンアオイ、湿生林のゴマキ、ハンノキなどが確認されています。

関宿落掘に架かる船形地先の小船橋周辺には、ヨシなどの水生植物が密生し、岸边にはミドリシジミの幼虫の食草である湿地帯のハンノキやヤナギ等が繁茂しています。市役所に隣接す

る「中央の杜」には、キンランやギンラン、ヤマユリなど、珍しい植物が生息しています。

#### ④ 動物

本市は県北部に位置し、大河川に挟まれた平坦な地域となっています。古くから農耕地や居住地となっており、人為的影響を受けているため動物の生息環境は圧迫されています。

最近、関東地方では、都市化の進行に伴う生態系の喪失に対する解決策として、貴重な水辺空間・緑地空間を保全・再生し、水と緑のネットワークの形成を図り、野生生物の生息・生育空間を確保するため、豊かな生態系の指標として、コウノトリやトキに着目することにより、多様な生物が生息可能な環境づくりが可能となるほか、併せて環境と経済の調和を図った地域振興及び経済の活性化に取り組むことにより、広域連携による地域の自立的な発展に貢献することが可能となりました。それらを実現するために、本市が発起人となり「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」が設立されています。

また、市内の野生動植物の保護を図るとともに、自然環境の保護及び再生の取組を推進し、豊かな自然環境を将来の子どもたちに継承することを目的として、「野田市野生動植物の保護に関する条例」を平成27年7月に制定しています。

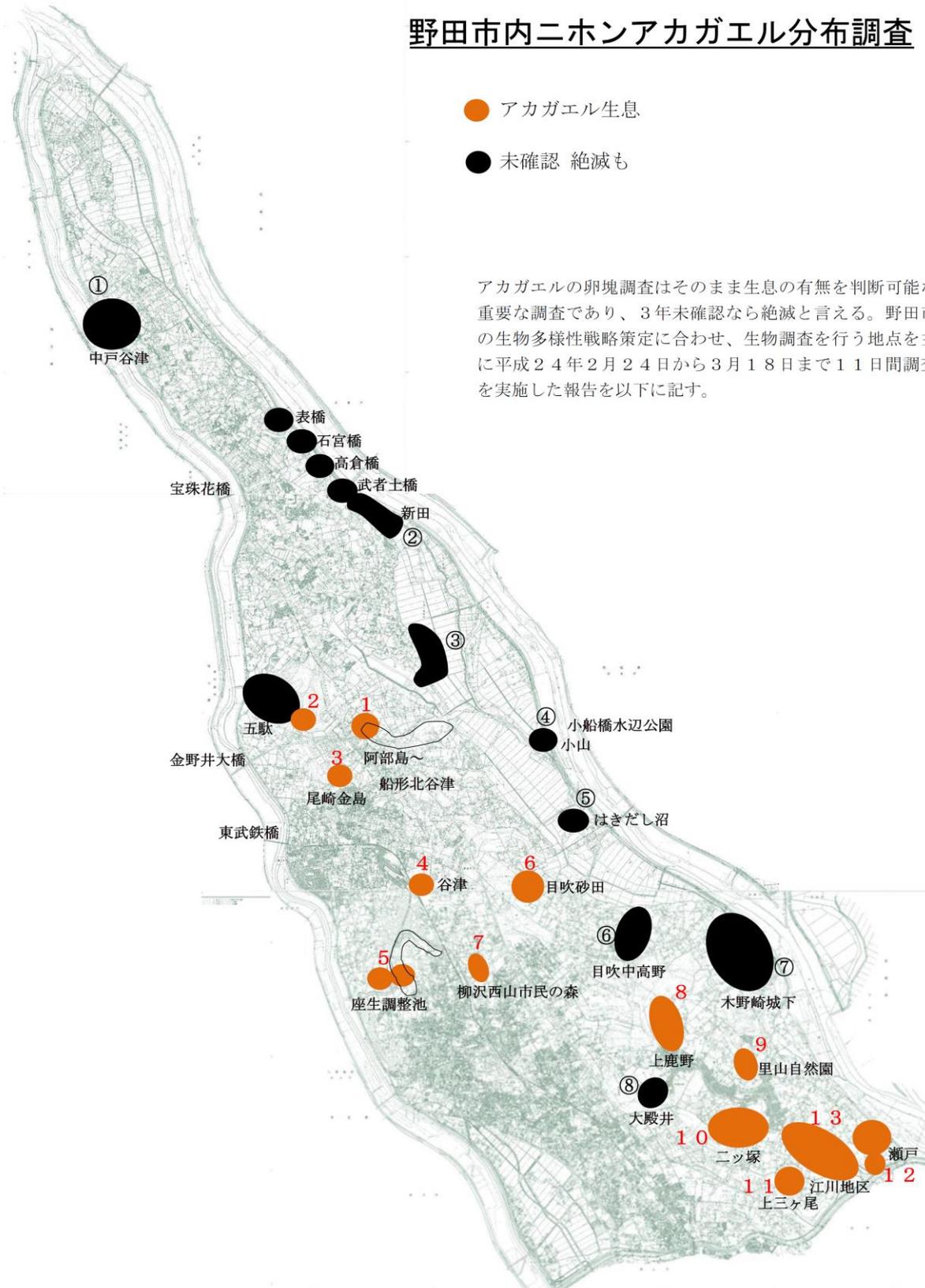
【表 野田市の主要なビオトープタイプと指標種】※赤字：千葉県レッドデータブック記載種

ビオトープタイプ区分	ビオトープタイプの概要	哺乳類	植物	鳥類	魚類・甲殻類・貝類	両生類・ハ虫類	昆虫類
水域	河川		エビモ、フサモ	カイツブリ、カワセミ、サギ類	アユ、ウナギ、ナマズ、ボラ、モクスガニ	クサガメ	ハグロトンボ、オニヤンマ
	小河川・水路		エビモ、フサモ、ヒシ(ヒメビシ、オニビシを含む)	カイツブリ、カワセミ、サギ類	ウナギ、ナマズ、ジュズカケハシ、タナゴ類、モクズガニ、ドブガイ	クサガメ	ハグロトンボ、オニヤンマ
草地	池沼	ニホンイタチ(水辺)	ヒシ(ヒメビシ、オニビシを含む)、ヒルムシロ	カイツブリ、カワセミ類、オオバン、サギ類	ウナギ、ナマズ、タナゴ類、ドブガイ	クサガメ、ヒバカリ、アズマヒキガエル、アマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、シユレーゲルアオガエル	セスジイトトンボ、オオイトトンボ、アオイトトンボ、ウチウヤンマ、キヤンマ、チヨウホ、ヒメアオガエル、コオニムシ、ダクゴキ、ミスカマキリ、アメンボ、シマゲンゴロウ、ミスズメジ、ヘイケボタル
	砂礫地		カワラヨモギ、カワラニガナ	コアジサシ、イカルチドリ	—	—	—
	湿性草地	カヤネズミ、ニホンイタチ	ツリフネウ(ワタラセツリフネウを含む)、ハンゲショウ、サクラダデ、ホソバオグルマ(サクラオグルマを含む)、コバノカモメツル	セツカ、オオジョウリン、オオヨシキリ、ヨシゴイ	—	シマヘビ、ジムグリ、アオダイシヨウ、ヒバカリ、ヤマカガシ、アマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、シユレーゲルアオガエル	トゲヒシバツタ、ヘイケボタル
	乾性草地	アズマモグラ、アカネズミ、ハダネズミ	トアシバ、アキキリンソウ、ツリガネニシシ、ハヤナスリ(トネハナヤスリ)、ヒロハナヤスリ、ミヤコグサ、アキカラマツ	ヒバリ、セツカ、ホオジロ、アオジ、キジ、ツグミ	—	ニホントカガ、カナヘビ	アサムシ、キリギリス、シヨウヨウバツタモドキ、トノサマバツタ、ギンイチョモシセセリ、シヤノメ、チヨウ
樹林	落葉広葉樹林	アカネズミ、アズマモグラ、ウサギ、タヌキ、ニホンリス、アサネズミ	ヒトシズカ、カンアオイ、ニリンソウ、シラヤマギク、アキノキリンソウ、ヤマツツジ、ホソセカガスゲ、リンボウ、シュンラン	アオガラ、アカガラ、カケシ、ウグイス、タシロ、シジュウカラ、コケラ	—	ニホントカガ、カナヘビ、シマヘビ、アオダイシヨウ	ミスイロオナガシジミ、オオミツシジミ、ヒメマイマイカブリ、カブトムシ、タマムシ
	常緑広葉樹林	タヌキ	ヤブコウジ、イノ子類(イノヅ、アスカイデ等)、クマワラビ、ヤブツバキ、テイカカズラ	—	—	ニホントカガ、カナヘビ、シマヘビ、アオダイシヨウ	ムラサキシジミ、ヒメマイマイカブリ
	湿生林	タヌキ	ゴマギ、ハンノキ、オニズガ、ミゾバ、ウメモドキ	—	—	アズマヒキガエル、ニホンアカガエル、シユレーゲルアオガエル	ミドリシジミ、コムラサキ、ヒメマイカブリ
農地	針葉樹林	—	—	—	—	—	—
	竹林	タヌキ	ウラジマンウ、ホウチャクソウ、ドクダミ	—	—	—	サトキマダラヒカゲ
農地	水田	アカネズミ	キクモ、オモダカ、ウリカワ、ゼリ、タウゴキ、ミノカクシ、アカバナ	タグリ、その他のシギ、チドリ類、サギ類、ツバメ	ナマズ、メダカ、ドジョウ、マルタニシ	ヒバカリ、アマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、シユレーゲルアオガエル	アカアカネ、コバネイナゴ、コオニムシ、ヘイケボタル
	畑・果樹園	アズマモグラ、ジネズミ	ヨメナ類(カントヨメナ、ヨメナ)、カントタンポポ、イヌタテ、ミミナガサ	—	—	ニホンアカガ、カナヘビ、アオダイシヨウ、シマヘビ	エンマコオロギ、トノサマバツタ、シヨウリヨウバツタ
市街地	市街地	アブラコウモリ、タヌキ	カントウタンポポ、タチツボスミレ、カキドオシ	シジュウカラ、コガラ、ツバメ、メジロ	—	ニホンヤモリ、ニホントカガ、カナヘビ、アオダイシヨウ、シマヘビ	エンマコオロギ、トノサマバツタ、シヨウリヨウバツタ
	公園など	アブラコウモリ、アズマモグラ、タヌキ、ジネズミ	カントウタンポポ、コナスビ、スミレ、ネジバナ	—	—	ニホンヤモリ、ニホントカガ、カナヘビ、アオダイシヨウ、シマヘビ	エンマコオロギ、トノサマバツタ、シヨウリヨウバツタ
総合指標種	複数の環境を利用する種	アカギツネ	—	オオタカ、サシバ、フクロウ	ウナギ、ナマズ、タナゴ類	—	—

指標種の選定につきましては、環境調査の結果をもとに、生物多様性検討委員会の中で選定していただきました。

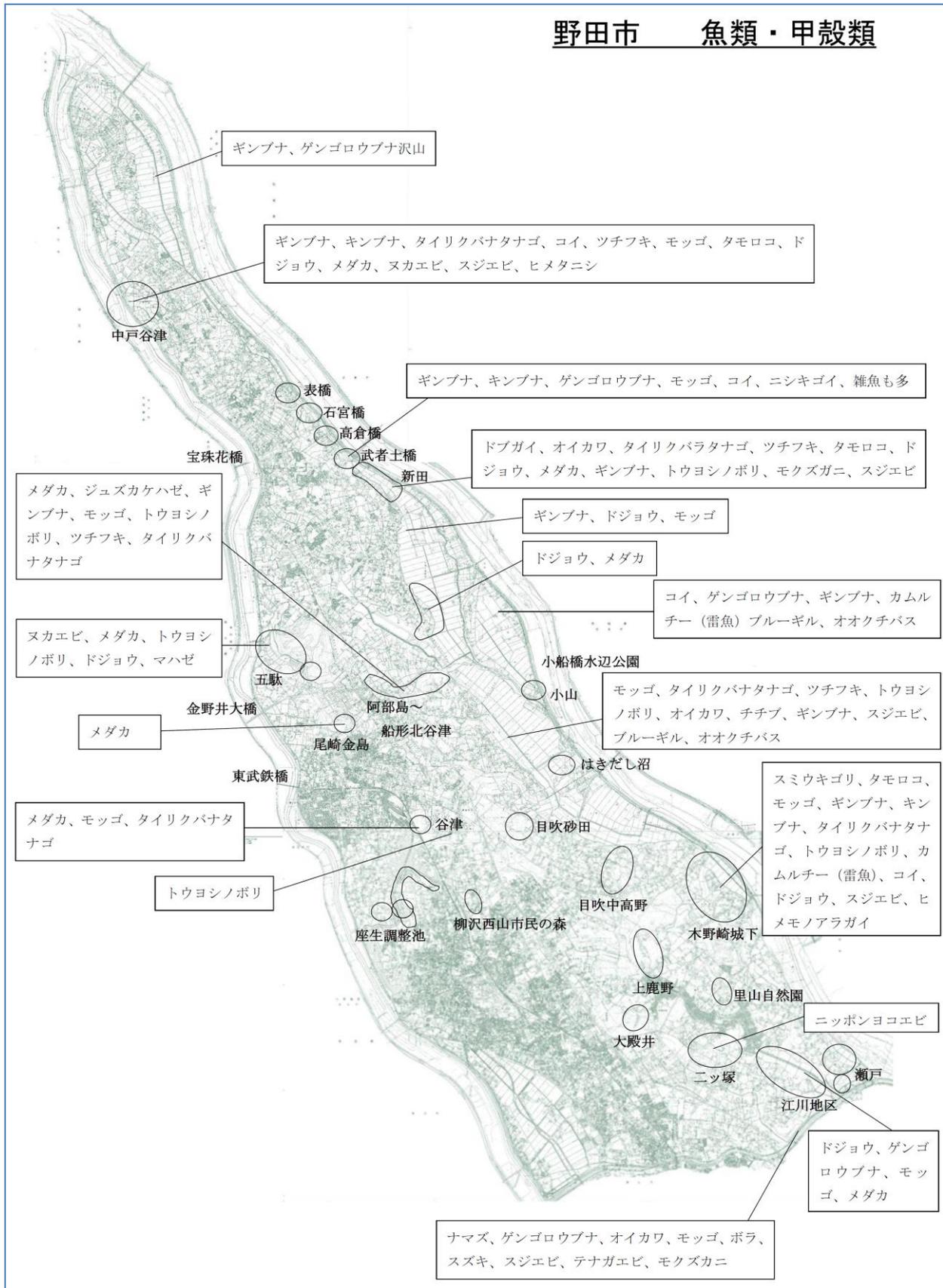
(資料：生物多様性のだ戦略)

## 野田市内ニホンアカガエル分布調査



アカガエルの卵塊調査はそのまま生息の有無を判断可能な重要な調査であり、3年未確認なら絶滅と言える。野田市の生物多様性戦略策定に合わせ、生物調査を行う地点を主に平成24年2月24日から3月18日まで11日間調査を実施した報告を以下に記す。

(資料：生物多様性のだ戦略)



(資料：生物多様性のだ戦略)





## 第3章 環境に関する市民の意識調査（アンケート調査）

### 1 調査の目的

市民、小中学生及び事業者を対象にアンケート調査を実施しました。この調査の目的は、地域住民の環境に対する認識や意見、要望、環境行政へのニーズ、あるいは取組状況等を把握し、本計画づくりに反映するとともに、本計画の周知と計画づくりへの参加意識の高揚を図ることを目的としています。

### 2 調査の概要

アンケート調査の対象、期間、調査方法等は、次のとおりです。

アンケート調査の概要

	市民アンケート	小中学生アンケート	事業者アンケート
調査対象	満20歳以上の男女	市内の小学校5年生及び中学校2年生	市内の事業者
調査期間	平成21年11月	平成21年11月	平成21年11月
配布数	2,000人	2,701人	300社
標本抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	全員対象	事業所リストによる無作為抽出
調査方法	アンケート郵送配布・郵送回収法 (自記式・無記名)	学校へ配布し、クラス毎に配布・回収	アンケート郵送配布・郵送回収法 (自記式・無記名)

### 3 回収率

アンケート調査の回収率は、次のとおりです。

アンケート回収率

対象	配布数	有効回答数	回収率
市民	2,000人	821人	41.1%
小学生・中学生	2,701人	2,539人	94.0%
事業者	300社	117社	39.0%

## 4 アンケート調査結果

### （1）市民アンケートの結果

#### 《環境の現況に関する満足度、本市に対する要望、取組姿勢など》

- ◎自然環境や大気環境、騒音などについては、現状に満足しており、本市の良好な自然環境や大気環境を反映しています。
- ◎環境問題として、「地球環境問題」（50.5%）が最上位に挙がっており、市民の関心の高さが見られます。
- ◎野田市全体の望ましい環境像として、「人と自然との共生」（46.5%）、「緑豊かな環境」（43.6%）が上位に挙がっており、人と自然との関連が一般には十分認識されています。
- ◎本市に対する要望として、「駅や路上でのポイ捨て等ごみの散乱防止」（21.6%）、「自然環境の保全」（17.4%）などが上位に挙がっており、駅や路上でのごみのポイ捨てなどの環境マナーの徹底について、多くの市民が要望しています。また、本市の大きな課題の一つとして、自然環境の保全が考えられます。
- ◎地域での環境にやさしい行動として、「資源回収やリサイクル活動に参加している」（77.0%）、「環境について、家族と話している」（29.1%）、「身近な川や水路、生物等を観察し、身の回りの環境の現状を確かめている」（22.3%）などが上位に挙がっており、ごみの減量化や良好な環境づくりなどへの積極的な姿勢が見られます。
- ◎家庭での環境にやさしい行動として、「資源回収」（89.2%）、「照明やテレビなどはこまめに消している」（78.0%）、「買い物にはマイバックを使用している」（63.3%）などが上位に挙がっており、ごみの減量化や水質汚濁対策、節水・節電など、環境問題に対する積極的な姿勢が見られます。

(%)

#### ◇◇野田市全般の具体的な環境についての満足度◇◇（上位5位）

設問項目	満足	やや満足	計
1 緑との触れ合い	23.3	50.2	73.5
2 空気のきれいさ	19.6	51.6	71.2
3 緑の豊かさ	18.1	48.5	66.6
4 まちの静けさ	12.9	48.7	61.6
5 土との触れ合い	16.4	44.7	61.1

(%)

#### ◇◇野田市全般の具体的な環境についての不満足度◇◇（上位5位）

設問項目	不満	やや不満	計
1 街路の快適さ	28.3	40.0	68.3
2 まちなみの美しさ	18.1	44.5	62.6
3 まちなみのゆとり	18.5	38.6	57.1
4 まちの清潔さ	14.4	42.6	57.0
5 川や沼のきれいさ	19.1	35.2	54.3

(%)

◇◇市民の関心の高い環境問題（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	地球環境問題（地球温暖化、二酸化炭素の排出抑制等）	50.5
2	ごみ問題・資源のリサイクル	24.7
3	エネルギー問題（原油枯渇、自然エネルギーの活用等）	18.6
4	開発等による自然の減少に関する問題	12.4
5	有害化学物質（ダイオキシン類等）による人体への影響	11.6

(%)

◇◇野田市全体の望ましい環境像（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	人と自然との共生	46.5
2	緑豊かな環境	43.6
3	魅力ある産業と快適な環境の調和	35.4
4	広場や公園などが整備された環境	27.4
5	歴史的・文化的資源の保全	26.3

(%)

◇◇野田市に取り組んでほしい環境問題（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	駅や路上でのポイ捨て等ごみの散乱防止	21.6
2	自然環境の保全	17.4
3	適正な土地開発の誘導	16.0
4	ごみ処理施設等の環境問題の解決	15.5
5	川や水路等の水質汚濁対策	14.7

(%)

◇◇自分自身が日頃から「地域」で取り組んでいる環境にやさしい行動（複数回答）◇◇		
1	資源回収などのリサイクル活動に参加している（フリーマーケット、空き缶・ビン・新聞紙等の回収への協力等）	77.0
2	野田市の環境について、家族と話している	29.1
3	身近な川や水路、生物等を観察し、身の回りの環境の現状を確かめている	22.3
4	快適な環境づくり（例えば、清掃活動、花いっぱい運動等）に参加している	21.2
5	野田市の自然環境について学習している	4.5
6	環境カウンセラーなど環境に関するボランティア活動に参加している	1.0

（2）小学生・中学生アンケートの結果

《環境の現況に関する満足度と本市に対する要望、取組姿勢など》

- ◎「川や池の水のきれいさ」などの水環境に関しては、不満を感じていますが、その他の自然環境や緑、公園、交通機関などの環境については、大半の小中学生は満足しており、大人と同様に好印象となっています。
- ◎水のきれいなまち、公害のないまち、自然と触れ合えるまち、多くの動植物が生息・生育しているまちなどを求めています。
- ◎環境マナーについては、学校や家庭における指導が徹底されている効果が見られるため、このような行動が定着することにより、将来的にはポイ捨てや不法投棄がなくなることが期待されます。
- ◎環境に配慮した行動を多くの学童が実践していると回答しており、家庭でも環境活動に関わっている様子が見られます。
- ◎家庭での環境問題についての話し合い（11.0%）や環境行事への参加、清掃活動（21.5%）などについては、比較的低い比率となっているため、親世代への教育も含めて、今後啓発していくことが必要と思われます。

(%)

◇◇野田市の環境の現状についての満足度◇◇（上位5位）				
設問項目	満足	やや満足	計	
1 電車やバスの利用のしやすさ	30.2	35.7	65.9	
2 公園や遊び場などの利用のしやすさ	28.0	34.8	62.8	
3 事故や災害がなく安心して暮らせること	26.5	34.0	60.5	
4 山や田んぼ、畑などの緑地のゆたかさ	23.4	36.0	59.4	
5 商店街やまちの便利さ	23.8	34.4	58.2	

(%)

◇◇野田市の環境の現状についての不満足度◇◇（上位5位）				
設問項目	不満	やや不満	計	
1 山や田んぼ、畑などの緑地のゆたかさ	33.4	26.7	60.1	
2 町並みやけしきのうつくしさ	22.7	10.4	33.1	
3 商店街やまちの便利さ	18.2	12.2	30.4	
4 鳥や魚、虫などの生き物との触れ合い	21.0	9.3	30.3	
5 公園や遊び場などの利用のしやすさ	18.2	10.7	28.9	

(%)

◇◇野田市が取り組むべき課題（複数回答）◇◇（上位5位）				
設問項目				計
1 川や用水路の水の汚れをなくすこと				41.7
2 お年寄りや体の不自由な人が、安心して暮らせるようにすること				32.5
3 自動車の排気ガスや騒音などの公害をなくすこと				32.1
4 生き物のすみかを守り、鳥や虫などがすめるようにすること				31.0
5 みどりや水辺をつくり、自然と触れ合えるようにすること				30.4

### （3）事業者アンケートの結果

#### 《環境問題全般に関する意識、考え方など》

- ◎事業活動における環境への影響については、半数以上の事業所が何らかの関心を持っているものの、「影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない」（33.3%）と回答した事業者が最も多いなど、何から対応していけばよいのか判断できない様子も見られるため、環境保全に関する情報の提供が必要と思われます。
- ◎「日常の事業活動では、環境上問題となることはない」（6.8%）と回答した消極的な事業者は少なく、今後、環境に関する取組を行なう事業所が、更に増えていくことが期待されます。
- ◎事業活動が環境に影響を与えているものとして、事業活動に伴う公害問題への責任意識は高くなっています。
- ◎環境保全の必要性から法的なルールについては、何らかの負担をすることは考えているようですが、経済的な負担にはやや消極的な傾向が見られます。
- ◎全般的には、節電やリサイクルなど、経費の削減に直結する取組については前向きな姿勢が見られますが、資源・エネルギーの循環、省資源・省エネルギーを目的としたソーラーシステムや、コジェネレーションシステム、雨水利用等、設備投資が必要なものについては、ほとんど消極的であるため、情報の提供とともに資金面についても配慮していくことが必要であると思われます。
- ◎市に対して、「都市基盤の整備」（29.9%）、「環境に関する情報提供」（13.7%）、「環境保全のための助成・融資」（13.7%）に期待しています。
- ◎公害苦情として、「騒音・振動」（54.8%）が最も多く、次いで「大気汚染」（16.1%）、「悪臭」（9.7%）などが上位を占めています。
- ◎市民に対する取り組んでほしい要望として、「リサイクルへの取組」（29.9%）が上位に挙がっています。

(%)

◇◇環境問題への関心◇◇		
1	影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない	33.3
2	情報収集や対応を研究している	24.8
3	環境対応型の製品や技術開発を行っている	16.2
4	ビジネスチャンスの1つと考えている	14.5
5	経営に影響はない	8.5

(%)

◇◇環境に関する考え方（複数回答）◇◇		
1	日常的に省エネ、省資源、廃棄物の削減等に配慮している	48.7
2	公害等に関係する法律や規則等の基準を守るよう努めている	29.1
3	環境問題は意識しているが、事業所として特別なことはしていない	14.5
4	日常の事業活動では、環境上問題となることはない	6.8

### 第3章 環境に関する市民の意識調査（アンケート調査）

(%)

◇◇事業活動が周辺に及ぼす影響（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	騒音・振動	29.9
2	水質汚濁	16.2
3	煙や粉じんなどの大気汚染	14.5
4	燃焼による二酸化炭素の発生	12.8
5	多量の廃棄物の排出	11.1

(%)

◇◇環境に関する苦情や意見の具体的な項目（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	騒音・振動	54.8
2	大気汚染	16.1
3	悪臭	9.7
4	電波障害	6.5
5	水質汚濁	3.2

(%)

◇◇環境保全に対する経済的なコスト（費用等）◇◇		
1	法律で定められている義務・基準を達成するためのコストは支払う	47.9
2	利益が減少しない範囲で、環境負荷低減のためのコストは支払う	17.9
3	法律で定められた以上の努力として、地域社会や地球環境保全のための共通目標を達成するためのコストは支払う	14.5
4	利益は減少しても、社会的義務として、企業努力で可能な範囲の環境負荷低減のためのコストは積極的に支払う	13.7

(%)

◇◇野田市に期待する取組◇◇（上位5位）		
1	上下水道等の都市基盤の整備	29.9
2	環境保全に関する情報提供	13.7
3	環境保全のための助成・融資制度の確立	13.7
4	市民に対するライフスタイル改善の提案など環境学習の推進	11.1
5	工業団地など産業基盤の整備	9.4

(%)

◇◇市民に対する要望（複数回答）◇◇		
1	リサイクルへの取組（再利用容器の確実な回収など）	29.9
2	地域の環境活動に関する情報の提供	26.5
3	エコマーク商品や環境に配慮した商品の購入	19.7
4	開発行為時における住民説明会への参加と理解	3.4

## 第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出

第2、3章の結果を踏まえ、本市の環境の現状、問題点・課題について整理し、そこから想定される環境施策の展開方向について、自然環境、生活環境、地域環境、地球環境及び環境保全の視点からまとめると、次のようになります。

◇◇自然環境◇◇
<p><b>「現状」</b></p> <p>◎<u>自然環境の特徴</u>                      緑に代表される野田市の豊かな自然は、市民の愛着を生み出している貴重な財産となっており、本市は森林、樹林地、田畑などの田園風景、河川や水路などの水辺空間など、豊かな自然に恵まれています。</p> <p>◎<u>自然環境の現状</u>                      最近の地目別土地面積は、ほぼ横ばいで推移しており、宅地が最も多く、次いで畑や田が続き、山林は、主に台地や台地と低地間の斜面林として分布しているが、その面積は年々減少傾向となっています。</p> <p>◎<u>自然環境への市民意識</u>                      市民アンケート調査において、野田市に取り組んでもらいたい環境問題として、「ごみのポイ捨て防止」の次に「自然環境の保全」、「適正な土地開発への誘導」を望んでいます。</p>



問題点・課題	環境施策の展開方向
<p>◇本市の恵まれた自然を後世に引き継ぐために、市、事業者及び市民が一体となって守っていくことが必要です。</p> <p>◇川や水路等を含めた水辺空間など、豊かな自然を守っていくことが必要です。</p> <p>◇自然と調和したメリハリのある土地開発が望まれます。</p> <p>◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成が望まれます。</p> <p>◇良好な自然環境を維持するため、森林や緑地を保全することが必要です。</p> <p>◇市内には湧水が確認されており、貴重な自然環境として保全していくことが必要です。</p>	<p>◇市、事業者及び市民が一体となった自然環境の保全と創出</p> <p>◇川や水路などの水辺空間の保全</p> <p>◇自然と調和したメリハリのある土地利用の促進</p> <p>◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成</p> <p>◇良好な環境の森林や緑地の保全と整備</p> <p>◇野田市におけるみどりのシンボルとして位置付けられている中央の杜の保全</p> <p>◇みどりの活用と保全を図るための、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全</p> <p>◇自然との触れ合いを通じた人と自然との共生の実現</p> <p>◇生物多様性を維持する基盤となる池や沼、湧水やこれを取りまく森林等の保全</p>

<p>◇自然との触れ合いを通じた人と自然との共生が望まれます。</p> <p>◇多様な生物の生息場所となる池や沼（落堀）が開発により失われつつあります。</p> <p>◇ほ場整備により水田の区画が大規模化し、冬期には乾田化が進行することで水辺の生き物が失われつつあります。</p> <p>◇宅地開発や大規模な太陽光発電設備の立地により、森林が伐採されみどりの喪失が進行し生物の生息・育成に必要な水環境に影響を及ぼしています。</p>	<p>◇市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する計画的な推進（生物多様性の戦略の見直し）</p> <p>◇生物多様性に対する市民の理解を深めるための啓発の推進</p> <p>◇生物の生息環境としての質を高めるため、農業者の協力の下、冬期湛水や中干し時期の延期</p>
--	--



## ◇◇生活環境◇◇

## 「現状」

## ◎大気環境の現状

大気環境は、環境汚染物質の常時監視や事業所等への指導などにより全体的には改善されてきていますが、光化学オキシダントなどが環境基準を達成していない状況です。

福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質については、市内全域の除染が完了し、空間放射線量の値は安定した状況です。

## ◎子どもたちの安全・安心な環境の確保

市内保育所及び学校の給食食材放射性物質検査として、「調理前食材検査」を継続実施し、食材の安全性を確認します。また、市民持込による井戸水や食品の放射性物質の検査も継続実施します。

## ◎大気汚染対策への取組

大気汚染を防止するため、常時監視及び公害測定機器の設置など、汚染状況の監視を実施しています。

空間放射線量の監視体制の継続や市民への空間線量測定器の貸出し等、除染等の措置についても継続しています。

## ◎産業廃棄物処理施設による健康被害問題への取組

産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による健康被害問題解決に向け、被害者の会、弁護士及び市の三者で協議し、公害審査会への調停申請など健康被害問題解決に向け様々な取組を実施しています。

## ◎大気汚染のその他の要望

工場・事業所等の固定発生源からの大気汚染対策や自動車交通からの環境負荷を減らすための取組が求められています。

## ◎水環境の現状

市内の主な河川、排水路で水質調査が実施されており、全体的には改善されてきていますが、一部の河川においてBOD値などがまだ環境基準を達成していない状況です。

## ◎水質汚濁の主な原因

水質汚濁の原因の一つとして、家庭の台所などからの生活雑排水が挙げられます。

## ◎水質汚濁への市民意識

市民アンケート調査において、市民は川や水路等の水質汚濁対策を要望しています。

## ◎水質汚濁対策

公共下水道整備を推進している中で、下水道区域以外については、合併処理浄化槽の設置を進めています。

## ◎地下水汚染の現状

一部の地域において、引き続き地下水汚染が確認されています。ただし、健康被害は確認されていません。

## ◎地下水汚染への取組

揮発性有機塩素系化合物に係る地下水汚染のモニタリングや浄化対策が、継続して実施されています。

## ◎環境騒音の現状

市内の住宅地及び工場地域の環境騒音の実態は、ほとんどの測定地点において環境基準を達成しています。

## ◎地盤沈下の現状

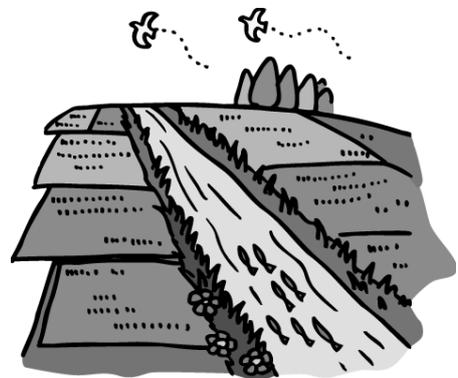
地下水の揚水量は抑制され、地盤沈下は安定した状態を保っています。

## ◎公害苦情の現状

近年の苦情件数は微減傾向になっていますが、屋外の燃焼行為による苦情が大半を占め、その他として工場及び事業所の騒音などの苦情が寄せられています。



問題点・課題	環境施策の展開方向
<p>◇光化学オキシダント発生防止などの大気汚染対策として、周辺自治体との連携を含む広域的な行動の展開が必要です。</p> <p>◇今後とも、継続して大気汚染の監視体制を充実していくことが必要です。</p> <p>◇大気質に係る工場、事業所などへの監視体制を充実することが必要です。</p> <p>◇自動車交通による環境負荷の低減対策や、低公害車の導入を促進することが必要です。</p> <p>◇水環境の継続的な監視体制を強化していくことが必要です。</p> <p>◇生活排水に対し、市民意識を啓発することが必要です。</p> <p>◇川や水路等の水質を改善し、健全な水環境・水循環の形成が望まれます。</p> <p>◇生活排水処理を行う公共下水道及び合併処理浄化槽の更なる普及が必要です。</p> <p>◇今後とも、環境騒音を継続的に監視していくことが必要です。</p> <p>◇今後とも、地質環境を保全するため、継続的に調査・監視していくことが必要です。</p> <p>◇公害苦情件数を減少させることが必要です。</p> <p>◇公害苦情に速やかに対応し、その対策を進めていくことが必要です。</p> <p>◇産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による苦情の削減のための対応が必要です。</p>	<p>◇大気汚染対策のための周辺自治体との連携を含む広域的行動の展開</p> <p>◇大気汚染監視体制の充実強化</p> <p>◇工場、事業所などへの監視体制の充実・強化</p> <p>◇自動車交通による環境負荷の低減及び低公害車の導入促進</p> <p>◇水環境の継続的な監視体制の強化</p> <p>◇生活排水に対する市民意識啓発</p> <p>◇川や水路等の水量や水質改善の強化</p> <p>◇公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>◇環境騒音の継続的な監視</p> <p>◇地質環境の保全の促進</p> <p>◇有害物質等による土壌や地下水への負荷の低減</p> <p>◇公害苦情件数の減少に向けた指導の徹底</p> <p>◇公害苦情の速やかな対応及び対策</p> <p>◇産業廃棄物処理施設による健康被害問題解決に向けた対応及び対策の促進</p>



◇◇地域環境◇◇

「現状」

◎地域環境資源の活用

利根川、江戸川及び利根運河沿いの広大な自然環境は、生物の生息地となっているほか、市民の憩いの場やレクリエーション活動の場として利用されています。

◎地域環境の現状

地域に密着した触れ合いの場である総合公園やスポーツ公園があります。

玄米黒酢米の生産地区の耕作地を利用した冬期湛水水田には、様々な水生生物や昆虫が戻ってきています。

市内の荒廃農地が80ha以上存在し、耕作放棄により雑草の繁茂など周辺環境が悪化しています。

◎地域環境資源の現状

私たちにうるおいとやすらぎをもたらし、また災害の防止や国土保全の機能を持つ緑地があります。

◎歴史的文化遺産などの現状

本市には、歴史的な遺産が多く、国や県及び市の指定文化財が数多く残されています。

◎歴史的文化遺産への市民意識

市民アンケート調査において、市民は歴史的文化遺産の保存を要望しています。



問題点・課題	環境施策の展開方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市、事業者及び市民が一体となって地域の環境資源を守っていくことが必要です。</li> <li>◇水と緑のネットワークづくりが求められます。</li> <li>◇自然に親しみながら多様なスポーツ及びレクリエーション活動の場の整備及び設備の充実が求められます。</li> <li>◇市民の森や都市緑地、街路樹などを整備し、緑化を推進することが望まれます。</li> <li>◇歴史的文化遺産を保護し、次世代に継承していくことが求められています。</li> <li>◇地域資源として地域住民への文化遺産の情報提供とその活用が求められます。</li> <li>◇遊休農地の有効活用が求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市、事業者及び市民が一体となった地域環境資源の保全</li> <li>◇水と緑を結び付けるネットワークづくり</li> <li>◇河川敷を利用したスポーツ及びレクリエーション活動の場の整備及び設備の充実</li> <li>◇緑地や街路樹の整備及び緑化の推進</li> <li>◇歴史的文化遺産の保護と継承</li> <li>◇歴史的文化遺産を活かした魅力的な街並みや景観形成の推進</li> <li>◇地域住民への文化遺産の情報提供と活用</li> <li>◇農地中間管理機構を活用した遊休農地の有効活用の推進</li> </ul>



◇◇地球環境◇◇

「現状」

◎ごみの排出量の現状

ごみの総排出量は、平成24年度をピークに減少傾向を示している。また、資源化量は横ばいを示しており、資源化の更なる取組が必要となっています。

◎市民の要望

二酸化炭素排出削減に関する取組を計画的に進めることが必要となっています。

◎エネルギー使用の現状

電気などの身近なエネルギーの使用量は、節電対策や省エネ化により、微減傾向で推移しています。

◎地球環境問題の市民意識

市民アンケート調査において、市民は関心のある環境問題として、地球環境問題を最上位に挙げています。



問題点・課題

環境施策の展開方向

- ◇事業者や市民の協力によるごみの分別収集と資源化によるごみの減量化を推進することが必要です。
- ◇地域における美化活動を徹底することが必要です。
- ◇ごみ出しルールを普及啓発することが必要です。
- ◇エネルギーの効率的な利用が望まれます。
- ◇事業者や市民に対する省エネルギーを推進するため、意識啓発をすることが必要です。
- ◇新エネルギーの積極的な活用が望まれます。
- ◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発をすることが必要です。
- ◇市民一人一人が日常生活を見直し、地球環境への負荷のかからない生活様式に変えていくことが必要です。
- ◇日常生活や事業活動における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制することが必要です。

- ◇ごみの減量化・資源化の推進
- ◇地域の美化活動の周知徹底
- ◇ごみ出しルールの普及啓発
- ◇エネルギーの効率的な利用
- ◇事業者や市民に対する省エネルギーの推進のための意識啓発
- ◇新エネルギーの積極的な活用
- ◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発
- ◇生活様式の見直しによる地球環境への負荷の低減
- ◇日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出抑制の推進



◇◇環境保全◇◇

「現状」

◎市民の要望

駅や路上でのごみのポイ捨てなどの環境マナーの向上等に関する市民要望に応えるため、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例を制定し、重点区域のパトロールを実施しています。

◎環境保全活動

市、事業者及び市民が連携・協働して行う環境保全活動が求められています。

◎環境情報

環境に関する情報の提供が求められています。

◎環境教育・環境学習の現状

ごみの分別や資源化、地域の環境美化などの実践的な教育が必要となっています。



問題点・課題	環境施策の展開方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇環境教育及び環境学習の実施体制を充実させることが必要です。</li> <li>◇地域の環境保全活動の拠点づくりや組織づくりが必要です。</li> <li>◇環境情報のネットワークづくりが必要です。</li> <li>◇市のホームページや広報を活用した環境情報の発信が必要です。</li> <li>◇条例改正による市内全域のポイ捨て禁止や路上等喫煙の禁止に関する周知が徹底されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇環境教育及び環境学習の実施体制の充実</li> <li>◇地域の環境保全活動の拠点づくり、組織づくり</li> <li>◇環境情報のネットワークづくり</li> <li>◇市のホームページや広報による環境情報を発信</li> <li>◇ポイ捨て等の重点区域の拡大及びパトロールの強化（過料）</li> </ul>





## 第5章 望ましい環境像

### 1 望ましい環境像

本市の環境基本条例に掲げた基本理念、「環境の恵みを将来に継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「人と自然との共生」、「地球環境保全への貢献」を踏まえ、望ましい環境像を次のように設定します。

#### 「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」

本市は、三方を利根川、江戸川及び利根運河の各河川に囲まれるなど豊かな自然環境が基礎としてあり、その上で水運に恵まれるなど、伝統や歴史・文化を育んできました。現代に生きる私たちは、先人から受け継いだこの豊かな自然環境に触れ合いや憩いの場として広く活かし、その恩恵を享受しています。ここでは、人と自然との長年にわたる共生により、豊かな生態系が形成されてきました。こうした環境の状態は、バランスがとれ、都市や人を含む大きな生態系のシステムとして、健康であるといえます。

この豊かな自然を生かしたまちづくりの実現に向けて、その着実な推進を図るとともに、この環境を保全し、快適で暮らしに潤いをもたらす新たな環境を創造・育成し、その活用に努めることにより、現在及び将来の世代においても健康で恵み豊かな環境を享受し、文化的な生活ができる都市を目指します。

【豊かな自然】とは、  
「水」や「緑」など、野田市の特性である自然環境そのものを指します。

【健康】とは、  
都市や人を含む大きな生態系システム全体が、バランスのとれた環境の状態を指します。

【文化】とは、  
自然環境の上に築かれる伝統・歴史・文化など「人の暮らし」を指します。

#### 豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田

### 2 基本方向

望ましい環境像を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。本計画では望ましい環境像を目指し、本計画が対象とする自然環境、地域環境、地球環境、生活環境及び環境保全の五つの範囲から方向性を設定しました。特に地球環境については、地球温暖化などのグローバルな視点と資源循環などのローカルな視点にわけられることから、五つの環境範囲に資源循環を加えた六つの視点を踏まえた基本方向としました。これらを達成するため、20の施策の方向を念頭に置いて施策を展開していきます。

自然環境については、自然環境を保全していくためには市民の生活だけでなく生態系にも配慮した行動が必要であることから「自然との共生の確保」を基本方向としています。

地域環境については、地域環境を良くしていくためには、市民の身近にある公園緑地の緑や水辺、街並み景観を守り、創っていくことが重要であることから「快適な都市環境の確保」を基本方向としています。

地球環境についての一つの施策方向は、廃棄物を削減するためには資源循環を効率的に進めることが重要であることから、「資源の循環・効率化の進んだ社会の実現」を基本方向としました。もう一つの施策方向は、地球温暖化などのグローバルな環境問題を解決するための行動が重要であることから「地球環境保全への貢献」としました。

生活環境については、大気や水質等の環境保全のために環境悪化の要因を出さないことが重要であることから「環境への負荷の少ない社会の実現」を基本方向としています。

環境保全については、環境保全のために市民一人一人が環境意識を向上させ取り組んでいくことが重要であることから「みんなが参加する取組」を基本方向としています。

### (1) 自然との共生の確保

- ① 里山の保全と活用
- ② 自然との触れ合いの確保
- ③ 生物の多様性の保全

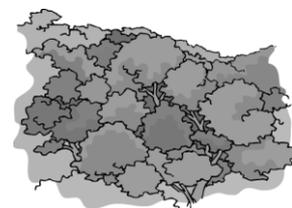


身近にある里山などの自然は動植物の保護及び育成、快適な都市空間を創出し、ひいては人間活動に活気をもたらします。

そのため、生物多様性の戦略に基づき、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めるとともに市民の生物多様性に対する理解を深めるための啓発を行い、自然と共生する地域づくりを進めます。

### (2) 快適な都市環境の確保

- ④ 豊かな緑の確保
- ⑤ 触れ合える水辺づくり
- ⑥ 良好な景観の形成
- ⑦ 歴史的文化的遺産の保護・継承



本市の誇りである水と緑、新旧の文化の豊かさなどの資源を積極的に活用し、快適な都市環境を確保するためには、快適な都市環境づくりにおけるビジョンを明確にし、様々な施策を景観の視点から総合的に進めていくことが必要です。本市には、利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた豊かな自然や趣のある歴史的資源があります。

そのため総合公園や身近な都市公園などの市街地内における公園・緑地の整備はもとより、河川、農地など既存の自然環境の保全・活用により、市民のニーズに対応し

たみどりの創出を目指す取組を進めていきます。また、歴史・文化資源を保全・活用し、市民が訪れ、来訪者に野田市の歴史・文化を発信する景観形成を図ります。

### (3) 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

- ⑧ 廃棄物の減量化の推進
- ⑨ 資源化の推進
- ⑩ 不法投棄の防止
- ⑪ 環境マナーの普及啓発

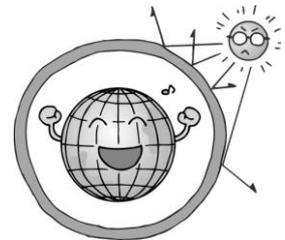


本市では、ごみの分別収集等を通じて、廃棄物の減量化、資源化など、これまでも着実に成果を挙げてきました。快適で安全な「野田市」を実現するためには、これからは循環型社会を目指し、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が一体となって環境への負荷を低減していくことが必要です。また、清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶などについては、市民の協力を得ながら環境マナーの向上を図っていくことが必要です。

そのため、廃棄物の減量化、リサイクル化及び不法投棄対策を推進し、清潔で快適な都市環境の実現を目指し、さらに、分別収集の徹底等、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携し、更なる循環型社会の実現に向けた取組を進めていきます。

### (4) 地球環境保全への貢献

- ⑫ 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
- ⑬ エネルギーの効率的利用の促進



地球環境問題は、世界共通の緊急課題となっています。持続可能な社会の構築に向け、地域における日常生活や事業活動においても、環境への負荷を低減する取組が求められています。今日の環境問題は、身近な地域環境だけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊など、私たち人類を含めた生物の存在を脅かす規模の広がりを見せています。私たち一人一人の行動が地球環境問題に結び付いていることを認識し、日々の生活や身近な環境から問題の解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

そのため、温室効果ガスの排出量を削減するため、環境に配慮したエネルギー源の利用に向けて再生可能エネルギー等の利用拡大を推進していきます。

### (5) 環境への負荷の少ない社会の実現

- ⑭ 大気環境の保全
- ⑮ 水質環境の保全
- ⑯ 騒音・振動・悪臭防止
- ⑰ 地質環境の保全



最近では、豊かな経済社会の進展により、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型環境問題などが顕在化し、安全で安心して暮ら

せる快適で魅力的な生活環境を創造していくことが求められています。

毎日、安全で安心して暮らすことができる環境を確保するためには、さわやかな空気や清らかな水、まちの静けさなどが、基本的な条件となっています。

そのため、自動車から発生する汚染物質の排出量を削減し、大気汚染に係る環境基準の達成を図るため、アイドリング・ストップなどの自動車の適正な使用について普及・啓発を図り、市民の自主的な取組を推進します。さらに、水質汚濁負荷量の6割を占める生活排水への対策を総合的に推進することにより、公共水域への汚濁物質の排出を削減するとともに、有害物質による地下水汚染を防止するため、工場・事業場に対する地下浸透防止の徹底を周知し、地下水の定期的な監視を実施します。また、汚染が確認された場合には、継続的に監視調査を実施し、人の健康に被害が生じないよう適切な取組を進めていきます。

### (6) みんなが参加する取組

- ⑱環境教育・環境学習の推進
- ⑲環境情報の共有とネットワークづくり
- ⑳環境保全活動の拠点づくり、組織づくり



良好な環境づくりを進めるに当たっては、市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体の全ての主体が公平な役割分担の下で、環境への配慮を心掛けていくための行動が求められています。

市民一人一人が環境保全のための知識を身に付けられるよう、環境学習の場や機会を様々な形で持ち、環境に配慮した行動の必要性を理解した上で、実践していくことが必要です。

そのため、みんなが参加する取組を進めていきます。

## 第6章 環境施策と行動計画

環境基本計画は、市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体それぞれが、お互いに連携・協力し合い、自主的かつ積極的に取り組んでいくことにより実効性のあるものとなります。

ここでは、「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」を目指し、六つの基本方向を達成するため、20の施策の方向について、市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体の具体的な取組を展開します。

環境像	基本方向	施策の方向
豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田	1 自然との共生の確保 【自然環境】	1-1 里山の保全と活用
		1-2 自然との触れ合いの確保
		1-3 生物の多様性の保全
	2 快適な都市環境の確保 【地域環境】	2-1 豊かな緑の確保
		2-2 触れ合える水辺づくり
		2-3 良好な景観の形成
		2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承
	3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現 【地球環境】	3-1 廃棄物の減量化の推進
		3-2 資源化の推進
		3-3 不法投棄の防止
		3-4 環境マナーの普及啓発
	4 地球環境保全への貢献 【地球環境】	4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
		4-2 エネルギーの効率的利用の促進
	5 環境への負荷の少ない社会の実現 【生活環境】	5-1 大気環境の保全
		5-2 水質環境の保全
		5-3 騒音・振動・悪臭防止
		5-4 地質環境の保全
	6 みんなが参加する取組 【環境保全】	6-1 環境教育・環境学習の推進
		6-2 環境情報の共有とネットワークづくり
		6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

## 基本方向 1 : 自然との共生の確保

1-1 里山の保全と活用

1-2 自然との触れ合いの確保

1-3 生物の多様性の保全

山林や里山は、動植物が生息・生育する場として、生態系を維持する機能、地域全体の気温・湿度や日照、風などの微気象を調節する機能、人為活動によって排出される二酸化炭素を光合成により吸収し、酸素を作り出す機能、自動車の走行などにより発生する粉じんや排出ガスなどの浄化機能のほか、降雨に伴う雨水流出量の調節や水源のかん養機能などの多様な機能を有しています。

最近では、農林業従事者の減少や宅地開発などにより、こうした山林や里山などが年々減少し、その環境保全機能が徐々に低下していくことが懸念されています。

市内には、郷土野田の里山の自然空間を残している「三ツ堀里山自然園」などがあり、市民ボランティア団体と市が協働して管理運営が行われています。また、本市を取り囲む大きな自然環境である利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川や野田市総合公園などは、自然との触れ合いの場となっています。また、安全・安心の地域再生、自然再生の取組として、江川地区のビオトープ（生物生息空間）の整備や環境にやさしい農業への取組や生物多様性の取組等が進められています。一方で、生態系を無視した乱開発により、生態系が乱れることが危惧されています。

里山の保全と活用や自然との触れ合いの確保の状況を把握するため、自然観察会などのイベント開催数、市と自然保護活動団体との協働事業数を環境指標とします。また、生物の多様性の保全の状況については、冬期湛水事業による再生湿地数を指標とします。

### ◇環境指標等◇

環境指標の項目		現在値等	将来目標値
1-1 里山の保全と活用	◎自然観察会などのイベント開催数	10回/年	12回/年
1-2 自然との触れ合いの確保	◎自然保護活動団体との協働事業数	3件	4件
1-3 生物の多様性の保全	◎冬期湛水事業による再生湿地数	8か所	8か所

自然との共生の確保を進めるための、里山の保全と活用、自然との触れ合いの確保及び生物の多様性の保全に関する取組内容を以下に示します。

## ◇◇具体的な取組◇◇

### 1-1 里山の保全と活用

#### ◇ 市 ◇

- 事業者や市民の里山に対する意識啓発を行います。
- 「野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき、保全樹林地の指定など、自然環境を保全します。
- 里山等の山林についても、地権者の協力を得つつ、市民参加による保全及び活用を促進します。
- 里山などを自然環境の学習・体験拠点として有効活用します。
- 現存する自然資源を活かして生物の生息空間、生態系を保全します。
- 全市域の生き物調査により、里地里山として、市内の水田やその周辺の山林の現状把握を行います。
- 市民や市民団体、NGO・NPO等との連携協働による里地・里山保全活動を実施し、健全な里地・里山の自然環境の維持・管理に努めます。

#### ◇ 事業者 ◇

- 里山の所有者（管理者）は、景観に配慮し、適切に維持管理します。
- 開発行為に際しては、里山などの自然環境に配慮します。
- 里山を保全するため、維持管理活動に協力します。

#### ◇ 市民 ◇

- 自然と触れ合える場である里山の整備に、参加・協力します。
- 里山を利用したイベントに参加します。
- 「三ツ堀里山自然園」の管理運営に協力します。

#### ◇ 教育関係者 ◇

- 自然と触れ合える場である里山の整備に、参加・協力し、環境教育の場として活用します。
- 里山を利用したイベントに参加します。
- 「三ツ堀里山自然園」の管理運営に協力します。

#### ◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 自然と触れ合える場である里山の整備に、参加・協力し、市民への理解を深めます。
- 里山を利用したイベントなどを実施し、里山保全活動に取り組みます。
- 「三ツ堀里山自然園」の管理運営を実施します。



## 1-2 自然との触れ合いの確保

### ◇ 市 ◇

- 利根川、江戸川及び利根運河と、中央の杜、総合公園、スポーツ公園などの公園・緑地を自然との触れ合いの場として適切に管理します。
- 自然の中で行う市民講座やイベント、スポーツ、レクリエーション事業を支援します。
- 身近な自然環境について学べる、自然観察会や自然体験学習会を支援します。
- 適切な管理を行い、自然環境を保全します。
- 民有林の借上げなど、活動の場の確保に協力します。
- みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。
- 樹林地等を始めとする豊かな森林生態系を保全・活用するため、市民や市民団体、間伐・下草刈り等の実施市民活動団体との協働によりその保全に努めます。

### ◇ 事業者 ◇

- 河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に積極的に協力します。
- 自然の中で行う市民講座やイベント、スポーツ・レクリエーション事業に参加・協力します。
- 自然観察会や自然体験学習会などのイベントに積極的に参加・協力します。
- 自然環境の保全を正しく理解し、自然保護意識を高めます。

### ◇ 市民 ◇

- 河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に協力します。
- 河川、公園、緑地などを、自然との触れ合いの場として、積極的に利用します。
- 自然の中で行う市民講座やスポーツ、レクリエーションなどに参加します。
- 自然観察会や自然体験学習会などのイベントに積極的に参加し、身近な自然環境についての理解を深めます。

### ◇ 教育関係者 ◇

- 河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に協力し、自然との触れ合いの場を、環境教育の場として、活用します。
- 自然の中で行う市民講座やスポーツ、レクリエーションなどに参加します。
- 自然観察会や自然体験学習会などのイベントに、積極的に協力します。
- 身近な自然と触れ合う場合のモラルの向上に取り組みます。
- 学校農園などとして農地の維持管理に参加します。

### ◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に協力し、自然との触れ合いの場として、積極的に利用します。
- 自然の中で行う市民講座やスポーツ、レクリエーションなどを開催します。
- 自然観察会や自然体験学習会などのイベントを実施することや積極的に参加することにより、市民の自然への理解を深めます。

## 1-3 生物の多様性の保全

## ◇ 市 ◇

- 市民や学識経験者と連携を取りながら、身近な動植物の生息・生育状況調査を定期的  
に実施します。
- 市民参加による生物多様性に関わる活動を推進し、生物多様性への理解を深めます。
- NPOと市民が実施する自然・生物多様性の保全・再生活動等への支援を行うとともに、  
当活動の推進を図ります。
- 「野田市貴重な野生動植物保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき江川地区  
を最重要エリアとして、地区指定、協定締結や買取協議申出による計画的な用地取得を  
推進し、保全・再生エリアの維持・拡大を図ります。
- 水田における水域の連続性を確保するため、魚道の設置等により水路と田面の落差を解  
消し、生息空間のネットワーク化を保全していきます。
- コウノトリの試験放鳥を実施し、近い将来のコウノトリ野生復帰を目指して取り組ま  
す。
- 江川地区をモデル地区とした市域エコロジカル・ネットワークの取組を、市全域の取組  
に広げていきます。
- 生き物調査等による既存データを基に、市内における絶滅のおそれのある野生動植物に  
関する生息状況や生物学的な特徴等をまとめた「野田市レッドデータブック（仮称）」  
と、該当する種を一覧にした「野田市レッドリスト（仮称）」を作成します。
- 湿地の保全・再生に向けた継続的な管理活動の基盤となるデータの蓄積を図るため定期  
的なモニタリング調査等を継続します。
- 戦略の有効性や効果を検証するため、「生物多様性のだ戦略」の定期的フォローアップ  
を行うとともに、公表による住民への周知を図ります。
- 特定外来生物について、住民への啓発を行います。
- 緊急的な対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。
- NPO等の市民活動団体が行う自主的な取組を支援します。
- 鳥獣保護法や種の保存法の適正な運用により、野生動植物の保護と生息・生育環境を保  
全します。
- 大規模開発や造成工事などの際は、生態系への影響に十分配慮するよう指導します。
- 野生動植物の保護や生物の多様性の保全意識を高めるため、住民への啓発を行います。
- 市民との協働により、多様な生物生息空間づくりを進めます。
- 生物の生息しやすい空間を復元するため、ビオトープを整備します。
- 市民の環境に関する研究の成果を積極的に活用します。

## ◇ 事業者 ◇

- 動植物の生息・生育調査に積極的に協力します。
- 開発などの事業活動を実施する際は、動植物の生息・生育環境に悪影響を与えないよう  
に配慮します。
- 地域で行われる動植物や生態系の保全活動に参加・協力します。
- 生物資源によって得られた利益の一部を生態系保全に還元します。

◇ 市 民 ◇

- 動植物の生息・生育調査に積極的に協力します。
- 生き物の生息・生育環境を阻害する行為をしません。
- 自然観察会などに参加して、市内に生息・生育する動植物の保護意識を高めます。
- 外来種や園芸種、ペットなどは責任をもって管理します。
- 自然観察会等への参加などにより、野生動植物との関わり方についての知識を身に付けます。
- 鳥獣保護法などを正しく理解し、動植物の保護に協力します。
- 魚や昆虫など外来種を他の地域から移入させないようにします。

◇ 教育関係者 ◇

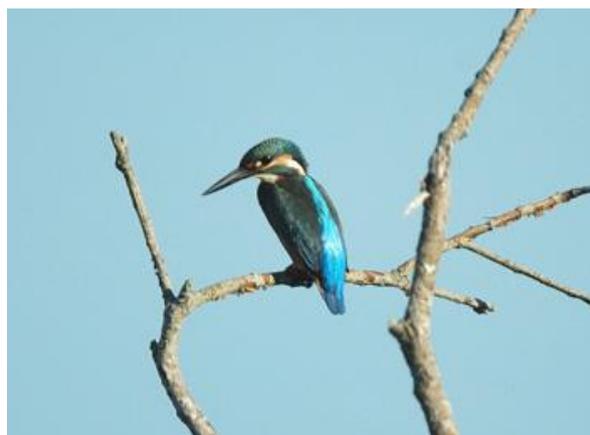
- 市内の動植物の生息・生育状況に関する情報を収集し、環境学習に役立てます。
- 市内に生息・生育する動植物の保護意識を高める教育を実践します。
- 貴重な動植物の情報を市へ提供するとともに、市民への啓発に協力します。
- 郷土の生態系や生き物に配慮した校内緑化に取り組みます。
- 学校内に多様な生き物と触れ合う空間づくりに取り組みます（学校ビオトープ）。

◇ N P O 等の市民活動団体 ◇

- 動植物の生息・生育調査などを実施又は協力します。
- 市民が参加する自然観察会などを実施し、市内に生息・生育する動植物の保護意識を高めます。
- 市内に生息・生育する貴重な動植物の保全活動を実施し、又は参加します。
- 特定外来種の防除について、予防3原則（入れない・捨てない・拡げない）の普及啓発に協力します。



アオバズク



カワセミ

## 基本方向 2：快適な都市環境の確保

### 2-1 豊かな緑の確保

### 2-2 触れ合える水辺づくり

### 2-3 良好な景観の形成

### 2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承

都市の緑や水辺は、市民に身近なうるおいとやすらぎを与え、二酸化炭素吸収源、レクリエーションや防災機能、大気の浄化、動植物の生息・生育空間、良好な景観の形成などの役割を担っています。

本市は、利根川、江戸川、利根運河などの水辺空間やそれを取り巻く豊かな緑に恵まれており、市民の憩いの場となっています。

また、美しい街並みは、水と緑などの自然の要素と、街路や建築物など都市の構造物とが一体的に調和して良好な景観を形成しています。

市内に存在する歴史的文化的遺産は、市のシンボルであり、市民の誇り、愛着を醸成するなど、様々な面を持っており、大変重要なものです。

これらの歴史的文化的遺産は、地域の歴史や文化を認識するために、さらには人々の心を豊かにする地域の資源として大きな役割を担っています。

このような状況を踏まえ、豊かな緑を確保するとともに、触れ合える水辺づくりや、良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保護・継承に関する取組を進めていきます。

豊かな緑、触れ合える水辺が確保されている状況を把握するため、水辺広場の数を環境指標とします。また、良好な景観形成については景観基本計画の策定、歴史的文化的遺産の保護・継承については、指定文化財の件数を環境指標とします。

#### ◇環境指標等◇

環境指標の項目		現在値等	将来目標値
2-2 触れ合える水辺づくり	◎水辺広場の数	2か所	3か所
2-3 良好な景観の形成	◎景観形成対象地区数	0か所	31年に 策定予定
2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承	◎指定文化財の件数	35件	37件

快適な都市環境を確保するための、豊かな緑の確保、触れ合える水辺づくり、良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保護・継承に関する取組内容を以下に示します。

## ◇◇具体的な取組◇◇

### 2-1 豊かな緑の確保

#### ◇ 市 ◇

- 公共施設や道路などにおける緑化を進めます。
- 地域ごとに特色のある街路樹・緑道整備を進め、地域に密着した緑化を行います。
- 公園や河川敷などを利用した体験型イベントや学習会を支援します。
- 市民参加によるふるさと花づくり運動やグリーントラストバンクを推進します。
- 地域住民の自主管理による公園や緑地などの管理を推進します。
- 市民ボランティアと協力して、公共施設などの緑化推進運動を展開します。
- ヒートアイランドに係る監視及び調査を実施します。
- みどりの活用と保全を図るため、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全を推進します。
- 公園を始めとする公共用地の緑化や街路樹等の適正な維持管理を図ります。

#### ◇ 事業者 ◇

- 工場や事業所、商店などの敷地内で花や樹木を育て、事業所内の緑化を実施します。
- 工場周辺に緩衝的な緑を配置し、住宅地と共存できる環境づくりをします。
- 開発行為等の際は、緑の保全や緑化に努めます。
- 緑化運動や緑の保全活動に積極的に参加・協力します。
- 緑地の所有者（管理者）は、緑地を適切に維持管理します。
- 事業所での緑化に際しては、周辺の緑地との連続性に配慮します。
- 工場・事業所の屋上・壁面緑化に積極的に取り組みます。

#### ◇ 市民 ◇

- 生け垣や花壇、庭やベランダ、屋上などで花や樹木を育て、敷地内の緑化を実施します。
- 公園や河川敷などを利用した緑化に関するイベントや学習会などに積極的に参加し、緑化への理解を深めます。
- 住民主導のボランティアによる公園などの清掃活動や街路樹の整備などに積極的に参加します。
- 市が実施する緑化推進運動に参加します。
- 緑のカーテン事業に取り組みます。
- 花壇や生け垣の水やりや道路への打ち水を実施します。

#### ◇ 教育関係者 ◇

- 校内に生け垣や花壇、屋上などで花や樹木を育て、緑と触れ合う機会を充実します。
- 公園や河川敷などを利用した緑化に関するイベントや学習会などに積極的に参加し、環境学習に活用します。
- 公園などの清掃活動や街路樹の整備などに積極的に参加します。
- 市が実施する緑化推進運動に参加します。

◇NPO等の市民活動団体◇

- 緑化運動や緑の保全活動を積極的に行い、まちの緑化に協力します。
- 公園や河川敷などを利用した緑化に関するイベントや学習会などを開催し、市民の緑化への理解を深めます。
- 住民主導のボランティアによる、公園などの清掃活動や街路樹の整備などに積極的に参加します。
- 市が実施する緑化推進運動に参加します。
- ヒートアイランドに係る監視及び調査を実施します。



野田市総合公園



## 2-2 触れ合える水辺づくり

### ◇ 市 ◇

- 市民にとって快適な水辺空間を整備します。
- 市民の憩いの場として、河川敷や水路敷の活用を推進します。
- 市民が安心して利用できるスポーツ、レクリエーションの場として、水辺を多目的に利用できるような空間づくりを進めます。
- 水と緑を連続してつなぐネットワークづくりなど、水と緑に触れ合える機会を創出します。
- 水辺を活用した各種イベントの開催や河川愛護意識の醸成、河川浄化運動等を進めます。
- 魚や昆虫、水鳥などが生息できるような水域や水辺の保全・再生に努めます。
- 三市（柏、野田、流山）の連携による利根運河の継続的な導水による水質及び水量の改善を進めるとともに、周辺の水辺や緑地の保全・再生に努めます。
- 貴重な水辺空間・緑地空間を保全・再生し、水と緑のネットワークの形成を図り、野生生物の生育・生息空間の確保に努めます。

### ◇ 事業者 ◇

- 事業計画に当たっては、快適な水辺環境の実現と自然保護に配慮しながら、地域特性に応じた水辺空間を創出します。
- 河川愛護意識の醸成や啓発活動、美化運動に積極的に参加・協力します。
- 工場・事業所等からの排出水の水質向上に努めます。

### ◇ 市民 ◇

- 水辺を利用したレクリエーション活動などにより、水辺に親しみ、河川愛護の意識を高めます。
- 河川や水路の清掃や草刈りなどに参加し、水辺の美化活動に協力します。
- 水辺を利用する際には、ごみや空き缶などは持ち帰り、汚さないよう心掛けます。
- 家庭からの生活排水の水質向上に努めます。

### ◇ 教育関係者 ◇

- 水辺の生物観察や、水辺を利用したレクリエーション活動を実施し、水辺に親しみ、河川愛護の意識を高めます。

### ◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 水辺を利用したレクリエーション活動に取り組み、水辺に親しみ、河川愛護の意識を高めます。
- 河川や水路の清掃や草刈りなどに参加し、水辺の美化活動に協力します。
- 水辺づくりの知識やノウハウを提供します。
- 先進的な水辺づくりを研究し、情報を発信します。
- 水辺の定期的な監視を実践します。

## 2-3 良好な景観の形成

## ◇ 市 ◇

- 市民・事業者へ都市の緑や景観、美観などについて、意識啓発を行います。
- 事業者や市民が行う公共の場所の清掃や美化活動を支援します。
- 各家庭で植栽する植物や樹木などが、道路や隣地に影響が出ないように意識啓発を行います。
- 無秩序な開発による環境の破壊を防止するため、条例などにより必要な指導を行います。
- みどり豊かな公園や歴史的な資源を活かした魅力的な街並みや景観形成に取り組み、美しく暮らしやすいまちづくりを進めます。
- 道路、駅前などを整備し、利便性と安全性の高い良好なまちづくりを進めます。
- まちづくりと合わせた新たな景観の形成を進めます。
- 市街地の整備に際しては、計画的な指導及び調整を行い、良好な景観を形成します。
- 美観を損ねる看板や広告塔の設置は控え、良好な都市景観に配慮します。
- 水辺景観や田園景観を活かしつつ、点在する身近な歴史的資源を活かした野田市の歴史を伝える景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。

## ◇ 事業者 ◇

- 敷地周辺を緑化し、良好な景観の形成に協力します。
- 施設整備や屋外広告物の設置に際しては、周辺景観との調和に配慮します。
- 公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。
- 開発行為等の際は、周辺の自然景観や地域資源に配慮します。
- 敷地周辺を緑化し、自然を取り入れた良好な都市景観の創出に協力します。
- 空き地を適正に管理します。
- 建築物を建設する際は、計画段階から建築物の色彩・形状などと、周辺の景観との調和を図るように努めます。

## ◇ 市民 ◇

- 生け垣などで敷地内を緑化し、良好な景観の形成に協力します。
- 各家庭で植栽する植物や樹木などが、道路や隣地に影響が出ないように適切に管理します。
- 家屋の建築や増改築に際しては、周辺環境との調和に配慮します。
- 所有する土地を適切に管理します。
- 公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。
- 景観形成に関する活動に参加し、理解と実践に努めます。
- 郷土景観を代表する景勝地や歴史的な建築物などの保全に協力します。

◇ 教育関係者 ◇

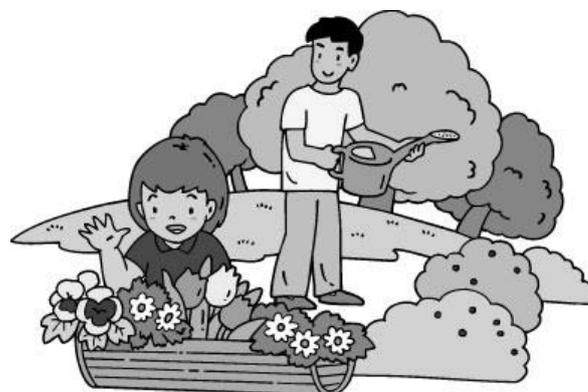
- 校内を緑化し、良好な景観の形成に協力します。
- 校内敷地を適切に管理します。
- 公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 市が行う良好な景観の形成に協力します。
- 公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。
- 都市景観や地域づくりに関する研究を推進します。
- 街並み等の景観保全活動を推進します。



小船橋水辺公園



## 2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承

## ◇ 市 ◇

- 市内に点在する歴史的文化的遺産の保全と活用等により景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。
- 地域の歴史的文化的遺産に関する保護意識を啓発します。
- 文化財などの所有者・管理者に対し、保存措置や修理を支援します。
- 文化財の調査研究を進めます。
- 地域の歴史的文化的資源などと、これらを取り巻く自然環境の適切な保全と活用を進めます。
- 地域の自然や歴史・文化との触れ合いの場を提供します。
- 名所旧跡は、地域の重要資源として保全し、活用します。
- 地域の歴史を研究し、記録を進めます。
- 豊かな自然環境を活用した学習や地域の歴史等を学習することにより、郷土を愛する豊かな心を育みます。

## ◇ 事業者 ◇

- 事業活動に際しては、地域や市内に点在する歴史的文化的遺産の保護・保全に配慮します。
- 土地利用や事業の実施に当たっては、文化財などの保護・保全に配慮します。

## ◇ 市民 ◇

- 歴史的文化的遺産への理解を深め、その保護・保全に協力します。
- 地域の自然や歴史・文化との触れ合い方を学習します。

## ◇ 教育関係者 ◇

- 歴史的文化的遺産への理解を深め、その保護・保全に協力します。
- 地域の歴史や文化遺産への理解について、学びの場を提供します。

## ◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 歴史的文化的遺産への理解を深め、その保護・保全に協力します。
- 地域の歴史的遺産の発見や保全活動を実施します。



関宿城博物館



山崎貝塚

## 基本方向 3 : 資源の循環・効率化 の進んだ社会の実現

- 3-1 廃棄物の減量化の推進
- 3-2 資源化の推進
- 3-3 不法投棄の防止
- 3-4 環境マナーの普及啓発

これまでの大量生産や大量消費型の経済社会活動を改めるため、リサイクルや資源の有効利用に向けて更なる取組が行われています。ごみ処理に関しては、事業者、市民とも関心が高く、本市ではごみ処理に関する取組を充実させています。

これからは、資源の有限性を踏まえ、生産・消費・廃棄の各段階において、徹底したごみの削減を行い、可能な限り再資源化・再利用化を行うことが必要となっています。

一方、市内の道路や公園、山林などには、不法投棄されたごみや空き缶などが捨てられているため、廃棄物のルールやマナーをより一層遵守するとともに、市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の団体が相互に連携して、不法投棄の監視を強化していくことも必要です。このような状況を踏まえ、廃棄物の減量化やリサイクル化の促進、不法投棄対策等の廃棄物の適切な処理に取り組むとともに、意識啓発の促進や分別収集の徹底等に取り組み、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる循環型社会の実現を推進します。

廃棄物の減量化、資源化の推進の状況については、ごみの総排出量や資源化率を環境指標とします。また、不法投棄の防止については、ごみの不法投棄指導件数、環境マナーの普及啓発については環境美化運動参加人数を環境指標とします。

### ◇環境指標等◇

環境指標の項目		現在値	将来目標値等
3-1 廃棄物の減量化の推進	◎市民一人1日当たりのごみ排出量	604.19 g / 人・日	447 g / 人・日
3-2 資源化の推進	◎ごみの資源化率	29.29%	増加
3-3 不法投棄の防止	◎ごみの不法投棄指導件数	55件	40件
3-4 環境マナーの普及啓発	◎環境美化運動参加人数	27,212人	27,300人

資源の循環・効率化の進んだ社会を実現するための、資源循環・廃棄物に関する取組内容を以下に示します。

## ◇◇具体的な取組◇◇

### 3-1 廃棄物の減量化の推進

#### ◇ 市 ◇

- 「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の一人1日当たりの排出量を平成22年度比で30%削減を目指しごみの減量に取り組みます。
- 資源化不適物や焼却残渣を加えた最終処分量を平成33年度に4,644t/年を目指し、削減に取り組みます。
- ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、「野田市廃棄物減量等推進審議会」の意見を踏まえ、指定ごみ袋無料配布枚数の見直しなど、ごみ減量施策について検討して行きます。
- 全世帯に配布しているごみの出し方のルールブックや市報・市ホームページなどを利用して、ごみの分別方法や指定ごみ袋の使用などについて周知徹底します。
- 事業系ごみの排出抑制に向けて、事業者に対して指導強化を行い、ごみの減量化を図ります。
- 各家庭の生ごみを堆肥化することでごみ減量化に繋がることから、より多くの家庭で生ごみ処理装置を普及させる目的として、拡充された生ごみ堆肥化装置購入助成金制度の周知・推進します。
- 食品廃棄物（食品ロス）の削減について、ホームページや市報等で啓発し、実施していない飲食店や販売店に対しても働き掛けて行きます。
- マイバッグ運動を推進し、レジ袋使用の削減を促進します。
- 回覧板や広報、ポスターなどを使用して、ごみの分別方法や指定袋の使用、収集日など、ごみの回収方法を周知徹底します。
- ごみ処理施設の見学会などを開催し、ごみの減量化に関する意識啓発を行います。
- ごみ集積所などの設置場所や管理方法などについて適切なアドバイスをします。
- リサイクル製品を推奨します。
- 事業者と連携したごみ減量化や資源化の取組を強化します。
- 環境への負荷の少ない生分解性農業用プラスチック資材等の利用を促進します。

### ◇ 事業者 ◇

- マイバッグの持参を消費者に呼び掛けます。
- 梱包、包装の簡素化を進め、ごみが出にくいようにします。
- 飲食店では生ごみを減らす調理方法や調理量などを工夫します。
- 容器包装の簡素化・詰め替え製品・製品のばら売り・量り売り・洗って繰り返し使用できるリターナブルびんの使用など、なるべくごみが発生しない製品の開発や販売を検討し、実践します。
- 買物袋持参デーや買物袋持参者へのサービス供与など、マイバッグ持参運動に取り組みます。
- 商店街やスーパーでは、簡易包装の実践や資源の回収を実施します。
- 社内ネットワークの利用や両面印刷、両面コピーを心掛け、紙の使用量を削減します。
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物を適正に処理します。
- 使用済封筒やコピー用紙の裏面などを利用し、ごみの発生抑制に努めます。
- 環境への負荷の少ない資機材の利用を実践します。
- 市が定める一定規模以上の事業所にあつては、廃棄物管理責任者を設置するとともに、事業系一般廃棄物減量化計画書を提出します。
- ごみ減量協力店制度に登録し、ごみの減量化に努めます。

### ◇ 市民 ◇

- 指定ごみ袋を利用するとともに、ごみの出し方のルール遵守を徹底します。
- 買物の際にはマイバックを持参し、使い捨て商品や過剰包装のものは買わないようにし、詰め替え容器のものを選びます。
- 食事を作る際は、食材を使い切るなど、食べ物を残してごみとしないようにします。
- 物を大切にし、まだ使える日用品や家具、電気製品などは修理して使うなど、ごみとして出さないようにします。
- 3R運動（リデュース、リユース、リサイクル）に協力します。
- ごみ減量や分別の推進に協力します。
- 不用品交換活動などに参加します。
- 資源化やリサイクル可能な商品を優先的に購入します。
- 市民一人一人が、ごみの減量を図り、資源を有効に循環するまちづくりに協力します。
- エコマークなどの環境ラベルを参考に、環境にやさしい商品を選んで購入します。
- 生ごみは水をよく切って出します。
- 家庭用生ごみ堆肥化装置の導入を積極的に行い、厨芥類の減量化に努めます。

◇ 教育関係者 ◇

- 買物の際にはマイバックを持参し、使い捨て商品や過剰包装のものは買わないように、指導します。
- 給食を作る際は、食材を使い切るなど、食べ物を残してごみとしないようにします。
- まだ使える日用品や家具、電気製品などは修理して使うなど、ごみとして出さないように、指導します。
- ごみによる環境問題を学ぶ機会を設けます。
- 不用品交換活動などに参加します。
- 校内のごみ減量活動を実践します。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- マイバック運動などの普及啓発活動を実施し、市民のライフスタイルの変革に向けた先導的な取組を実践します。
- 市、事業者などと連携し、廃棄物の減量化に向けた取組を実践します。
- フリーマーケット等を企画・開催します。
- ごみ減量化施策の先進事例を調査し、情報発信します。



### 3-2 資源化の推進

#### ◇ 市 ◇

- 資源物の集団資源回収の活動の推進を図るとともに、資源回収団体への助成金を交付し、地域の資源リサイクル活動を支援します。
- 剪定枝、落ち葉・草を無料回収し、良質な堆肥を生産することにより、環境保全型農業を推進します。
- 資源として再利用できるものを出す機会を増やすため、ごみ減量協力店として市内の小売店の協力を推進します。
- 各種リサイクル法に基づいた資源リサイクルの助言・指導を行います。
- グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。
- ごみの分別収集の徹底等に取り組み、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる資源化を推進します。
- 再利用・資源化された製品を購入します。
- スーパーや商店街などの事業者と連携した資源回収システムを拡充します。
- 市民・事業者と協働して、ごみの分別及び資源化事業を拡充します。
- リサイクル展示場の運営など、資源を有効に利用するための仕組みを推進します。
- 剪定枝やもみ殻の堆肥化を進めます。

#### ◇ 事業者 ◇

- 事業活動に伴って発生する資源物の回収・再資源化ルートの構築に努めます。
- 企業環境レポートなどにより再資源化などの取組を公表します。
- 容器、家電、食品、建設、自動車リサイクル法など、各種リサイクル法を遵守します。
- マニフェスト制度に従い、産業廃棄物の最終処分まで責任を持って管理します。
- 効率的な資源回収を行い、廃棄物ゼロ社会を目指します。
- 資材へのリサイクル製品の導入に努めます。
- 使用済ダンボール箱を再資源化します。
- 使用済製品の回収体制の整備を進め、部品の再利用を促進します。
- 建設廃材や残土のリサイクル・減量化に努めます。
- 自動販売機には回収容器を設置します。
- 農業用廃プラスチックをリサイクル又は適正に処理します。
- ごみ減量店協力制度に登録し、リサイクルの推進を図ります。



◇ 市 民 ◇

- 集団資源回収におけるルールを遵守し、積極的に参加・協力します。
- フリーマーケットやバザーを積極的に活用し、地域の活動に協力します。
- 再生紙などの再生製品、エコマーク商品及びグリーンマーク商品などの環境負荷の少ない製品や繰り返し使用できるリターナブルびんを積極的に利用します。
- 詰め替え商品やリターナブル商品を選択します。
- 暮らしにおけるグリーンコンシューマーの知識・意識を広げます。
- 家庭用生ごみ堆肥化装置等により生ごみの堆肥化や減量化を図ります。
- ごみの分別を徹底し、再資源化を進めます。
- 再利用・再資源化に関する情報を積極的に利用します。
- 空き缶、ペットボトル、牛乳パック、発泡トレイなど、小売店で行っている分別回収に協力します。
- 資源化やリサイクル可能な商品を優先的に購入します。

◇ 教育関係者 ◇

- 資源物の集団回収に積極的に協力します。
- 学校給食で残った残菜を堆肥化し、学校花壇に利用するなどの環境教育を実施します。
- 製造物のライフサイクルについて、適切な知識を教育します。
- 清掃工場の見学などを通し、ごみ問題について考える機会を提供します。

◇ N P O 等の市民活動団体 ◇

- フリーマーケットやバザーなどを地域に拡げます。
- 再生紙などの再生製品、エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境への負荷の少ない製品や、ビールびんのような繰り返し使用できるリターナブルびんの積極的な利用を呼び掛けます。
- 空き缶や紙パックなど資源として再び利用できるものは、分別して資源として出すよう呼び掛けます。
- 暮らしにおけるグリーンコンシューマーの知識・意識を広げます。
- ごみの細分別化に関する先進事例を収集し、情報発信します。



### 3-3 不法投棄の防止

#### ◇ 市 ◇

- 廃棄物減量等推進員の協力によるパトロールや委託業者による巡回を実施します。
- 住民からの不法投棄についての連絡窓口として24時間電話通報窓口を設置し、迅速な対応を図ります。
- 下草刈りや防護柵の設置など、関係地権者へ土地管理の強化について要請を行います。
- 不法投棄防止看板の無料配布を行います。
- 野田市不法投棄等監視カメラの設置及び管理に関する基準を定め、不法投棄等が多発している場所にはカメラを設置し、個人のプライバシーを保護しつつ不法投棄の防止に努めます。
- 民有地の雑草、枯草等の管理を指導します。
- 県と連携し、不法投棄行為者を指導します。
- 広報紙などで不法投棄や屋外焼却防止を啓発します。
- 使用済家電製品の適正な処理を促進します。

#### ◇ 事業者 ◇

- 所有している土地や事業所周辺地などの管理を徹底します。
- 廃棄物の不法投棄等があった場合、市や関係機関へ通報します。
- 産業廃棄物は、マニフェスト制度などを活用して、最終処分まで責任を持って確認し、適正な処理、処分を推進します。
- 不法投棄パトロールの強化や通報など、監視、連絡体制に協力します。
- 事業所及びその周辺地において空き缶などの散乱を防止し、清掃活動を進めます。
- 廃棄物の適正処理に心掛け、不法投棄や屋外焼却は行いません。
- 容器包装リサイクル法など関係法令を遵守します。
- 休耕田や空き地などは適切に管理します。

#### ◇ 市民 ◇

- ごみを排出する際は、地域で決められたルールを守ります。
- 土地所有者として、所有地を適切に管理し、不法投棄されない環境を作ります。
- 地域ぐるみで不法投棄の監視を強化します。
- 廃棄物の不法投棄等があった場合、市や関係機関へ通報します。
- ごみ集積場所を清潔に保ちます。
- 所有地にごみを放置しません。
- 所有地を不法廃棄物処理業者に貸与しません。
- 家の周りの空き缶やタバコの散乱を防止し、きれいにします。
- 地域の一斉清掃活動に参加します。
- 家電4品目、自動車などのリサイクル法を遵守し、適切な処理に努めます。

#### ◇ 教育関係者 ◇

- ごみを排出する際は、地域で決められたルールを守ります。
- 地域ぐるみで不法投棄の監視に協力します。
- 不法投棄の問題について学ぶ機会を提供します。

◇NPO等の市民活動団体◇

○不法投棄パトロールの強化や通報など、監視、連絡体制に協力します。



ゴミゼロ運動



ゴミゼロ運動

### 3-4 環境マナーの普及啓発

#### ◇ 市 ◇

- 市民等の協力により、地域の環境美化運動を進めます。
- イベントの開催などを通じて、まちの美化に関する環境マナーの意識啓発を進めます。
- 市民、事業者が行う公共の場所の清掃や環境美化活動を支援します。
- 野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例に改正し、ポイ捨てや路上喫煙等を禁止し、重点区域での違反者には過料を科すなど、環境マナーの普及啓発を強化します。
- 散歩中のペットの糞の適正処理や、販売所のごみ箱設置など、環境マナーについて指導、啓発を進めます。
- 清掃活動や環境ボランティア活動などを通じて、環境のモラル、マナーの指導と啓発を進めます。
- 自治会や事業所・商店街等での一斉清掃・クリーン作戦との連携を強めます。
- 犬の飼い主のマナー向上を呼び掛け、“糞害”を防止します。
- ごみ排出モラルを向上します（市民への分別指導の徹底、事業者への排出指導の徹底）。

#### ◇ 事業者 ◇

- 地域の環境美化運動に協力します。
- まちの美化に関するイベントなどの企画や協賛をします。
- 事業所及びその周辺地や公共の場所において、空き缶などの散乱防止及び清掃活動を実施します。
- 地域の一斉清掃等の奉仕活動に参加し、従業員の環境マナーの意識を高めます。
- 自動販売機では、回収容器を設置し、適正な管理を行います。

#### ◇ 市民 ◇

- みだりに吸い殻や空き缶、その他のごみを捨てません。
- ペットの糞は、適正に処理します。
- 地域の一斉清掃等の奉仕活動に参加し、環境マナーの意識を高めます。
- 公園を汚しません。
- ポイ捨てせず、外出時のごみは持ち帰ります。
- ごみの屋外焼却を行いません。
- 家や庭先の清掃・ごみ拾い・除草等を行います。

#### ◇ 教育関係者 ◇

- 地域の一斉清掃や環境美化運動に参加します。
- 校庭や通学路の清掃・ごみ拾い・除草等を行います。
- 環境マナーについて学ぶ機会を提供します。

#### ◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 地域の環境美化運動を率先的に進めます。
- 地域の一斉清掃等の奉仕活動に参加します。

## 基本方向 4 : 地球環境保全への貢献

### 4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策

### 4-2 エネルギーの効率的利用の促進

近年、地球温暖化を始めとした地球環境の問題が顕在化しており、人類の生存環境をも脅かすほどのかつてない危機に直面しているといわれています。我が国は、京都議定書で、1990年比で温室効果ガス排出量を6%削減することを国際的に約束しています。その後の動向としては、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択され、日本の約束草案は、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準（約10億4,200万t-CO<sub>2</sub>）となっています。

地球環境問題を解決するためには、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が協働して、地域レベルで取り組んでいく必要があります。また、特定フロンについては、生産が全廃になっており、フロン廃棄の際には、回収する必要があります。また、エネルギー消費過程で発生する二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こす要因となっています。今後、電気やガソリンなどのエネルギー使用量を削減し、地球環境への負荷の少ない生活様式に変えていくことが必要となっています。こうした状況を踏まえて、地球温暖化の防止やオゾン層保護のためのフロン対策及びエネルギーの効率的利用の促進など、地球環境保全に貢献する取組を進めていきます。

地球温暖化防止、オゾン層保護のためのフロン対策の状況については、エコアクション21登録事業者数、市の事業に伴う二酸化炭素排出量を指標とします。また、エネルギーの効率的利用の促進状況は低燃費・低公害車保有台数を環境指標とします。

◇環境指標等◇

環境指標の項目		現在値	将来目標値等
4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策	◎エコアクション2.1登録事業者数	7社	10社
	◎市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減(※)	18,842 t-CO2	19,940 t-CO2
	電気の使用に伴う排出	(8,709.3) t-CO2	—
	燃料の使用に伴う排出	(3,566.1) t-CO2	—
	自動車の使用に伴う排出	(10.6) t-CO2	—
	廃棄物の焼却に伴う排出	(6,507.2) t-CO2	—
	し尿の処理に伴う排出	(48.8) t-CO2	—
4-2 エネルギーの効率的利用の促進	◎公用車中の低燃費・低公害車保有台数	75台	増加

※1 この項目については、「野田市地球温暖化対策実行計画」に示す、基準年における排出量及び削減目標を環境指標とします。

2 市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減において現在値は、平成27年度の実績数であり、将来目標値は、政府が国連に提出した約束草案（温室効果ガスを2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比40%削減する目標）をもとに、平成32年度の目標値である2013年度比16%削減を設定します。

3 市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減において（）書きになっているものは、目安として記載しています。

地球環境保全への貢献を進めるために、地球温暖化の防止等やエネルギーの効率的利用の促進に関する取組内容を以下に示します。

## ◇◇具体的な取組◇◇

### 4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策

#### ◇ 市 ◇

- 第2次地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。
- 地球的規模で影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民等が一体となって温室効果ガスの削減に取り組みます。
- 地球環境保全に向けて各主体の意識の高揚と、関係機関との連携を図り、率先して行動します。
- 地球環境問題に関する動向を把握し、その情報提供や市民の意識啓発を行います。
- 環境家計簿の普及などにより省エネルギー意識を啓発し、温室効果ガスの排出を抑制します。
- 二酸化炭素の排出量の削減を進めるため、環境に配慮したエネルギー源の利用促進に取り組みます。
- エコアクション21など、企業における環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- 公共交通機関の利用促進を積極的に進め、二酸化炭素の排出を抑制します。
- オゾン層保護やフロン使用・回収の重要性について意識啓発を行い、フロン回収・破壊法の一部改正に伴い、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた管理の適正化を図るため、機器の点検、漏えい防止措置及び漏えい量の算定を行います。
- 低公害車の導入を促進するとともに、市民・事業者への低公害車導入を指導・助言します。
- 職員の庁内研修などを通じて、地球環境問題への認識を深め、できることを一つ一つ実践します。
- 地球環境問題への関心と理解を醸成します。

#### ◇ 事業者 ◇

- 社内研修などを通じて、地球環境問題への認識を深め、対策を実践していきます。
- 事業活動における温室効果ガスの発生を抑制します。
- フロンなどのオゾン層破壊物質を含まない製品の開発・生産を行い、また、購入・使用します。
- 通勤時の公共交通機関の利用や相乗り通勤などを励行します。
- 車両輸送の効率化を図ります。
- 来客用の駐輪場を設置します。
- 環境マネジメントシステムの導入を検討します。
- 地球環境問題に関するイベントや団体、活動などに積極的に参加・協力します。
- フロンを使用している製品は、適切に処理します。

◇ 市 民 ◇

- 講演会などを通じて、地球環境問題への認識を深め、生活習慣を見直して地球に優しいライフスタイルを実践します。
- 地球温暖化に関する認識を深め、温室効果ガスの発生を抑制します。
- 二酸化炭素の排出量が少ない製品を積極的に購入します。
- 住宅における省エネ設備の積極的な導入を図ります。
- フロンなどのオゾン層破壊物質を含まない製品を購入・使用します。
- 環境家計簿などを活用して、温室効果ガスの排出を抑制します。
- 自動車の利用を控え、積極的に公共交通機関や自転車を利用します。
- 地球環境問題に関するイベントや団体、活動に積極的に参加・協力します。
- 冷蔵庫、エアコン及びカーエアコンの廃棄は、フロン回収対策を確実にを行う業者に引取りを依頼します。

◇ 教育関係者 ◇

- 児童、生徒及び学生に対し、地球温暖化に関する環境教育を行います。
- 学校敷地内における省エネルギーの取組を行います。
- 自然エネルギーについて学ぶ機会を提供します。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- メンバー各自の生活や団体の事業活動の中で、率先して温室効果ガスの削減に取り組みます。
- 多様な交流を通じて、地球温暖化防止に関する情報を集め、市民に周知します。
- 団体の持つ知識を活かし、市や事業者、市民の取組を外から評価するとともに、温室効果ガスの削減に関する具体的な手法の提案を行います。
- オゾン層保護など地球環境保全に関する意識啓発に取り組みます。



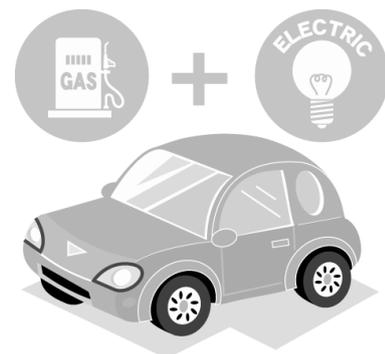
## 4-2 エネルギーの効率的利用の促進

## ◇ 市 ◇

- エネルギーの効率的な利用に関する情報提供と意識啓発を進めます。
- エネルギーの効率的利用を促進し、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。
- 再生可能エネルギー等を利用した住宅用省エネルギー設備の普及拡大を促進します。
- 省エネルギーや省エネルギー機器に関する情報提供と意識啓発を進めます。
- 公用車の低公害車、低燃費車などへの入替えを進めます。
- 省資源・省エネルギー型製品、エコマーク商品及びグリーン購入を推進します。
- 公共施設及び民間施設の雨水利用を推進します。
- 農地や緑地などの保水機能の確保や透水性舗装などを実施し、雨水の地下浸透を進めるとともに、雨水の貯留施設を設け雨水の有効活用を検討します。
- 庁舎等公共施設のエネルギー利用状況を把握し、公表します。
- 環境家計簿を各世帯に配布します。

## ◇ 事業者 ◇

- エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します。
- 省エネルギー型の設備や事務機器を購入します。
- 省エネ診断事業などを活用し、徹底した省エネ活動に取り組みます。
- 電気、ガス、ガソリン等の燃料使用量を節減します。
- 部品の調達、製造、物流、使用及び廃棄のあらゆる段階で環境負荷を低減する活動を行います。
- 営業車の低公害車、低燃費車などへの買替えを検討します。
- 節水に取り組みます。
- 環境マネジメントシステムなどを活用し、管理責任者や削減計画を定めるなど、事業所のエネルギー利用状況を把握するとともに、計画的な節電等に取り組みます。
- 省エネ型機器を積極的に販売します。
- 適正な温度で冷暖房を使用します。
- 省エネ型事務機器を積極的に導入します。
- 事業活動でのエネルギーの利用効率の改善を図ります。
- 雨水の有効活用や、雨水の地下浸透に努めます。



◇ 市 民 ◇

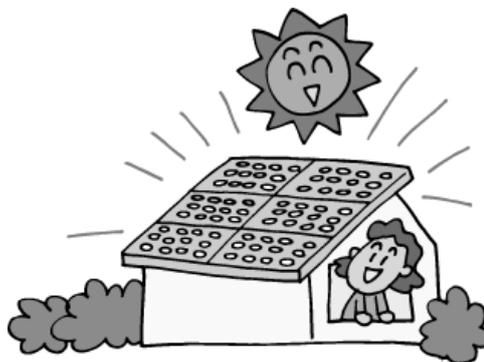
- エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します。
- エネルギー効率の良いエコ製品を選び、省エネルギー型家電製品を購入します。
- 電気、ガス、ガソリン等の燃料使用量を節減します。
- 低公害車、低燃費車などへの買替えを検討します。
- 燃費を良くするエコドライブを心掛けます。
- 新エネルギーに関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します。
- 適正な温度で冷暖房を使用します。
- 省エネ型住宅づくりを行います。
- 住宅に太陽光発電、ソーラーシステム等の省エネ技術の導入を検討します。

◇ 教育関係者 ◇

- エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、環境学習に活用します。
- 学校施設内における電気、ガス、ガソリン等の燃料使用量を節減します。

◇ N P O 等の市民活動団体 ◇

- エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、その利用の可能性を市民に伝えます。
- 自然エネルギーの活用に関する情報を収集し、その利用の可能性を広く発信します。



## 基本方向 5 : 環境への負荷の少ない 社会の実現

- 5-1 大気環境の保全
- 5-2 水質環境の保全
- 5-3 騒音・振動・悪臭防止
- 5-4 地質環境の保全

大気環境は、環境汚染防止の技術進歩により大きく改善されてきました。県では、大気環境の常時監視として二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）等を24時間観測を行っています。現在では、光化学オキシダントや低濃度長期暴露による健康影響が心配される有害大気汚染物質による大気汚染などが課題となっています。また、地球温暖化などの地球環境問題は、私達の子孫が生存の基盤を失うほど深刻なものになりつつあります。

水質環境は、近年の公共下水道等の普及により、河川や排水路の水質が改善されてきております。近年の水質状況として、環境基準の健康項目は、公共用水域で大部分が環境基準を達成しているが、生活環境項目については、有機汚濁を示す指標であるBOD・CODは全体として徐々に改善の傾向にあります。また、湖沼などの閉鎖性水域では環境基準の達成率は低い状況となっています。

地下水は、硝酸性窒素などの一部の項目において環境基準を超過するものがあります。地下水汚染は目に触れることの少ない地下で進行し、一旦汚染が発生すると汚染状況の把握、汚染原因の究明や汚染除去対策が困難なことから、汚染を未然に防止することが重要です。地下水は市民の貴重な資源であることから、汚染の状況を監視していくことが必要となっています。

騒音・振動などの発生源は工場・事業所、建設作業場、自動車を始めとする様々な交通機関等が主な要因となっています。また、近年では家庭生活からの騒音・振動に対する苦情も増えています。

こうした状況を踏まえて、大気環境の保全、水質環境の保全、騒音・振動・悪臭防止、地質環境の保全に関する取組を進めていきます。

大気環境・水質環境の保全については、各種環境基準値等を環境指標とします。また、地質環境の保全状況については、有機塩素系化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を環境指標とします。

◇環境指標等◇

環境指標の項目		現在値	将来目標値等
5-1 大気環境の保全	硫黄酸化物（野田）	0.002ppm	環境基準達成
	窒素酸化物（野田）	0.031ppm	環境基準達成
	窒素酸化物（桐ヶ作）	0.023ppm	環境基準達成
	浮遊粒子状物質（野田）	0.049mg/m <sup>3</sup>	環境基準達成
	浮遊粒子状物質（桐ヶ作）	0.060mg/m <sup>3</sup>	環境基準達成
	◎光化学オキシダント		
	野田 環境基準を超えた日数	93日	80日以下
	野田 環境基準を超えた時間数	486時間	350時間以下
	桐ヶ作 環境基準を超えた日数	97日	90日以下
	桐ヶ作 環境基準を超えた時間数	531時間	420時間以下
5-2 水質環境の保全	◎河川におけるBOD75%値		
	利根川	1.0mg/l	環境基準達成
	江戸川	0.9mg/l	環境基準達成
	利根運河	4.2mg/l	環境基準達成
	◎公共下水道普及率	64.70%	67%
	◎地盤沈下の発生状況	0k m <sup>2</sup>	0k m <sup>2</sup>
5-4 地質環境の保全	◎有機塩素系化合物（検出率）	0%	0%
	◎硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（検出率）	14.28%	減少

環境への負荷の少ない社会を実現するための、大気環境・水質環境の保全、騒音・振動・悪臭防止、地質環境の保全に関する取組内容を以下に示します。

## ◇◇具体的な取組◇◇

### 5-1 大気環境の保全

#### ◇ 市 ◇

- 公用車を運転する際は、アイドリングストップやエコドライブを実践します。
- エコドライブの実践を呼び掛けます。
- 光化学スモッグ、PM<sub>2.5</sub>の注意報等の情報を、防災行政無線、市のホームページや  
まめメールにより住民や学校等へ周知し、健康被害を防止します。
- 大気環境の測定、監視を定期的、計画的に実施し、公表します。
- 大気汚染物質を排出する工場などに対し、監視、指導及び啓発を行います。
- 産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による健康被害問題解決のため、被害者の  
会、弁護士及び市の3者で協議し、千葉県公害審査会への調停申請など、様々な対策を  
行います。
- 大気汚染防止の情報提供や啓発を行います。
- ばい煙などに関する規制基準を周知します。
- 鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性の向上を検討します。
- 低燃費車・低公害車の導入を率先して行い、事業者及び市民へ情報の提供を行います。
- 構造基準を満足しない焼却炉の使用禁止や屋外焼却防止の指導体制を強化します。
- 揮発性有機化合物などの排出抑制を指導します。
- 連続立体交差事業により、踏切渋滞を解消し、温室効果ガスの排出を抑制します。

◇ 事業者 ◇

- 法律や条令に基づく届出を行い、ばい煙などの規制基準や大気汚染物質の排出基準を遵守します。
- 光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物の排出削減に自主的に取り組みます。
- 事業活動に伴う排出ガス等の状況を定期的に測定し、把握します。
- 自動車や建設機械の排出ガスを適正に管理します。
- 事業活動に伴う自動車の購入、使用の際は、低燃費車・低公害車を選定します。
- 屋外焼却行為や不適正な焼却炉等でのごみ処理を行いません。
- 自動車の利用をできるだけ控えるとともに、エコドライブを実践します。
- 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」による運行規制や燃料規制を遵守します。
- ディーゼル車の排ガス規制基準を守り、不適合車両の転換やDPF（ディーゼル微粒子捕集フィルター）等の設置を推進します。
- 自動車は経済速度で運転し、不要な積荷を積みません。
- ディーゼル車には不純物のない適正な燃料を使用します。
- 事業用車両の安全な運行、不整備車両の運行停止などに協力します。
- 事業者は共同輸送などの物流の効率化を進め、自動車の適正な管理を行います。
- 工場などにおける有害化学物質の適正使用と適正処理を進めます。
- 廃棄物処理施設の適正な管理を行い、排出を抑制します。
- 周辺環境に配慮して駐車場や荷下ろし場などを配置します。
- 事業活動に伴う排出ガスの性状や有害物質の使用・排出量等の環境情報を公表します。

◇ 市民 ◇

- 駐・停車時のアイドリングストップを実践し、エコドライブを心掛けます。
- 自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車の利用又は徒歩にします。
- 自動車の購入、使用の際は、低燃費車・低公害車を購入・使用します。
- 焼却炉を使用せず、また、屋外焼却行為は行いません。

◇ 教育関係者 ◇

- 大気環境の調査に参加します。
- 大気環境に関する正しい知識を学ぶ機会を提供します。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 駐・停車時のアイドリングストップや、急発進や空ぶかしはやめるなど、エコドライブの実践を呼び掛けます。
- 自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車の利用又は徒歩による移動を呼び掛けます。
- 事業者の大気環境保全の取組に関する監視を行います。
- 大気環境にかかる自主的な測定を実施します。

## 5-2 水質環境の保全

## ◇ 市 ◇

- 工場や事業所などの排水に対し、監視体制を強化します。
- 工場や事業所に対し、定期的な立入りを実施し、排水の適正な処理を指導します。
- 農薬や化学肥料の適正使用や適正処理を指導します。
- 河川や排水路などの美化活動を支援します。
- パンフレット等により家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理の普及啓発を行います。
- 下水道整備区域では、下水道を普及促進し、接続を指導します。
- 下水道整備区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置を普及促進します。
- 公共用水域における水質調査・監視体制を充実し、モニタリング結果を公表します。
- 排水などに関する規制基準を周知・普及します。
- 排水路等の定期的な監視や管理を推進します。
- 良好な水環境と健全な水循環を確保します。

## ◇ 事業者 ◇

- 「水質汚濁防止法」等、法律や条例に基づく届出を行い、規制基準を遵守します。
- 事業活動に伴い発生する排水は適正に処理し、排水基準を遵守します。
- 有害物質等の取扱いに留意し、使用量の記録などを通じ、適切に管理します。
- 河川や排水路などの清掃・美化活動に参加・協力します。
- 農薬等が環境へ及ぼす影響について理解を深め、農薬等の適正な使用に努めます。
- 定期的な排水等のモニタリングの実施や排水設備の適正な維持管理を行います。
- 事業活動に伴う水質の環境情報を公表します。
- グリストラップなど汚濁物質の流出防止施設を設置します。
- 過剰な施肥や農薬散布による汚濁水の流出を防止します。
- 建設業では、泥水などを適切に処理し、汚濁水を排水しないようにします。



◇ 市 民 ◇

- 家庭でできる生活排水対策を実行し、水質改善対策に協力します。
- 河川や排水路などの清掃・美化活動に参加します。
- 工場や事業所などからの排水状況について、日頃から関心を持ちます。
- 下水道整備区域の家庭は、積極的に下水道へ接続します。
- 下水道整備区域以外の区域の家庭は、合併処理浄化槽を設置します。
- ごみや油、危険な薬品などを排水に流しません。
- 浄化槽を適正に維持管理します。
- 身近な排水路や小河川で水質や水辺の生き物の生息状況を調べます。
- 宅地に雨水浸透柵を設置し、適正に管理します。
- 油の流出などによる川や水路の汚れなどを市へ通報します。

◇ 教育関係者 ◇

- 河川や排水路の美化などの環境保全活動に参加します。
- 水の汚れ・浄化の仕組みや水辺の自然などを学習する機会を設けます。
- 健全な水循環について学習する機会を提供します。
- 水質調査や水辺の観察会等に参加します。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 河川や排水路の美化などの環境保全活動を実施します。
- 身近な排水路や小河川で水質や水辺の生き物の生息状況を調べます。
- 河川等の監視活動を実践します。
- 湧水調査を実施し、湧水保全活動を行います。
- 地下水かん養域にある里山等の保全を実践します。



## 5-3 騒音・振動・悪臭防止

## ◇ 市 ◇

- 「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、指定地域内における事業者の監視・指導を強化します。
- 関係機関との連携のもと、騒音や振動の調査や事業所への立入検査を実施します。
- 公共工事では周辺環境への影響を低減するよう配慮します。
- 自動車交通騒音を測定し、必要に応じ県公安委員会に対し措置をとることを要請します。
- 道路体系の整備、道路構造の改善や交通規制に関して近隣自治体や関係機関と協議します。
- 近隣騒音防止や営業騒音防止に関する指導、啓発を実施します。
- エアコンやピアノ、ペットの鳴き声など、近隣への騒音に配慮するよう、呼び掛けます。
- 身近な悪臭に関する意識啓発を行います。
- 悪臭が発生するおそれがある施設等に対して、悪臭防止のための指導・啓発を行います。
- 屋外焼却行為や廃棄物不法投棄のパトロールを強化します。
- 「野田市環境保全条例」により地域の特性を考慮した規制を行います。
- 騒音や振動の状況を把握するため、必要に応じ測定器の貸出しを実施します。
- 連続立体交差事業及び関連する道路整備等を促進し、鉄道騒音及び道路騒音の低減を行います。

## ◇ 事業者 ◇

- 「騒音規制法」等の規制基準を遵守し、事業活動から発生する騒音や振動を抑制します。
- 建設工事では、周辺隣地に配慮し、低騒音・低振動型の機械の使用や遮音壁など防音施設を設置します。
- 宣伝活動や重機作業等は、時間や場所、音量などに配慮します。
- 市の行う騒音・振動調査に協力します。
- 運送車両について、積載量や走行速度に関する規制を遵守し、アイドリングストップを励行します。
- 車両等の不正改造や不正改造車への給油などは断ります。
- 事業活動に伴い発生する悪臭については、周辺地域に影響を及ぼさないよう対策を講じます。
- 悪臭に関する規制基準を遵守します。
- 産業廃棄物の屋外焼却は行わず、適正処理及び再資源化に努めます。
- 畜産農業に起因する悪臭を防止するため、家畜排泄物は適正に処理します。
- 施肥に伴う悪臭の発生は、覆土などにより抑制します。

◇ 市 民 ◇

- エアコンやピアノ、ペットの鳴き声などの音が、近隣への迷惑な騒音とならないように配慮します。
- 車の急発進や急加速、夜間のエンジン音などの騒音に配慮します。
- 工場や事業所からの騒音や振動について、日頃から関心を持ちます。
- 市の行う騒音・振動調査に協力します。
- 騒音・振動・悪臭に関する法規制、環境影響について理解を深めます。
- 悪臭発生の監視と防止対策に協力します。
- 家庭ごみの屋外焼却は行いません。

◇ 教育関係者 ◇

- 市の行う騒音・振動調査に協力します。
- 悪臭発生の監視と防止対策に協力します。
- 騒音・振動・悪臭問題について正しい知識の普及を行います。

◇ N P O等の市民活動団体 ◇

- 騒音・振動・悪臭に関し、近隣の環境に配慮した暮らしを普及・啓発します。
- 市の行う騒音・振動調査に協力します。
- 悪臭発生の監視と防止対策に協力します。
- 防音・防振・防臭に関する知識を普及・啓発します。



## 5-4 地質環境の保全

## ◇ 市 ◇

- 関係機関と連携のもと、土壌・地下水汚染防止の啓発に努め、汚染の恐れがある土地所有者などには適切な措置を講じるよう指導します。
- 土砂等による埋立事業の適正実施を指導します。
- 地下水の適正な利用と維持管理について、指導・啓発します。
- 地盤沈下の状況を把握し、地下水利用の監視を徹底します。
- 工場や事業所からの有機塩素系化合物など有害化学物質による汚染の監視・指導を行います。
- 市内全域について任意に抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）について調査・分析を実施します。
- 対象事業所への立入検査を実施し、適正な事業活動を監視・指導します。
- 地下水汚染のモニタリング調査を継続し、浄化対策も取り組み、工場、事業所への指導を行います。
- 農薬や化学肥料の適正使用や家畜排泄物の適正処理を指導します。
- 環境負荷の少ない環境保全型農業を支援します。
- 有害化学物質などの適正使用について意識啓発を行います。

## ◇ 事業者 ◇

- 化学薬品は適正に管理・使用・処理し、土壌・地下水の汚染防止に心掛け、健全な地質環境を維持します。
- 有害物質を使用する施設においては、敷地内の地質汚染状況調査を行い、有害物質による土壌・地下水汚染があった場合には、健康被害の防止対策を速やかに実施します。
- 自社所有地の土壌汚染のみならず、周辺地への影響に配慮した土壌・地下水汚染調査・対策を行います。
- 地下水の公共性に鑑み、行政の行う地下水汚染調査に協力します。
- 農地やゴルフ場において、農薬や化学肥料などの適正使用に努め、地下水を汚染しないよう適正に管理及び処理します。
- 浄水場付近や水源などでの農薬散布は極力抑制します。
- 地下水の適正な利用と維持管理をします。
- 地盤沈下を抑制するため、適正揚水に心掛けます。
- 化学物質の使用量を記録し、環境への排出を抑止します。
- 過去において使用した有害物質の記録を保管します。
- 土砂等による埋立事業を実施する場合には、条例等を遵守し、環境負荷を低減するよう配慮します。
- 地質環境への影響に配慮した開発に努めます。

◇ 市 民 ◇

- 農薬や化学肥料が土壌へ及ぼす影響について理解を深めます。
- 地下水や湧水の環境に果たす役割について理解を深めます。
- 家庭菜園や空き地へ除草剤や化学肥料などを散布するときは、適正に使用します。
- 減農薬や無農薬の野菜や果物等を積極的に購入します。
- 土地所有者としての責任を認識し、安易な土地の提供は行いません。
- 地下水を適正に利用します。
- 庭は、土や砂利などできるだけ透水性を高くするとともに、雨水浸透柵を設置します。
- 農薬や化学肥料などの使用・保管基準を遵守します。
- 湧水の保全に協力します。
- 家庭用井戸水の水質検査を定期的に行います。

◇ 教育関係者 ◇

- 農薬や化学肥料が土壌や地下水へ及ぼす影響について、学ぶ機会を提供します。
- 健全なる水循環やこれを育む地質環境について学ぶ機会を提供します。
- 井戸水に触れる経験を通し、地下水について正しい知識を提供します。
- 農業や肥料に関する知識を普及し、環境負荷について考える機会を提供します。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 農薬や化学肥料の適正使用を呼び掛けます。
- 家庭菜園や空き地への除草剤や化学肥料の散布に関し、適正使用を呼び掛けます。
- 減農薬や無農薬の野菜や果物等を積極的に購入するよう呼び掛けます。
- 湧水の保全に努めます。
- 地下水かん養域の森林や土壌を保全します。
- 不法投棄及び残土の不適正処理を監視・通報します。



## 基本方向 6 : みんなが参加する取組

### 6-1 環境教育・環境学習の推進

### 6-2 環境情報の共有とネットワークづくり

### 6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

多様化、複雑化した環境問題に対処していくために、各主体が一体となった取組が必要不可欠となっています。環境教育・環境学習は、環境意識を向上させるため、あらゆる年齢層、段階に応じて体系的に行っていく必要があります。

また、環境保全活動を促進するためには、各主体が有する環境に関する有益な情報を共有し、協力・連携していくことが求められています。

さらに、環境保全活動を支援する拠点の設置や環境に関する人材を育成するための体制づくり、組織づくりが求められています。

このような状況を踏まえて、環境教育・環境学習を推進するとともに、環境情報の共有とネットワークづくり、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりに関する取組を進めていきます。

環境教育・環境学習の状況を把握するため、こどもエコクラブの登録数や小中学校での環境教育の実施校数を環境指標とします。また、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりの状況については、市民講座・イベント回数及び環境活動団体数を指標とします。

#### ◇環境指標等◇

環境指標の項目		現在値	将来目標値等
6-1 環境教育・環境学習の推進	◎こどもエコクラブの登録数	1クラブ	5クラブ
	◎小中学校での環境教育実施校	20校	全校 (31校)
6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり	◎市民講座・イベント回数	23回	現状維持
	◎環境活動団体数	9団体	9団体

みんなが参加する取組を進めるための、環境教育・環境学習の推進、環境情報の共有とネットワークづくり、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりに関する取組内容を以下に示します。

## ◇◇具体的な取組◇◇

### 6-1 環境教育・環境学習の推進

#### ◇ 市 ◇

- 環境に関する講演会やイベントの開催、広報による情報提供、職員による出前講座などを進めます。
- 環境に関する市民や市民活動団体が開催するイベントなどを支援します。
- 幼稚園から大学まで教育活動全体を通じて、発達段階に応じた環境学習を充実させます。
- 環境に関する知識やモラル、マナーなどの習得を通して、児童・生徒等が環境に配慮した行動を実践できるようにします。
- 環境に関する職員教育を実践し、意識の高揚を図ります。

#### ◇ 事業者 ◇

- 環境に関する市や市民活動団体が開催するイベントなどに協力します。
- 環境に関する従業員教育を実践し、意識の高揚を図ります。
- 環境保全に関する取組を周知・公表します。
- 職場に環境保全の担当者を設置します。
- 保有するノウハウや人材等を生かし、環境学習の実施、場の提供、講師等の派遣などを通じて、地域と協力・連携します。

#### ◇ 市民 ◇

- 市や市民活動団体等が実施する環境に関する教育や学習などに、積極的に参加します。
- 地域住民は、自ら有する知識や技能などを活かし、環境学習の機会づくりに協力します。
- 市や民間団体が実施する環境調査などに参加し、地域環境への知識や理解を深めます。
- 学校・地域・職場で学んだことを家庭で話し合い、お互い学び合って、日常生活や生活習慣を見直し、環境に配慮した暮らしを実践します。

#### ◇ 教育関係者 ◇

- 幼稚園から大学まで教育活動全体を通じて、発達段階に応じた環境学習を充実させます。
- 環境に関する知識やモラル、マナーなどの習得を通じて、児童・生徒等が環境に配慮した行動を実践できるようにします。
- 幼稚園児には、自然や環境に対する興味・関心を持たせ、豊かな感受性を育てます。
- 小・中・高等学校の生徒には、教科の時間や学校行事等の中で環境学習を進めます。

#### ◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 専門性を活かし、市や市民活動団体等が実施する環境に関する教育や学習などに、指導者としての役割を担います。
- 事業者、市民、教育関係者など各主体間の連携に積極的に協力し、環境学習に関する取組をコーディネートします。

## 6-2 環境情報の共有とネットワークづくり

## ◇ 市 ◇

- 環境保全への取組に関する情報を収集、整理し、ホームページなどで公開します。
- 地域と連携し、回覧板の活用などで広報活動を充実します。
- 市と市民が双方向で情報交換できる、環境情報のネットワークづくりを進めます。

## ◇ 事業者 ◇

- 事業者間の環境保全への取組に関する情報を提供し、共有していきます。
- 環境に配慮した商品やサービスの情報を広く提供します。
- 環境情報のネットワークづくりに協力します。

## ◇ 市民 ◇

- 市に対して積極的に意見・提言を行うなど行政運営に参加します。
- 環境に関する情報を提供し、みんなと共有していきます。
- 環境情報のネットワークづくりに協力します。

## ◇ 教育関係者 ◇

- 環境保全に役立つ情報を提供します。
- 環境情報のネットワークづくりに協力します。

## ◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 市に対して積極的に意見・提言を行うなど行政運営に参加します。
- 環境活動の目的や状況を広く知らせ、市民の参加を募ります。
- 他の団体や市と情報を共有していきます。
- 環境情報のネットワークづくりに協力します。



### 6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

#### ◇ 市 ◇

- 地域の環境保全活動をするための拠点づくりや、組織づくりを進めます。
- 市民の自主的な環境保全活動や組織づくりを支援します。
- 環境保全活動を実践する事業者、市民などを評価する顕彰制度の創設を検討します。
- 環境保全に関する市民活動や交流の場を整備します。
- 地域の環境保全について、実践的な指導が行える人材を育成します。
- 地域の様々な環境に関する情報や知識を持っている学識者などの情報を整理します。
- 地域の環境リーダーや環境アドバイザーなど、地域の環境に関する指導者として、実践的な指導を行える人材の育成を進めます。
- 事業者等の環境マネジメントシステムの導入を支援します。

#### ◇ 事業者 ◇

- 地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
- NPO等の市民活動団体や市が主催する環境保全に関する活動やイベントに積極的に協力します。
- 職場のみんなが協力しあえる環境保全活動を考え、それを実践します。
- 関係する事業者や機関と連携し、環境保全活動などに積極的に協力します。
- 地域の環境リーダーや環境アドバイザーなど、地域の環境に関する指導者として、実践的な指導を行える人材の育成に協力します。
- 環境マネジメントシステムの導入を検討します。

#### ◇ 市民 ◇

- 地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
- NPO等の市民活動団体や市が主催する環境保全に関する活動に積極的に協力します。
- 市民が協力しあえる環境保全活動を考え、実践します。
- 市や事業者と協力し、環境保全活動に積極的に取り組みます。
- 他地域の環境リーダーと協力して、効果的な環境保全活動を実施します。
- 自ら地域の環境リーダーや環境アドバイザーを目指します。
- 研修会に参加し、その知識を生かし地域における環境の輪を広げます。



◇ 教育関係者 ◇

- 地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
- 環境保全に役立つ情報を提供します。
- 環境保全に取り組む団体との交流を進めます。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
- 地域の環境保全活動を企画し、実践します。
- 専門性を活かし、事業者や市民の相談相手となり、環境保全活動の指導者としての役割を担います。
- 環境保全に役立つ情報を提供します。
- 環境保全に関して、市、事業者、市民など、他の主体や市民活動団体と連携します。





## 第7章 重点施策

重点施策とは、環境基本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、特に重点をおいて取り組んでいくものです。

環境基本計画では、野田市が目標とする望ましい環境像を実現するために、本市の地域特性や意識調査の結果で明らかになった環境の現状と課題を踏まえて、四つの「重点施策」を提案します。

重点施策名	選 定 理 由
1 生物の多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の開発や乱獲、環境汚染や地球温暖化など様々な原因により、地球上の生物種が急速に絶滅し、年間4万種が地球上から姿を消している状況となっています。</li> <li>・県では生物多様性ちば県戦略(2008年)を策定し、生物多様性の保全と持続的な利用に取り組んでいます。</li> <li>・生物多様性基本法において、市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならないとされている。</li> <li>・平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012—2020」が閣議決定され、その中で、「コウノトリ・トキが生息できる環境を関東平野に取り戻そうとする取組の中で、多様な野生生物を育む空間づくりを地域の人々と協力しながら行うことが明記されている。</li> <li>・市民意見として、「野田市の緑が失われている状況は残念である。ホテルが飛び交うような、多様な生物が田んぼに生息できるような環境が野田で実現できればと思う。」など生物多様性の保全と回復を望む声が寄せられています。</li> <li>・市では平成27年3月に策定された「生物多様性のだ戦略」において、生物多様性を保全していくためには、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めることが重要であるとしている。</li> </ul>
2 廃棄物の減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、ごみの分別収集等を通じ、廃棄物の減量化・リサイクル化について、着実に成果を挙げていますが、これからも循環型社会を構築していく上で、重要な事項となっています。</li> <li>・市民アンケートにおいて、市民が関心を持っている環境問題の上位に挙げられています。</li> <li>・市でも、重点的に取り組んでいます。</li> </ul>
3 地質環境保全施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水は、市民生活や産業活動などにおける貴重な人類共有の天然資源です。</li> <li>・汚染された地質環境を浄化することは難しいため、汚染状況の監視と指導を徹底する必要があります。</li> <li>・汚染構造を把握し、的確な対応をとる必要があります。</li> <li>・農薬や化学肥料の適正使用、家畜排泄物の適正処理を指導する必要があります。</li> </ul>

<p>4 環境教育・環境学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境問題に対応していくためには、環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動が求められており、環境教育・環境学習の果たす役割は重要となっています。</li><li>・千葉県では、「千葉県環境学習基本方針」を策定し、市民、NPO等の市民活動団体、事業者、教育機関など、地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かしながら相互に連携・協働して、環境の保全・再生のために主体的に行動する人を育てる環境教育・環境学習の推進が求められています。</li><li>・全ての環境への取組は、教育・学習から始まります。</li></ul>
-----------------------	--

## 重点施策 1 : 生物多様性の保全

野田市は、利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川に囲まれ、豊かな自然を数多く残す都市です。こうした自然は、市内の中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園などの公園・緑地と合わせて、豊かな自然との触れ合いの場となっております。こうした自然は、生物の生息の場であるとともに、私たちの心に潤いと安らぎを与えてくれます。

特に、市では、市民参加による生物多様性へ取組を推進し、生物多様性の理解を深めることで、自然と共生する地域づくりを進めていきます。

総合計画策定時における市民及び委員からの意見として、「野田市の緑が失われている状況は残念である。ホタルが飛び交うような、多様な生物が田んぼに生息できるような環境が野田で実現できればと思う。」など生物多様性の保全と回復を望む声が寄せられています。

将来にわたって、みどりのふるさとである野田の豊かな自然環境や多種多様な生き物、すなわち生物多様性を保全していくため、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めることが重要と考えます。

以上のことから、生物多様性を保全していくため、「生物の多様性の保全」に取り組みます。

### ◇◇該当する施策の方向◇◇

1 - 3 生物の多様性の保全

### ◇◇具体的な取組例◇◇

- ・ NPOと市民が実施する生物多様性の保全活動への支援
- ・ 江川地区などの樹林地の保全
- ・ 水辺環境の保全と再生
- ・ コウノトリの飼育・野生復帰の推進
- ・ 利根川、江戸川における湿地の再生



## 重点施策2：廃棄物の減量・リサイクルの推進

私たちの生活の中で、ごみ問題は最も身近に接する環境問題のうちの一つであって、解決が急がれる課題でもあります。これまでの大量浪費型の社会システムへの反省をもとに、循環型社会の実現に向けた法整備も進み、分別回収やリサイクル活動なども活発になってきました。しかし、今でも私たちの周りにはありとあらゆる製品があふれ、それらの消費に伴って排出されるごみの多さには驚かされます。資源やエネルギー節約、地球環境のことを考えると、ごみを出した後の処理よりも、まずごみを出さないようにすることが肝要です。

本市では、このような状況を踏まえ、廃棄物の減量化やリサイクル化の促進、不法投棄対策等の廃棄物の適切な処理に取り組むとともに、意識啓発の促進や分別収集の徹底等に取り組み、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる循環型社会の実現を目指し、事業者、市民や企業、市が一体となって環境への負荷を軽減し、快適で安全な野田市を実現するため、引き続き、ごみの減量及びリサイクルを推進していくことが必要です。

以上のことから、環境への負荷の少ない循環を基調とした地域社会を目指し、「廃棄物の減量・リサイクルの推進」に取り組みます。

◇◇該当する施策の方向◇◇
3-1 廃棄物の減量化の推進
3-2 資源化の推進

◇◇具体的な取組例◇◇
・ごみの減量化・リサイクル化への意識の向上と実践
・資源回収やリサイクル製品等の利用への理解と協力
・分別収集の徹底・拡大
・フリーマーケットの開催・不用品の活用の促進
・一般廃棄物処理基本計画の推進
・新清掃工場の整備



## 重点施策3：地質環境保全施策の推進

地下水は、飲み水や災害緊急時の水資源としてだけでなく、工業や農業などの産業活動における重要な人類共有の天然資源です。また、地下水の過剰な摂取が、地盤沈下につながることから、地下水は地盤を保持する構造体としての性格を有します。地下水は一旦汚染されると浄化することは難しく、浄化までには長い年月がかかります。また、一たび沈下した地盤は、元のレベルに復元することはありません。

地質環境の保全としては、工場、事業場の排水等に環境基準を超過するような化学物質が無いかを調査し、さらに、市内全域を2キロメートル四方に区分し、任意抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）の調査・分析を行い、汚染状況を把握する必要があります。

地盤沈下対策としては、地下水の取水量を調査・監視することにより、地下水の過剰摂取を抑制していく必要があります。また、汚染の発生地区では、汚染の全体像を把握し、的確な対応をとる必要があります。こうした取組を通じて、健全な地質環境保全を図るとともに、地下水汚染等の地質環境に関する情報提供や啓発活動にも併せて取り組んでいきます。

### ◇◇該当する施策の方向◇◇

5-4 地質環境の保全

### ◇◇具体的な取組例◇◇

- ・地下水利用の監視の徹底と発生源への指導
- ・地下水汚染地区での調査・監視の実施
- ・農薬・化学肥料の適正使用や家畜排泄物の適正処理への指導
- ・地下水揚水量の調査・監視の推進
- ・地質環境保全に関する情報提供、啓発活動



## 重点施策4：環境教育・環境学習の推進

子どもは、感受性が豊かで様々なことに興味を持ち、何事も率直に受け入れることができます。したがって、小さなころから自然に接したり、環境保全について考えたりする機会を、家庭や地域、学校などを通じて提供していくことで、自ら考え、行動する市民に育てることにつながっていくものと考えられます。

一方、大人については環境への関心が高まっている反面、美化に関してはマナーの低下が指摘されていることから、環境保全に対する意識を高め、取組を促進するための環境啓発が求められます。

国では、「環境保全活動・環境教育推進法」が、幅広い実践的人材づくりに向けて詳細な規定を整備するため、平成24年10月1日に、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」として改正され、国及び地方公共団体に対して学校での各教科その他の教育活動を通じて体系的な環境教育が行われることが求められています。

さらに、市だけでなく、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体などが協力して学校・地域・職場等で環境教育を推進していくことが求められています。

これからは、各主体が環境教育を受けるだけでなく、環境学習の場を創出し、教える立場として相互の理解を深め、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体など様々な単位により環境に配慮した行動を推進していくことが必要です。

以上のことから、幅広い年齢層を対象に「環境教育・環境学習の推進」に取り組みます。

◇◇該当する施策の方向◇◇
6-1 環境教育・環境学習の推進

◇◇具体的な取組例◇◇
・ 幼児から大人まで発育段階に応じた体験型学習の場の整備
・ 環境学習の場としての事業所の提供、講師派遣等による地域や教育機関と協力・連携
・ NPO等の市民活動団体の専門性を活かした環境学習の指導
・ 学校における体験型学習の場の整備
・ 地域の自然体験型学習プログラムの検討・実施
・ 環境学習ガイドブックやパンフレットの作成
・ 環境学習広域ネットワークの構築



## **第8章 計画の推進方策**

### **1 計画推進の基本的考え方**

本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現、そのための施策の実施を計画的に推進していくため、計画の推進体制や仕組みなどを整える必要があります。

#### **(1) 計画推進の体制づくり**

施策の推進に関する全庁的な組織として、庁内関係各課などの代表で構成する（仮称）「環境基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、環境関連施策の総合調整と計画全体の進行管理を行います。また、事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の具体的な取組内容や支援方策、イベントなどについて提言します。

#### **(2) 計画推進の進行管理の仕組みづくり**

「望ましい環境像」の実現に向け、具体的な取組を進めていきますが、今後「推進会議」は一定期間ごとに成果や問題点など進捗状況を把握し、評価します。評価に基づいて取組の内容を再検討し、更に取組を推進していきます。

この「取組の推進」→「進捗状況の把握と評価」→「取組の再検討」という一連の流れを繰り返すことによって、「望ましい環境像」の実現を図る進行管理の仕組みを築きます。

#### **(3) 進行管理における環境指標**

本計画の取組を進めるためには、現在、環境がどのような状態にあるのかを知ることが大切です。

そのため、本計画では、環境の状況を知るための「ものさし」となる環境指標を設定し、定期的にその達成状況や変化を把握することにより計画を効果的に進めます。

この環境指標は、計画の推進段階において必要に応じて見直しや追加をしていきます。「推進会議」では、進捗状況の把握と評価を定期的に行うとともに、環境指標の達成状況の分析を行います。

計画全体の進捗状況、環境指標の達成状況などは、環境に関する年次報告書である「野田市環境調査報告書」等により公表を行い、市民や事業者などから意見を求めます。

これらの進捗状況や達成状況、市民や事業者の意見は、「環境審議会」に報告して意見を求め、次年度以降の各主体の取組に反映させます。

#### **(4) 計画の見直し**

速やかな対応が必要な新たな課題の発生や、技術革新などに伴う施策の転換などに、柔軟に対応していくため、計画は中間年を目途に見直しを図ります。

## 2 計画の周知

自主的な環境保全活動が継続的に実践されるよう、事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体などに分かりやすく本計画の内容を知らせる必要があります。そのため、次のことを行います。

- 計画書、計画書概要版の配布：本計画書は、関係機関や公共機関に置き、誰でもいつでも見ることができるようにします。
- 各種イベントの開催：事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体を対象とした環境フォーラムなどのイベントを開催し、計画の周知や推進のための啓発を行います。

## 3 財源の確保

市は、本計画に掲げる環境施策や関係事業を、市総合計画の中の基本計画の実施計画に位置付け、円滑な推進に向け適切な予算の確保に努めます。

